

## 雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒		堺市
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	38 時間45分 / 週 (1日 7時間45分× 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	194,584 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)      時間 (週勤務時間数)      時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏

氏 名	[REDACTED]		確認印	[REDACTED]
現住所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務/1日 午前9時 ~ 午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [ 20日 ] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給 194,584円		
	2. 通 勤 費	支給 [3ヶ月定期金額]		
	3. 支 給 日	毎月末 (休日の場合はその前日)		
社会保険等	1. 健康保険	加 入 (H20年7月度より)		
	2. 厚生年金	加 入 (H20年7月度より)		
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の 1.75 倍を年間賞与金額とする。 194,584円 × 1.75 = 340,522円 (年額) 支給は月均等割とし、28,377円 (月額・切上げ) を加算する。			
	時間外は時給@1,557円とする。			

出勤簿

2023年4月

↓  
2023年5月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
1	月	09:00	17:30		
2	火	09:00	17:30		
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月	09:00	17:30		
9	火	09:00	17:30		
10	水	09:00	17:30		
11	木	09:00	17:30		
12	金	09:00	17:30		
13	土				
14	日				
15	月	09:00	17:30		
16	火	09:00	17:30		
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	18

出勤簿

2023 年 5 月

↓  
2023 年 6 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	日				
22	月	09:00	17:30		
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	09:00	17:30		
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	09:00	17:30		
1	木	有休休暇			
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2023年6月

↓  
2023年7月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金	09:00	17:30		
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
30	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	09:00	17:30		
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月	09:00	17:30		
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月				
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	17:30		

	合計	0:00
	出勤日数	21

出勤簿

2023年7月

↓  
2023年8月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
31	月	09:00	17:30		
1	火	09:00	17:30		
2	水	09:00	17:30		
3	木	09:00	17:30		
4	金	有給休暇			
5	土				
6	日				
7	月	有給休暇			
8	火	有給休暇			
9	水	有給休暇			
10	木	09:00	17:30		
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	09:00	17:30		
15	火	09:00	17:30		
16	水	09:00	17:30		
17	木	09:00	17:30		
18	金	09:00	17:30		
19	土				
20	日				

合計	0:00
出勤日数	16

出勤簿

2023年 8 月

↓  
2023年 9 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	月	09:00	17:30		
22	火	09:00	17:30		
23	水	09:00	17:30		
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	09:00	17:30		
31	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	22

出勤簿

2023年9月

↓  
2023年10月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	18:00	00:30	
30	土				
1	日				
2	月	有給休暇			
3	火	09:00	17:30		
4	水	09:00	17:30		
5	木	09:00	17:30		
6	金	09:00	17:30		
7	土				
8	日				
9	月	09:00	17:30		
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計	0:30
出勤日数	21

出勤簿

2023 年 10 月

↓  
2023 年 11 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	土				
22	日				
23	月	09:00	17:30		
24	火	09:00	17:30		
25	水	09:00	17:30		
26	木	09:00	17:30		
27	金	09:00	17:30		
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	20

出勤簿

2023 年 11 月

↓  
2023 年 12 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木				
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2023年12月

↓

2024年1月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	有給休暇			
29	金				
30	土				
31	日				
1	月				
2	火				
3	水				
4	木	09:00	17:30		
5	金	09:00	17:30		
6	土				
7	日				
8	月				
9	火	09:00	17:30		
10	水	09:00	17:30		
11	木	09:00	17:30		
12	金	09:00	17:30		
13	土				
14	日				
15	月	09:00	17:30		
16	火	09:00	17:30		
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	16

出勤簿

2024 年 1 月

↓  
2024 年 2 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	日				
22	月	09:00	17:30		
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	有給休暇			
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月				
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	20

出勤簿

2024 年 2 月



2024 年 3 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	17:30		
20	水				

合計	0:00
出勤日数	19

## 雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな			
被雇用者の 氏名			
生年月日			
住所	堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	38 時間45分 / 週 (1日 7時間45分 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	189,895 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

2023.4.1改訂

## 勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏文

氏 名	[REDACTED]		確認印	[REDACTED]
現住所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務/1日 午前9時00分～午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [ 20日 ] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給	189,895 円	
	2. 通 勤 費	支 給	[ 3ヶ月定期金額 ]	
	3. 支 給 日	毎 月 末	(休日の場合はその前日)	
社会保険等	1. 健康保険	加 入	(H20年7月度より)	
	2. 厚生年金	加 入	(H20年7月度より)	
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の1.75倍を年間賞与金額とする。 189,895 円 × 1.75 = 332,317 円 (年額) 支給は月均等割とし、27,694円(月額・切上げ)を加算する。			
	時間外は時給@1,519円とする。			

出勤簿

2023年4月

↓  
2023年5月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
1	月	09:00	17:30		
2	火	09:00	17:30		
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月	09:00	17:30		
9	火	09:00	17:30		
10	水	09:00	17:30		
11	木	09:00	17:30		
12	金	09:00	17:30		
13	土				
14	日				
15	月	09:00	17:30		
16	火	09:00	17:30		
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	18

出勤簿

2023 年 5 月

↓  
2023 年 6 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	日				
22	月	09:00	17:30		
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	09:00	17:30		
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	有給休暇			
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2023 年 6 月  
↓  
2023 年 7 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金	09:00	17:30		
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
30	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	09:00	17:30		
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月	09:00	17:30		
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月				
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2023 年 7 月  
↓  
2023 年 8 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
31	月	09:00	17:30		
1	火	09:00	17:30		
2	水	09:00	17:30		
3	木	09:00	17:30		
4	金	09:00	17:30		
5	土				
6	日				
7	月	09:00	17:30		
8	火	09:00	17:30		
9	水	09:00	17:30		
10	木	09:00	17:30		
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	有給休暇			
15	火	有給休暇			
16	水	有給休暇			
17	木	有給休暇			
18	金	09:00	17:30		
19	土				
20	日				

合計	0:00
出勤日数	16

出勤簿

2023 年 8 月

↓

2023 年 9 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	月	09:00	17:30		
22	火	09:00	17:30		
23	水	09:00	17:30		
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	09:00	17:30		
31	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	22

出勤簿

2023年9月



2023年10月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	17:30		
30	土				
1	日				
2	月	09:00	17:30		
3	火	09:00	17:30		
4	水	09:00	17:30		
5	木	09:00	17:30		
6	金	09:00	17:30		
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2023年10月

↓  
2023年11月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	土				
22	日				
23	月	09:00	17:30		
24	火	09:00	17:30		
25	水	09:00	17:30		
26	木	09:00	17:30		
27	金	09:00	17:30		
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	有給休暇			

合計	0:00
出勤日数	19

出勤簿

2023 年 11 月



2023 年 12 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木				
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	13:30		昼から有給
20	水	有給休暇			

合計	0:00
出勤日数	20

出勤簿

2023 年 12 月

↓  
2024 年 1 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	木	有給休暇			
22	金	有給休暇			
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金				
30	土				
31	日				
1	月				
2	火				
3	水				
4	木	09:00	17:30		
5	金	09:00	17:30		
6	土				
7	日				
8	月				
9	火	09:00	17:30		
10	水	09:00	17:30		
11	木	09:00	17:30		
12	金	09:00	17:30		
13	土				
14	日				
15	月	09:00	17:30		
16	火	09:00	17:30		
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	15

出勤簿

2024 年 1 月

↓  
2024 年 2 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	日				
22	月	有給休暇			
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	09:00	17:30		
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月				
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	20

出勤簿

2024 年 2 月

↓  
2024 年 3 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	17:30		
20	水				

合計	0:00
出勤日数	19

## 雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21 時間 / 週 (1日 7時間× 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,023 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( )活動		
按分	100	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏



氏名 生年月日	[REDACTED]		確認印	[REDACTED]
住 所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日			
勤務時間	午前9時15分 ~ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする			
	実労 7.0 時間 勤務 / 1日			
賃 金	1. 賃 金	時間給@ 1,023 円 実労働時間による		
	2. 通 勤 費	支給 自宅~市役所 公共交通1日@500円		
	3. 支 給 日	毎月20日× 月末支給 (休日の場合はその前日)		
社会保険	1. 労災保険	加 入		
	2. 雇用保険	適 用		
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。			
	この書類は労使双方が保管すること。			

出勤簿

2023 年 4 月

↓  
2023 年 5 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	金				
22	土				
23	日				
24	月	09:15	17:00	07:00	
25	火	09:15	17:00	07:00	
26	水				
27	木	09:15	17:00	07:00	
28	金				
29	土				
30	日				
1	月	09:15	17:00	07:00	
2	火	09:15	17:00	07:00	
3	水				
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月	09:15	17:00	07:00	
9	火	09:15	17:00	07:00	
10	水				
11	木	09:15	17:00	07:00	
12	金				
13	土				
14	日				
15	月	09:15	17:00	07:00	
16	火	09:15	17:00	07:00	
17	水				
18	木	09:15	17:00	07:00	
19	金				
20	土				

合計	77:00
出勤日数	11

出勤簿

2023 年 5 月

↓  
2023 年 6 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	日				
22	月	09:15	17:00	07:00	
23	火	09:15	17:00	07:00	
24	水				
25	木	09:15	17:00	07:00	
26	金				
27	土				
28	日				
29	月				
30	火	09:15	17:00	07:00	
31	水				
1	木	09:15	17:00	07:00	
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	09:15	17:00	07:00	
6	火	09:15	17:00	07:00	
7	水				
8	木	09:15	17:00	07:00	
9	金				
10	土				
11	日				
12	月	09:15	17:00	07:00	
13	火	09:15	17:00	07:00	
14	水				
15	木	09:15	17:00	07:00	
16	金				
17	土				
18	日				
19	月	09:15	17:00	07:00	
20	火	09:15	17:00	07:00	
合計				91:00	
出勤日数				13	

出勤簿

2023 年 6 月  
↓  
2023 年 7 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	水				
22	木	09:15	17:00	07:00	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:15	17:00	07:00	
27	火	09:15	17:00	07:00	
28	水				
29	木	09:15	16:00	06:00	
30	金				
1	土				
2	日				
3	月	09:15	17:00	07:00	
4	火	09:15	17:00	07:00	
5	水				
6	木	09:15	17:00	07:00	
7	金				
8	土				
9	日				
10	月	09:15	17:00	07:00	
11	火	09:15	17:00	07:00	
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				
18	火	09:15	17:00	07:00	
19	水				
20	木	09:15	17:00	07:00	
合計				76:00	
出勤日数				11	

出勤簿

2023 年 7 月

↓  
2023 年 8 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	金				
22	土				
23	日				
24	月	09:15	17:00	07:00	
25	火	09:15	17:00	07:00	
26	水				
27	木	09:15	17:00	07:00	
28	金				
29	土				
30	日				
31	月	09:15	17:00	07:00	
1	火	09:15	17:00	07:00	
2	水				
3	木	09:15	17:00	07:00	
4	金				
5	土				
6	日				
7	月	09:15	17:00	07:00	
8	火	09:15	17:00	07:00	
9	水				
10	木	09:15	17:00	07:00	
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	09:15	17:00	07:00	
15	火				
16	水				
17	木	09:15	17:00	07:00	
18	金				
19	土				
20	日				

合計	77:00
出勤日数	11

出勤簿

2023年8月

↓  
2023年9月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	月	09:15	17:00	07:00	
22	火	09:15	17:00	07:00	
23	水				
24	木	09:15	17:00	07:00	
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	09:15	17:00	07:00	
29	火	09:15	17:00	07:00	
30	水				
31	木	09:15	17:00	07:00	
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	09:15	17:00	07:00	
5	火	09:15	17:00	07:00	
6	水				
7	木	09:15	17:00	07:00	
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	09:15	17:00	07:00	
12	火	09:15	17:00	07:00	
13	水				
14	木	09:15	17:00	07:00	
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:15	17:00	07:00	
20	水				

合計	91:00
出勤日数	13

出 勤 簿

2023 年 9 月

↓  
2023 年 10 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	木	09:15	17:00	07:00	
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	09:15	17:00	07:00	
26	火	09:15	17:00	07:00	
27	水				
28	木	09:15	17:00	07:00	
29	金				
30	土				
1	日				
2	月	09:15	17:00	07:00	
3	火	09:15	17:00	07:00	
4	水				
5	木	09:15	17:00	07:00	
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	09:15	17:00	07:00	
11	水				
12	木	09:15	17:00	07:00	
13	金				
14	土				
15	日				
16	月	09:15	17:00	07:00	
17	火	09:15	17:00	07:00	
18	水				
19	木	09:15	17:00	07:00	
20	金				

合計	84:00
出勤日数	12

出勤簿

2023年10月

↓

2023年11月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	土				
22	日				
23	月	09:15	17:00	07:00	
24	火	09:15	17:00	07:00	
25	水				
26	木	09:15	17:00	07:00	
27	金				
28	土				
29	日				
30	月				
31	火	09:15	17:00	07:00	
1	水				
2	木	09:15	17:00	07:00	
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:15	17:00	07:00	
7	火	09:15	17:00	07:00	
8	水				
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月	09:15	17:00	07:00	
14	火	09:15	17:00	07:00	
15	水				
16	木	09:15	17:00	07:00	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月	09:15	17:00	07:00	

合計	77:00
出勤日数	11

出勤簿

2023 年 11 月

↓

2023 年 12 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	火	09:15	17:00	07:00	
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	09:15	17:00	07:00	
28	火	09:15	17:00	07:00	
29	水				
30	木				
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	09:15	17:00	07:00	
5	火	09:15	17:00	07:00	
6	水				
7	木	09:15	17:00	07:00	
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	09:15	17:00	07:00	
12	火	09:15	17:00	07:00	
13	水				
14	木	09:15	17:00	07:00	
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	09:15	17:00	07:00	
19	火	09:15	17:00	07:00	
20	水				
合計				77:00	
出勤日数				11	

出勤簿

2023年12月  
↓  
2024年1月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	木	09:15	17:00	07:00	
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	09:15	17:00	07:00	
26	火	09:15	17:00	07:00	
27	水				
28	木				
29	金				
30	土				
31	日				
1	月				
2	火				
3	水				
4	木	09:15	17:00	07:00	
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火	09:15	17:00	07:00	
10	水				
11	木	09:15	17:00	07:00	
12	金				
13	土				
14	日				
15	月	09:15	17:00	07:00	
16	火	09:15	17:00	07:00	
17	水				
18	木	09:15	17:00	07:00	
19	金				
20	土				

合計	63:00
出勤日数	9

## 雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21 時間 / 週 (1日 7時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,064 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間	
		(週勤務時間数) 時間	
	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏

氏名 生年月日	[Redacted]		確認印	[Redacted]
住 所	堺市 [Redacted]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日			
勤務時間	午前9時15分 ~ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする			
	実労 7.0 時間 勤務 / 1日			
休 暇	有給休暇 [ 9日 ] R6年12月まで(1月1日更新)※ただし、繰越また買取無			
賃 金	1. 賃 金	時間給 @ 1,064 円 実労働時間による		
	2. 通 勤 費	支給 自宅 ~ 市役所 公共交通1日 @ 500円		
	3. 支 給 日	毎月20日 × 月末支給 (休日の場合はその前日)		
社会保険	1. 労災保険	加 入		
	2. 雇用保険	適 用		
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。			
	この書類は労使双方が保管すること。			

出勤簿

2024年1月

↓

2024年2月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	日				
22	月	09:15	17:00	07:00	
23	火	09:15	17:00	07:00	
24	水				
25	木	09:15	17:00	07:00	
26	金				
27	土				
28	日				
29	月	09:15	17:00	07:00	
30	火	09:15	17:00	07:00	
31	水				
1	木	09:15	17:00	07:00	
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	09:15	17:00	07:00	
6	火	09:15	17:00	07:00	
7	水				
8	木	09:15	17:00	07:00	
9	金				
10	土				
11	日				
12	月				
13	火	09:15	17:00	07:00	
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				
18	日				
19	月	09:15	17:00	07:00	
20	火	09:15	17:00	07:00	

合計		84:00
出勤日数		12

出勤簿 2024年2月  
↓  
2024年3月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
21	水				
22	木	09:15	17:00	07:00	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:15	17:00	07:00	
27	火	09:15	17:00	07:00	
28	水				
29	木	09:15	17:00	07:00	
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	09:15	17:00	07:00	
5	火	09:15	17:00	07:00	
6	水				
7	木	09:15	17:00	07:00	
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	09:15	17:00	07:00	
12	火	09:15	17:00	07:00	
13	水				
14	木	09:15	17:00	07:00	
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:15	17:00	07:00	
20	水				

合計		77:00
出勤日数		11

## 雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21 時間 / 週 (1日 7時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,064 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏文



氏名 生年月日	[Redacted]		確認印	[Redacted]
住 所	堺市 [Redacted]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日			
勤務時間	午前9時15分 ~ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする 実労 7.0 時間 勤務/1日			
賃 金	1. 賃 金	時間給@ 1,064 円 実労働時間による		
	2. 通 勤 費	支給 自宅~市役所 公共交通1日@500円		
	3. 支 給 日	毎月20日× 月末支給 (休日の場合はその前日)		
社会保険	1. 労災保険	加 入		
	2. 雇用保険	適 用		
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。			
	この書類は労使双方が保管すること。			

## 事務所（使用）状況報告書

公明党堺市議団

管理責任者 (議員名)	吉川 敏文		
事務所名	公明党堺市議団事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町4番7号  TEL 072 ( 232 ) 6336		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 有限会社 材庄ビル )
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	55.71 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 166,568 円 (政務活動費充当額 166,568 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・100 % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・100 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネットプロバイダー利用料 )・・・ 100 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
	【所在地】		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 2 / 年 2 月 5 日

## 建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 株式会社 材庄 を甲とし、賃借人 公明党堺市議会議員団 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### I. 標記

#### (1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町 68 番地 1, 67 番地		
住居表示	堺市堺区新町 4 番 7 号		
家屋番号	68 番 1	建物種類	事務所・車庫
建物名称	材庄ビル	住戸番号	4 階 D 号室
構 造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建（目的物の所在階数 4 階）		
	（ <input type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ）		
床面積	約 55.71 m <sup>2</sup>		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	冷暖房設備		
付属施設	無		
付記事項	無		

\*記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等  
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、OCC機械設備一式 等  
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

#### (2) 賃貸借契約期間

始 期	2009 年 2 月 9 日より	2 年間とする
終 期	2011 年 2 月 8 日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 ¥159,000円 (税込)	賃料、共益費を共に現金 持参または振込による 方法により、毎月末日ま でに翌月分を先払いす る。	金融機関名 東京三菱銀行 東東支店
共益費	月額 ——円		預 金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 有限会社 材仕ビル 幹口 和彦 フリガナ トウゲグチ カズヒコ

(4) 保証金

保証金	[REDACTED]	解約時控除金	[REDACTED]
-----	------------	--------	------------

(5) 貸貸人及び管理人

貸 貸 人	住所	〒590-0079 堺市堺区新町4番9号	
	氏名	有限会社 材仕ビル	TEL: 072-233-7538
管 理 人	住所	〒	
	氏名		

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、役員、管理 責任者、社員等)
(本人)		公明党堺市議会議員	
家族又は従業者・ 社員など本物件建 物内入居者 (各人数の場合はそ の総従業員〇〇名)等 計( )人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	[REDACTED]	年齢	
	氏名	[REDACTED]	借主との関係	代表
	職業	[REDACTED]		

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条

甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に貸貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2. 乙は、本物件を「自己の経営する事務所」として賃借使用することをし、それ以外の目的に使用してはならない。(前番 利権確保事務所)

(賃借借期間)

第2条

賃借借期間は、標記のとおりとする。

2. 甲および乙は、互いに申し入れなき場合、本契約は自動更新される事とする。

(賃料等)

第3条

賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充てられる。

3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に寄附して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込にかかる費用は乙の負担とする。

4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。

5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

4. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の工事等)

第5条

乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の同意による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議若し賠償の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければ

建物賃借借約書(草案用)

ならない。

**(設備・造作等の変更)**

**第6条** 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切り、建具等の新増設または模様替え。
  - (2)電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
  - (3)本物件の外周（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

**(修理等)**  
**第7条**

- 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。
2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
  3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器具、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、故意・過失により修理、取換の必要な場合は、乙の負担とする。
  4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
  5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

**(免責)**  
**第8条**

地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

**(遵守事項)**  
**第9条**

乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

**(乙の届出義務)**

**第10条** 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

**(許可が必要な事項)**

**第11条** 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による

建物賃貸借契約書（事業用）

承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

**(禁止事項)**

**第12条** 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転賃すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)本物件において犬、猫等動物の飼育すること。

**(第三者同居の禁止)**

**第13条** 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

**(立入点検)**

**第14条** 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

**(契約の解除)**

**第15条** 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第3条の賃料等の支払義務。  
借主が賃料支払いを3回以上遅滞したとき、又は2ヵ月分の賃料の支払いが月末にない時。
- (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務。
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - (1)第1条の使用目的に違反したとき。
  - (2)第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき。
  - (3)第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき。
  - (4)第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき。
  - (5)反社会的集団（暴力団、迷惑な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。
  - (6)その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

**(契約の終了)**

**第16条** 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

建物賃貸借契約書（事業用）

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に歸すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の6ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等条目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雜則)

第 20 条 本物件における電気、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

- ・ 本契約物件は更張有姿の引渡しとする。
- ・ 本契約物件の張り出し看板は、家賃とは別途月々3,000円<sup>税別</sup>で設置する事が出来る。
- ・ 本契約物件の家賃は消費税込みとしているが、消費税増税の際は消費税増税分を上乗せとする事を乙は承諾した。
- ・ 本契約物件の1階部分のプレート看板は甲の費用負担で設置する。
- ・ 本契約物件の廃除時、又は本契約終了時の退去時は、現状回復（壁のペンキ塗り直し、床の傷い：傷多き場合張替え、玄関櫃の張り替え、電球の取替えを借主にて行う）とする。
- ・ 本契約物件に於ける電気代は検定<sup>51</sup>となっている為、当月電気代は翌月分の家賃と一緒に甲の特定する口座へ振り込みで行う事を乙は承諾した。 以上

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (賃貸人) 堺市堺区新町4番3号  
有限会社材庄ビル

住所

氏名

代表取締役 峠口和彦

(TEL 072-233-7588)

乙 (賃借人)

住所 堺市堺区南瓦町3番1号

氏名

公明党堺市議会議員団

(TEL 072-226-7203)

連帯保証人

住所

氏名

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(10)15542号

事務所所在地 堺市堺区一条通18番8号

商号(名称) 信業商事株式会社

代表者氏名 橋本 英樹

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪)第46149号

氏名 橋本 英樹

媒介業者

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7  
有限会社 材庄  
代表取締役 峠口和彦

### 消費税増税に関するお知らせ

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法改正により平成26年4月1日から消費税が8%となります。

つきましては、4月分以降の賃貸料等、新税率にてご請求させていただきますので、何卒ご理解ご了承を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 請 求 書

平成26年3月吉日

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号  
有限会社 材庄ビル  
代表取締役 峠口和彦

金額	¥163,540.-
----	------------

平成26年4月分以降の賃料を上記の金額で請求させていただきますので宜しく  
お願いします。

計算式  $¥159,000 \div 1.05 \times 1.08 = 163,540$

振込先 三菱東京UFJ銀行 堺東支店  
普通預金 [REDACTED]  
有限会社 材庄ビル 峠口和彦

## 材庄ビル賃貸借変更契約証書

平成21年2月9日に 有限会社材庄ビル（以下甲という）と公明党堺市議会議員団（以下乙という）との間に締結された材庄ビル賃貸借契約書を平成27年5月1日より以下のように変更する。尚、この変更契約書は、従前の契約書の変更箇所のみを記載し、それ以外は従前の賃貸借契約書通りとする。

### 変更箇所

賃借人の名称を公明党堺市議会議員団から公明党堺市議団に変更する。

この契約書を証する為、本証書2通を作成し、甲乙各押印の上各その1通を保有する。

平成27年 5 月 / 日

甲

堺市堺区新町4番3号  
有限会社材庄ビル  
代表取締役 峠口和彦



乙

堺市堺区南瓦町3番1号  
公明党堺市議団



令和元年9月吉日

材庄ビルテナント様各位

有限会社 材庄ビル

消費税増税対応のお願い

拝啓 初秋の候、貴社には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる事に伴い、貴社の賃貸料等のご請求額を10月分より増税分の2%上乘せさせていただきます。何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

敬具

## 請 求 書

令和元年9月6日

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号  
有限会社 材庄ビル  
代表取締役 峠口和彦

金額	¥166,568.-
----	------------

令和元年10月分以降の賃料を上記の金額で請求させていただきます。お振込みの程、宜しくお願い致します。

計算式  $163,540 \div 1.08 \times 1.1 = 166,568$

振込先 三菱UFJ銀行 堺東支店  
普通預金 XXXXXXXXXX  
有限会社 材庄ビル 峠口和彦

# リースリース契約書

No1125(19.12改)

貸與人(乙) シャープファイナンス㈱  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13  
 [リースについてのお問合せ窓口] 事務センター TEL0570-003338

裏面より款を承認の上、この契約を締結します。

申込種別	1.新規 2.機種変更 3.増設	③ 正契約書(SFC用)
機種変更の場合、旧契約番号	申込年月日 20 年 10 月 25 日	
	契約年月日 20 年 10 月 25 日	

賃借人(甲)	所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ 堺市堺区南瓦町3番1号	TEL 072-228-7203
	社名 フリガナ	公明党堺市議団	
	役職名 代表者名 フリガナ	代表者名	団長 吉川敏文
	区分	9.法人 8.公的機関 個人事業主(1男・2女)	設立 年 月 日
個人事業主の場合追加	代表者	フリガナ	
	ご自宅住所	フリガナ	
お住まい	01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート	居住	年 月 日
配偶者	1有・0無	同居のご家族	人 年 収 万円

連帯保証人	お名前	フリガナ	お勤め先	名称・所属・役職
	住所	堺市	ご自営	
	性別	生	生	居住年数
	1男・2女 (3.法人)	年 月 日	1有 0無 子供( )人	04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート

お支払口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	コード	ゆうちょ銀行
	三菱UFJ銀行	信用金庫	本店
	信用組合・農協	支店	166 34
	預金種別	口座番号	通帳記号
	普通(総合口座) 2当座		通帳番号(右ツメ記入)
	名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。)	フリガナ	セイ
名義人	公明党堺市議団	メイ	
役職名	アクションメイ		
代表者名	ダイヒョウジヤメイ		
代表	吉川敏文	155	

リース物件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	印刷機	理想科学工業	GD7330	2
2				
3				
4				
5				
6				

物件設置場所 (貸借人住所と異なる場合) 宛先住所 設置場所 住所 所在地を記入してください。  
 住 7510-0079 堺市堺区新町4-08

リース期間	リース開始日から 72 ヶ月	リース料	9,516.00 円
リース開始予定日	20 年 月 日	消費税等	95.60 円
リース開始日	20 年 月 日	合計	1,951.60 円

リース料	第1回目 20 年 月	支払日 毎月3( )日 支払方法 <input type="checkbox"/> 座振替・銀行振込
支払月	第2回目 20 年 月	
最終回	20 年 月	

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。  
 再リース料 (年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月 額	保守料	円	代理受領	第1回目 20 年 月
保守料	消費税等	円	期 間	最終回 20 年 月
合計	合計	円	保守料総額(税込)	円

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)	取扱店 (商品についてのお問合せ先)
	〒500-0048 堺市堺区一条通17-25 ピーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本友輔 TEL.072-232-1232

SFC使用欄	支払	予定日	締日	払
K.G				
印 章	保守料			

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(6301K1652337) 01633- 01633

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	<input type="checkbox"/> 座振替
ご契約日	2021年	3月29日	お問い合わせ番号	6301K1652337
商品名	ラムヨウインサツキ 赤カ			
	<small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>			
リース期間	2021年 3月29日から 2027年 3月28日まで (72ヵ月)			
お支払合計額	7,571,520円	内消費税額	688,320円	

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ サカシキダシ
お取扱店	ピーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2021年 4月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
 ご確認のうえご返済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21 5	105,160円	9,560円	74,663.60円	49	25 5	105,160円	9,560円	24,186.80円
2	21 6	105,160円	9,560円	73,812.00円	50	25 6	105,160円	9,560円	23,135.20円
3	21 7	105,160円	9,560円	72,560.40円	51	25 7	105,160円	9,560円	22,083.60円
4	21 8	105,160円	9,560円	71,508.80円	52	25 8	105,160円	9,560円	21,032.00円
5	21 9	105,160円	9,560円	70,457.20円	53	25 9	105,160円	9,560円	19,980.40円
6	21 10	105,160円	9,560円	69,405.60円	54	25 10	105,160円	9,560円	18,928.80円
7	21 11	105,160円	9,560円	68,354.00円	55	25 11	105,160円	9,560円	17,877.20円
8	21 12	105,160円	9,560円	67,302.40円	56	25 12	105,160円	9,560円	16,825.60円
9	22 1	105,160円	9,560円	66,250.80円	57	26 1	105,160円	9,560円	15,774.00円
10	22 2	105,160円	9,560円	65,199.20円	58	26 2	105,160円	9,560円	14,722.40円
11	22 3	105,160円	9,560円	64,147.60円	59	26 3	105,160円	9,560円	13,670.80円
12	22 4	105,160円	9,560円	63,096.00円	60	26 4	105,160円	9,560円	12,619.20円
13	22 5	105,160円	9,560円	62,044.40円	61	26 5	105,160円	9,560円	11,567.60円
14	22 6	105,160円	9,560円	60,992.80円	62	26 6	105,160円	9,560円	10,516.00円
15	22 7	105,160円	9,560円	59,941.20円	63	26 7	105,160円	9,560円	9,464.40円
16	22 8	105,160円	9,560円	58,889.60円	64	26 8	105,160円	9,560円	8,412.80円
	22 9	105,160円	9,560円	57,838.00円	65	26 9	105,160円	9,560円	7,361.20円
	22 10	105,160円	9,560円	56,786.40円	66	26 10	105,160円	9,560円	6,309.60円
19	22 11	105,160円	9,560円	55,734.80円	67	26 11	105,160円	9,560円	5,258.00円
20	22 12	105,160円	9,560円	54,683.20円	68	26 12	105,160円	9,560円	4,206.40円
21	23 1	105,160円	9,560円	53,631.60円	69	27 1	105,160円	9,560円	3,154.80円
22	23 2	105,160円	9,560円	52,580.00円	70	27 2	105,160円	9,560円	2,103.20円
23	23 3	105,160円	9,560円	51,528.40円	71	27 3	105,160円	9,560円	1,051.60円
24	23 4	105,160円	9,560円	50,476.80円	72	27 4	105,160円	9,560円	0円
25	23 5	105,160円	9,560円	49,425.20円					
26	23 6	105,160円	9,560円	48,373.60円					
27	23 7	105,160円	9,560円	47,322.00円					
28	23 8	105,160円	9,560円	46,270.40円					
29	23 9	105,160円	9,560円	45,218.80円					
30	23 10	105,160円	9,560円	44,167.20円					
31	23 11	105,160円	9,560円	43,115.60円					
32	23 12	105,160円	9,560円	42,064.00円					
33	24 1	105,160円	9,560円	41,012.40円					
34	24 2	105,160円	9,560円	39,960.80円					
35	24 3	105,160円	9,560円	38,909.20円					
36	24 4	105,160円	9,560円	37,857.60円					
37	24 5	105,160円	9,560円	36,806.00円					
38	24 6	105,160円	9,560円	35,754.40円					
39	24 7	105,160円	9,560円	34,702.80円					
40	24 8	105,160円	9,560円	33,651.20円					
41	24 9	105,160円	9,560円	32,599.60円					
42	24 10	105,160円	9,560円	31,548.00円					
43	24 11	105,160円	9,560円	30,496.40円					
44	24 12	105,160円	9,560円	29,444.80円					
45	25 1	105,160円	9,560円	28,393.20円					
46	25 2	105,160円	9,560円	27,341.60円					
47	25 3	105,160円	9,560円	26,290.00円					
48	25 4	105,160円	9,560円	25,238.40円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店  
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

ビーシーメディア株式会社 宛

## リース承諾書

当社（私）は、ビーシーメディア株式会社をサプライヤー、利用リース会社欄記載のリース会社を賃貸人として、リース会社との間でリース契約を締結するにあたり、下記の約款の承諾をします。

1. 利用リース会社	<input type="checkbox"/> 三井住友ファイナンス&リース <input checked="" type="checkbox"/> シャープファイナンス <input type="checkbox"/> オリックス <input type="checkbox"/> その他 ( )		
2. リース料金・リース期間	月額 <u>95,600</u> 円 (税抜) × <u>72</u> ヶ月 ( <input type="checkbox"/> 指定リース _____ 円 (税抜) )		
3. 納入期日	<input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日 予定 <input checked="" type="checkbox"/> 別途打合せにて		
4. 本リース物件	<input checked="" type="checkbox"/> <u>2021</u> 年 <u>2</u> 月 <u>17</u> 日 付け、 見積書 No. <u>20210217</u> (最終版) 記載の通りとする <input type="checkbox"/> 下記明細による		
	品名	個数	品名

当社（私）は、以上の内容を確認し、承諾いたしました。

2021年3月22日

ユーザー（当社（私））

住 堺市堺区南瓦町3番1号

会社名 公明党堺市議団

所属・役職

吉川 敏文

ご氏名

電話番号 TEL 072-228-7203

ビーシーメディア担当者
BCM

★お客様がお申込みになる会社名  
 貸與人(乙) シャープファイナンス様  
 〒102-0063 東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
 【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL0570-003333

# シャープリース契約書

(裏面契約) 款を承認の上、この契約を締結します。



No1190 (21.10印)

1.新規 2.機種変更 3.増設  
 後発変更の場合、旧契約番号  
 申込年月日 2022/12/09  
 契約年月日 20

**貸與人(甲)**

所在地・社名代表者名  
 住新フリガナ 590 6078  
 堺市堺区南瓦町3番1号  
 社名 フリガナ  
 公明党堺市議団  
 役職名 代表者名 フリガナ  
 団長 吉川敏文  
 TEL 072-228-7203

区分 9.法人 8.公的機関 設 別大 昭 平 年 業 種  
 個人事業主(1男・2女) 立 年 月 種

個人事業主の場合各記  
 代表者 フリガナ  
 自己所有 02 家族所有 03 社宅等借 居 住  
 04 借家 05 賃貸マンション 06 公営 07 公営 08 アパート  
 年 月 日 住 住 年 月 日 年 月 日 年 月 日  
 1有・0無 同居の家族 人 年 取 万 円

**連帯保証人**

お名前 フリガナ ミヤモト イイコ  
 宮本 恵子  
 ご住所 591 8037  
 堺市北区西島赤旗町2-9-1-605  
 性別 生 年 月 日 お 2 世 帯 の 成 員 ご 家 族 お 住 り の 階 住 年 数 勤 続 年 数  
 1男・2女 (8.法人)

**お支払口座**

ゆうちょ銀行以外の金融機関  
 三菱UFJ 信用金庫 本店 春日野 種別コード 166 34  
 信用組合・農協 支店  
 預金種別 口座番号 通帳記号 通帳種類 通帳番号(右ツメ記入)  
 〇普通(総合口座) 2.当座 0  
 名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください)  
 名義人 フリガナ  
 公明党堺市議団  
 役職名 代表者名  
 ヤクショクメイ  
 代表者名 代表 吉川敏文  
 ダイビヨラシヤメイ

品名	メーカー名	機種名	台数
複合機	シャープ	BP-70M65	1

物件設置場所  
 (貸借人住所と異なる場合) 設置先名称、郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から	60ヶ月	リース料	30000円
リース開始予定日	20	年 月 日	消費税等	3000円
リース開始日	20	年 月 日	合計	33000円

リース料支払月	第1回目	20	年 月	支払日 毎月S( )日 支払方法 <input type="checkbox"/> 現金振替 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込 支払口座 <input type="checkbox"/> 預金口座 <input type="checkbox"/> 定期預金 <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> 自動払込利用申込書にて指定の口座
	第2回目	20	年 月	
	最終回	20	年 月	

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月 額 保 守 料	保守料		円	代理受領 第1回目	20	年 月
	消費税等		円	期 間 最 終 回	20	年 月
	合計		円	保守料総額(税込)		円

特約事項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)  
 取扱店 (商品についてのお問合せ先)  
 〒590-0017 堺市堺区一条通17-25  
 ビーシーメディア株式会社  
 代表取締役 岡本友輔  
 TEL 072-232-1233

SFC使用欄  
 K G (税別) 定日 納日 払  
 印 記 印 記 印 記

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。 | 4枚目に金融機関お届け印を捺印してください。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番地1号

公明党 堺市議団

様

(6301K1737575) 00812-00812

(お問い合わせ窓口)  
541-0052  
大阪府中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

【営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月22日	お問い合わせ番号	6301K1737575
商品名	デジタルフコウキ <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2022年12月22日から 2027年12月21日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,980,000円	内消費税額	180,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ カイシキタン

お取扱店	ピーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2023年 1月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	23/2	330000	30000	1947000	49	27/2	330000	30000	3630000
2	23/3	330000	30000	1914000	50	27/3	330000	30000	3300000
3	23/4	330000	30000	1881000	51	27/4	330000	30000	2970000
4	23/5	330000	30000	1848000	52	27/5	330000	30000	2640000
5	23/6	330000	30000	1815000	53	27/6	330000	30000	2310000
6	23/7	330000	30000	1782000	54	27/7	330000	30000	1980000
7	23/8	330000	30000	1749000	55	27/8	330000	30000	1650000
8	23/9	330000	30000	1716000	56	27/9	330000	30000	1320000
9	23/10	330000	30000	1683000	57	27/10	330000	30000	990000
10	23/11	330000	30000	1650000	58	27/11	330000	30000	660000
11	23/12	330000	30000	1617000	59	27/12	330000	30000	330000
12	24/1	330000	30000	1584000	60	28/1	330000	30000	0
13	24/2	330000	30000	1551000					
14	24/3	330000	30000	1518000					
15	24/4	330000	30000	1485000					
16	24/5	330000	30000	1452000					
17	24/6	330000	30000	1419000					
18	24/7	330000	30000	1386000					
19	24/8	330000	30000	1353000					
20	24/9	330000	30000	1320000					
21	24/10	330000	30000	1287000					
22	24/11	330000	30000	1254000					
23	24/12	330000	30000	1221000					
24	25/1	330000	30000	1188000					
25	25/2	330000	30000	1155000					
26	25/3	330000	30000	1122000					
27	25/4	330000	30000	1089000					
28	25/5	330000	30000	1056000					
29	25/6	330000	30000	1023000					
30	25/7	330000	30000	990000					
31	25/8	330000	30000	957000					
32	25/9	330000	30000	924000					
33	25/10	330000	30000	891000					
34	25/11	330000	30000	858000					
35	25/12	330000	30000	825000					
36	26/1	330000	30000	792000					
37	26/2	330000	30000	759000					
38	26/3	330000	30000	726000					
39	26/4	330000	30000	693000					
40	26/5	330000	30000	660000					
41	26/6	330000	30000	627000					
42	26/7	330000	30000	594000					
43	26/8	330000	30000	561000					
44	26/9	330000	30000	528000					
45	26/10	330000	30000	495000					
46	26/11	330000	30000	462000					
47	26/12	330000	30000	429000					
48	27/1	330000	30000	396000					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店  
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

# 複合機メンテナンス契約書

公明党堺市議団

様(甲) と保守サービス契約店

ビーシーメディア株式会社(乙)とは、複合機の保守サービスに関して、  
以下のとおり契約を締結致します。

機 種 BP-70M65  
 機 番 25001257  
 設 置 日 2022/12/22  
 設 置 場 所 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館 11階  
 保守サービス形態 カウンター料金形態とし、通常使用状況内において、複合機本体の  
 修理・点検・調整及び部品の交換に必要な費用はカウンター料金に  
 含まれます。但し、特定部品(外装等)は有償となります。

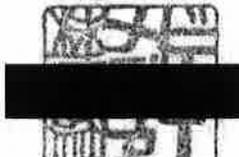
カウンター料金	合 算 基 本 料 金	2,000 円/月
(トナー込み)	ブラック 一律	1.5 円

カウンター料金計算開始日 2022年 12月 22日  
 開始カウント ブラック 23 カウント / カラー 100 カウント

設定おまかせサービス(1,000円/月)に申し込む

- ※ 乙が毎月サイクルでリモート検針又は電話連絡にてカウンター値をチェックします。
- ※ 契約有効期限は、6年間とし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれから解約の申入れがない場合、更に1年間自動更新し以後も同様とします。甲は、本契約の最初の更新時に限り1 カウント当りのカウンター料金が 20%上昇することについて、予め同意するものとします。  
 補修用性能部品に関しては、メーカー保有期間に準ずるものとします。
- ※ 上記の金額には、消費税は含まれておりません。  
 本契約の成立の証として、本書を2通作成し、各々記名押印の上、各1通を保管する。

<販売店使用欄>

甲	堺市堺区南瓦町3番1号 公明党堺市議団 吉川敏文 TEL 072-228-7203	
乙	〒590-0048 堺市堺区一条通17-25 ビーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本 友輔 tel 072-232-1233(代)	

★お客様がお申込みになる会社名

賃貸人(乙) シャープファイナンス㈱

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

[リースについてのお問合せ窓口] 事務センター TEL 0570-003338

# シープリースお申込みの内容(○)

お申込みの際は、2枚目添付書類の印字内容に間違いがないことをよくご確認いただき、十分お読みの上でお申込書および連帯保証人ご署名ご本人印がご署名の印してください。

1.新規 2.機種変更 3.増設  
 機種変更の場合、旧契約番号  
 ① 申込書控(お客様用)  
 申込年月日 2020年05月12日  
上記契約番号のリース物件をグレードアップ解除し、その解約金を含めた契約として承継いたします。

所在地・フリガナ  
 〒590 0078  
 堺市堺区南瓦町3番1号  
 社名 フリガナ  
 公明党堺市議団  
 役職名 代表者名 フリガナ  
 団長 吉川 敏文  
 区分 法人・公的機関 設立 明大 昭平 令 業種  
 個人事業主(男・女) 資本金 百万円 年商 百万円 従業員 人  
 代表者 (ご自宅住所) フリガナ  
 〒 昭平 令  
 年 月 日 居住 年 配偶者 有・無 同居のご家族 人 年収 万円

リース物件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	サーバー	富士通	TX1310	1
2				
3				
4				
5				
6				

お名前 フリガナ 昭平 令  
 宮本 恵子  
 〒590 0078  
 堺市堺区百鬼赤畑町2丁目92-1-605  
 性別 昭平 令  
 生年月日 昭平 令  
 お申込者の関係 昭平 令  
 お住い 昭平 令  
 居住年数 昭平 令  
 勤続年数 昭平 令  
 年収 昭平 令

物件設置場所  
(賃借人所在地と異なる場合) 昭平 令

リース期間	リース開始日から 60ヶ月	リース料	19,800円
リース開始予定日	20年 月 日	消費税等	1,780円
		合計	19,580円

リース料 第1回目	20年 月	支払日	毎月3( )日	支払方法	口座振替・銀行振込
リース料 第2回目	20年 月	支払口座	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座		
リース料 最終回	20年 月				

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額  
※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料	保守料	消費税等	合計	代理受領 第1回目	20年 月	最終回	20年 月
				保守料総額(税込)			

ゆうちょ銀行以外の金融機関  
 三菱UFJ 信用金庫 信用組合・農協  
 ゆうちょ銀行  
 種目コード 166 種別コード 34  
 預金種別 ①普通(総合口座) 2.当座  
 名義人(金融機関お預け名義通リにご記入ください)  
 名義人 公明党堺市議団  
 役職名 代表者名 代表 吉川 敏文  
 代表者名 代表 吉川 敏文

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)  
 取扱店 (商品についてのお問合せ先)  
 〒590 0078 堺市堺区一乗道17-26  
 ビーシーメディア株式会社

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。



590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(6301K1609758) 01673-01673

(お問い合わせ窓口)  
 541-0052  
 大阪市中央区安土町2丁目3-13  
 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)  
 事務センター  
 0570-003338

【営業時間】9時～17時30分(土、日、祝日を除く)

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年5月25日	お問い合わせ番号	6301K1609758
商品名	サーバー	※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。	
リース期間	2020年5月25日から 2025年5月24日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,174,800円	内消費税額	106,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ サイオウケン
お取扱店	ビーシーメディア株式会社		
	TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2020年 6月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	20 7	19580	1780	1155220
2	20 8	19580	1780	1135640
3	20 9	19580	1780	1116060
4	20 10	19580	1780	1096480
5	20 11	19580	1780	1076900
6	20 12	19580	1780	1057320
7	21 1	19580	1780	1037740
8	21 2	19580	1780	1018160
9	21 3	19580	1780	998580
10	21 4	19580	1780	979000
11	21 5	19580	1780	959420
12	21 6	19580	1780	939840
13	21 7	19580	1780	920260
14	21 8	19580	1780	900680
15	21 9	19580	1780	881100
16	21 10	19580	1780	861520
17	21 11	19580	1780	841940
18	21 12	19580	1780	822360
19	22 1	19580	1780	802780
20	22 2	19580	1780	783200
21	22 3	19580	1780	763620
22	22 4	19580	1780	744040
23	22 5	19580	1780	724460
24	22 6	19580	1780	704880
25	22 7	19580	1780	685300
26	22 8	19580	1780	665720
27	22 9	19580	1780	646140
28	22 10	19580	1780	626560
29	22 11	19580	1780	606980
30	22 12	19580	1780	587400
31	23 1	19580	1780	567820
32	23 2	19580	1780	548240
33	23 3	19580	1780	528660
34	23 4	19580	1780	509080
35	23 5	19580	1780	489500
36	23 6	19580	1780	469920
37	23 7	19580	1780	450340
38	23 8	19580	1780	430760
39	23 9	19580	1780	411180
40	23 10	19580	1780	391600
41	23 11	19580	1780	372020
42	23 12	19580	1780	352440
43	24 1	19580	1780	332860
44	24 2	19580	1780	313280
45	24 3	19580	1780	293700
46	24 4	19580	1780	274120
47	24 5	19580	1780	254540
48	24 6	19580	1780	234960

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店  
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

ビーシーメディア株式会社 宛

## リース 承 諾 書

当社（私）は、ビーシーメディア株式会社をサプライヤー、利用リース会社欄記載のリース会社を賃貸人として、リース会社との間でリース契約を締結するにあたり、下記の約款の承諾をします。

1. 利用リース会社	<input type="checkbox"/> 三井住友ファイナンス&リース <input checked="" type="checkbox"/> シャープファイナンス <input type="checkbox"/> オリックス <input type="checkbox"/> その他 ( )		
2. リース料金・リース期間	月額 <u>17,800</u> 円 (税抜) × <u>60</u> ヶ月 ( <input type="checkbox"/> 指定リース _____ 円 (税抜) )		
3. 納入期日	<input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日 予定 <input checked="" type="checkbox"/> 別途打合せにて		
4. 本リース物件	<input checked="" type="checkbox"/> <u>2020</u> 年 <u>2</u> 月 <u>12</u> 日 付け、 見積書 No. <u>20200212</u> (最終版) 記載の通りとする <input type="checkbox"/> 下記明細による		
品 名	個 数	品 名	個 数

当社（私）は、以上の内容を確認し、承諾いたしました。

2020 年 5 月 12 日

ユーザー (当社 (私))

住 所 堺市堺区南瓦町3番1号 社印

会社名 (番号) 公明党堺市議団   
 氏名 吉川敏文

電話番号 TEL 072-228-7203

ビーシーメディア担当者
 

★印は印刷が標準のものになる会社名

貸與人(乙) シャープファイナンス(株)

〒541-0052 大阪市中央区土土町2丁目3-13

【リースについてのお問合せ窓口】 事務センター TEL 0570-003338

# リースノリース契約書

貴店(貴社)の承認の上、この契約を締結します。



申込種別: 1.新規 2.機種変更 3.増設  
 機種変更の場合、旧契約番号: \_\_\_\_\_  
 申込年月日: 20 20 11 31  
 契約年月日: 20 \_\_\_\_\_

**所在地・社名・代表者名 (甲)**

住所フリガナ: 堺市堺区南瓦町3番1号  
 TEL 072-228-7203

社名フリガナ: 公明党堺市議団

役職名 代表者名フリガナ: 団長 吉川敏文

区分: 9.法人 8.公的機関 設立 年 月 業種  
 個人事業主(1男・2女)

**個人事業主の場合追加**

代表者フリガナ: \_\_\_\_\_  
 代表者住所: \_\_\_\_\_  
 生年月日: 年 月 日 居住: 1.有 0.無 同居の家族: \_\_\_\_\_ 人 年収: \_\_\_\_\_ 万円

**お名前** フリガナ: \_\_\_\_\_  
 お勤め先: \_\_\_\_\_  
**ご住所** 堺市 \_\_\_\_\_  
**性別** 男 女 (3.法人) 生年月日: \_\_\_\_\_  
**家族** 配偶者: \_\_\_\_\_ 子供: \_\_\_\_\_ 人 居住年数: \_\_\_\_\_ 勤務: \_\_\_\_\_ 年収: \_\_\_\_\_ 万円

**ゆうちょ銀行以外の金融機関** コード: \_\_\_\_\_

**ゆうちょ銀行** シャープファイナンス株式会社

種目コード: 166 種別コード: 34

預金種別: \_\_\_\_\_ 口座番号: \_\_\_\_\_ 通帳記号: 1 0 通帳番号(右ツメ記入): \_\_\_\_\_

名義人(金融機関お掛け名義通りにご記入ください):  
 名義人: 公明党堺市議団  
 役職名: \_\_\_\_\_  
 代表者名: 代表 吉川敏文

リース物件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	プリンター	キヤノン	LBP 8530C1	1
2				
3				
4				
5				
6				

物件設置場所: \_\_\_\_\_

リース期間	リース開始日から 60 ヶ月
リース開始予定日	20 年 月 日
リース開始日	20 年 月 日

リース料	8500 円
消費税等	850 円
合計	9350 円

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

リース料支払月	第1回目 20 年 月
	第2回目 20 年 月
	最終回 20 年 月

支払日: 毎月3( )日 支払方法:  口座振替  銀行振込  
 支払口座: \_\_\_\_\_ (預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書にて指定の口座)

再リース料(年額): 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額	保守料	円	代理受領	第1回目 20 年 月
	消費税等	円	期間	最終回 20 年 月
	合計	円		保守料総額(税込)

特約条項: \_\_\_\_\_

保守会社 (保守についてのお問合せ先): \_\_\_\_\_  
 取扱店 (商品についてのお問合せ先): \_\_\_\_\_

SFC使用欄

支払	予定日	締日	計

〒590-0048 堺市堺区一条通17-25  
 ビーシーメディア株式会社  
 代表取締役 鈴木 友輔  
 〒590-0048 堺市堺区一条通17-25

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(6301K1639003) 01932-01932

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪府中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

## ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年12月14日	お問い合わせ番号	6301K1639003
商品名	レーザープリンター ※本品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年12月14日から 2025年12月13日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	561,000円	内消費税額	51,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトウ サイキギタン

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

## お支払明細

作成日 2020年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
ご確認のうえご決済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高	お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高
1	2020/12/2	9,350円	850円	551,650円	49	2025/1/1	9,350円	850円	102,850円
2	2020/12/2	9,350円	850円	542,300円	50	2025/1/2	9,350円	850円	93,500円
3	2020/12/3	9,350円	850円	532,950円	51	2025/1/3	9,350円	850円	84,150円
4	2020/12/4	9,350円	850円	523,600円	52	2025/1/4	9,350円	850円	74,800円
5	2020/12/5	9,350円	850円	514,250円	53	2025/1/5	9,350円	850円	65,450円
6	2020/12/6	9,350円	850円	504,900円	54	2025/1/6	9,350円	850円	56,100円
7	2020/12/7	9,350円	850円	495,550円	55	2025/1/7	9,350円	850円	46,750円
8	2020/12/8	9,350円	850円	486,200円	56	2025/1/8	9,350円	850円	37,400円
9	2020/12/9	9,350円	850円	476,850円	57	2025/1/9	9,350円	850円	28,050円
10	2020/12/10	9,350円	850円	467,500円	58	2025/1/10	9,350円	850円	18,700円
11	2020/12/11	9,350円	850円	458,150円	59	2025/1/11	9,350円	850円	9,350円
12	2020/12/12	9,350円	850円	448,800円	60	2025/1/12	9,350円	850円	0円
13	2020/12/13	9,350円	850円	439,450円					
14	2020/12/14	9,350円	850円	430,100円					
15	2020/12/15	9,350円	850円	420,750円					
16	2020/12/16	9,350円	850円	411,400円					
17	2020/12/17	9,350円	850円	402,050円					
18	2020/12/18	9,350円	850円	392,700円					
19	2020/12/19	9,350円	850円	383,350円					
20	2020/12/20	9,350円	850円	374,000円					
21	2020/12/21	9,350円	850円	364,650円					
22	2020/12/22	9,350円	850円	355,300円					
23	2020/12/23	9,350円	850円	345,950円					
24	2020/12/24	9,350円	850円	336,600円					
25	2020/12/25	9,350円	850円	327,250円					
26	2020/12/26	9,350円	850円	317,900円					
27	2020/12/27	9,350円	850円	308,550円					
28	2020/12/28	9,350円	850円	299,200円					
29	2020/12/29	9,350円	850円	289,850円					
30	2020/12/30	9,350円	850円	280,500円					
31	2020/12/31	9,350円	850円	271,150円					
32	2020/12/32	9,350円	850円	261,800円					
33	2020/12/33	9,350円	850円	252,450円					
34	2020/12/34	9,350円	850円	243,100円					
35	2020/12/35	9,350円	850円	233,750円					
36	2020/12/36	9,350円	850円	224,400円					
37	2020/12/37	9,350円	850円	215,050円					
38	2020/12/38	9,350円	850円	205,700円					
39	2020/12/39	9,350円	850円	196,350円					
40	2020/12/40	9,350円	850円	187,000円					
41	2020/12/41	9,350円	850円	177,650円					
42	2020/12/42	9,350円	850円	168,300円					
43	2020/12/43	9,350円	850円	158,950円					
44	2020/12/44	9,350円	850円	149,600円					
45	2020/12/45	9,350円	850円	140,250円					
46	2020/12/46	9,350円	850円	130,900円					
47	2020/12/47	9,350円	850円	121,550円					
48	2020/12/48	9,350円	850円	112,200円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店  
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

ビーシーメディア株式会社 宛

### リース承諾書

当社（私）は、ビーシーメディア株式会社をサプライヤー、利用リース会社欄記載のリース会社を賃貸人として、リース会社との間でリース契約を締結するにあたり、下記の約款の承諾をします。

1. 利用リース会社	<input type="checkbox"/> 三井住友ファイナンス&リース <input checked="" type="checkbox"/> シャープファイナンス <input type="checkbox"/> オリックス <input type="checkbox"/> その他( )		
2. リース料金・リース期間	月額 <u>8,500</u> 円 (税抜) × <u>60</u> ヶ月 ( <input type="checkbox"/> 指定リース _____ 円 (税抜) )		
3. 納入期日	<input type="checkbox"/> _____ 年 _____ 月 _____ 日 予定 <input checked="" type="checkbox"/> 別途打合せにて		
4. 本リース物件	<input checked="" type="checkbox"/> <u>2020年10月21</u> 日 付け、 見積書 No. <u>2020/021</u> (最終版) 記載の通りとする <input type="checkbox"/> 下記明細による		
品 名		個 数	品 名

当社（私）は、以上の内容を確認し、承諾いたしました。

2020年11月30日

ユーザー（当社（私））

住 所 堺市堺区南瓦町3番1号 社印

会社名 (個人) **公明党堺市議団**

氏名 **吉川敏文**

電話番号 **TEL 072-228-7203**

ビーシーメディア担当者
BCM

# シャープリース契約書

★お借入れの申込みには必ずお読みください

貸借人(乙) シャープファイナンス(株)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1

リースについてのお問合せ窓口 事務センター TEL.0570-003338

裏面裏 敬を承諾の上、この契約を締結します。

NO.1154 (2007年)

1.新規 2.機種変更 3.増設	③ 正 契 約 書 (SFC用)
機種変更の場合、旧契約番号	申込年月日 20
	契約年月日 20

所在地・社名・代表者名 (甲)	住所 フリガナ 堺市堺区南瓦町3番1号	TEL 072-228-7203
	社名 フリガナ 公明党堺市議団	E-mail
	役職名 代表者名 フリガナ 団長 吉川敏文	
区分	9.法人 8.公的機関 個人事業主(1男・2女)	設 明・大・昭・平・令 立 年 月 年 月 年 月
個人事業主の場合	フリガナ	
代表者	昭・平・令 年 月 日	居住 1有・0無 同居のご家族 人 年 収 万円

お名前	フリガナ	名簿・所属・役職
ご住所		所在地
性別	生年月日	居住年数 勤 続 年 収
1男・2女 (9.法人)	昭・平・令 年 月 日	配偶者 1有 0無 子供( )人
		01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート

ゆうちょ銀行以外の金融機関	コード	ゆうちょ銀行
三菱UFJ 銀行 信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	シャープファイナンス株式会社
預金種別	口座番号	種目コード 種別コード 166 34
①普通(総合口座) 2.当座		通帳記号 01 0*
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください)	フリガナ	
名義人	公明党堺市議団	メイキニン
役職名	代表	ヤクシヨクメイ
代表者名	吉川敏文	ダイヒヨウジャメイ
		168

リース物件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	パソコン	NEC	LAVIE	2
2				
3				
4				
5				
6				

物件設置場所 (借借人住所と異なる場合) 上記住所から、お借入れの台数・住所・設置場所を記入してください。  
3510-0079 堺市堺区新町4-7-4F 072-232-6336  
公明党 市政事務所

リース期間	リース開始日から	60ヶ月	リース料	11400円
リース開始予定日	20	年 月 日	消費税等	1140円
リース開始日	20	年 月 日	合計	12540円

リース料	第1回目 20	年 月	支払日	毎月3( )日	支払方法	口座振替・銀行振込
支払月	第2回目 20	年 月	支払口座	「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」にて指定の口座		
	最終回 20	年 月				

再リース料 (年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時の支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月 額 保守料	保守料	円	代理受領	第1回目 20	年 月
	消費税等	円	期 間	最終回 20	年 月
	合計	円	保守料総額(税込)		円

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)	取扱店 (商品についてのお問合せ先)
	〒590-0048 堺市堺区一交通17-25 ビーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本 友輔 TEL.072-232-1233
SFC使用欄	支払
K/G (税込)	予定日 締日 払
格 裁	保守料 (税)
No	担当者

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

590-0078

大阪市堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団

様

(6301K1684199) 01522-01522

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年12月2日	お問い合わせ番号	6301K1684199
商品名	H <sup>o</sup> -ソナルコンピ <sup>o</sup> -ーター <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2021年12月2日から 2026年12月1日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	752,400円	内消費税額	68,400円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ カイシキタツ
お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2021年12月16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	22	1	12540円	1140円	739860円				
2	22	2	12540	1140	727320				
3	22	3	12540	1140	714780				
4	22	4	12540	1140	702240				
5	22	5	12540	1140	689700				
6	22	6	12540	1140	677160				
7	22	7	12540	1140	664620				
8	22	8	12540	1140	652080				
9	22	9	12540	1140	639540				
10	22	10	12540	1140	627000				
11	22	11	12540	1140	614460				
12	22	12	12540	1140	601920				
13	23	1	12540	1140	589380				
14	23	2	12540	1140	576840				
15	23	3	12540	1140	564300				
16	23	4	12540	1140	551760				
17	23	5	12540	1140	539220				
18	23	6	12540	1140	526680				
19	23	7	12540	1140	514140				
20	23	8	12540	1140	501600				
21	23	9	12540	1140	489060				
22	23	10	12540	1140	476520				
23	23	11	12540	1140	463980				
24	23	12	12540	1140	451440				
25	24	1	12540	1140	438900				
26	24	2	12540	1140	426360				
27	24	3	12540	1140	413820				
28	24	4	12540	1140	401280				
29	24	5	12540	1140	388740				
30	24	6	12540	1140	376200				
31	24	7	12540	1140	363660				
32	24	8	12540	1140	351120				
33	24	9	12540	1140	338580				
34	24	10	12540	1140	326040				
35	24	11	12540	1140	313500				
36	24	12	12540	1140	300960				
37	25	1	12540	1140	288420				
38	25	2	12540	1140	275880				
39	25	3	12540	1140	263340				
40	25	4	12540	1140	250800				
41	25	5	12540	1140	238260				
42	25	6	12540	1140	225720				
43	25	7	12540	1140	213180				
44	25	8	12540	1140	200640				
45	25	9	12540	1140	188100				
46	25	10	12540	1140	175560				
47	25	11	12540	1140	163020				
48	25	12	12540	1140	150480				

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

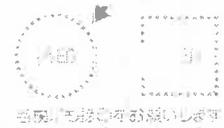
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第一支店  
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

★お客様がお申込みになる会社名  
 貸與人(乙) シャープファイナンス(株)  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13  
 (リースについてのお問合せ窓口) 事務センター TEL0570-003338

# シャープリース契約書

(裏面裏) 款を承認の上、この契約を締結します。



申込種別 1.新規 2.機種変更 3.増設  
 機種変更の場合、旧契約番号  
 申込年月日 2022年11月13日  
 契約年月日 20

所在地・フリガナ 堺市堺区南瓦町3番1号  
 フリガナ 公明党堺市議団  
 代表者名 団長 吉川敏文  
 区分 9.法人 8.公的機関 設立年月 業種  
 個人事業主の場合追記  
 代表者 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅 借家  
 4.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート

商品名	メーカー名	機種名	台数
1. リー	ソニー	CheckPoint CP1550	1
2. ス			
3. 物			
4. 件			
5.			
6.			

お名前 姓 名 フリガナ  
 ご住所 所在地  
 性別 生年月日 居住年数 勤続年数  
 1男・2女 (9歳以下) 昭・平・令 年 月 日 年 年 年 年 万円

物件設備場所 (貸與人に所屬と異なる場合は、申込書に「別添」欄に記入してください)

リース期間	リース開始日から	60月	リース料	13000円
リース開始予定日	20	年	消費税等	1300円
リース開始日	20	年	合計	14300円

リース料	第1回目	20	支払日	毎月3( )日	支払方法	口座振替・銀行振込
支払月	第2回目	20	支払口座	「預金口座振替依頼書」自動振込利用申込書にて指定の口座		
	最終回	20				

再リース料 (年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料	保守料	円	代理受領	第1回目	20	円
	消費税等	円	期間	最終回	20	円
	合計	円				

お支払口座  
 ゆうちょ銀行以外の金融機関 コード  
 ゆうちょ銀行 シャープファイナンス株式会社  
 三菱UFJ 本店 166 34  
 預金種別 口座番号 通帳記号 通帳番号(右ツメ記入)  
 (普通(総合口座) 2.当座 1 0  
 名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください)  
 名義人 公明党堺市議団  
 役職名※ ヤクショクメイ  
 代表者名※ 代表 吉川敏文  
 170

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)  
 取扱店 (商品についてのお問合せ先)

SFC使用欄	支払	
予定日	締日	払
No	担当者	

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。4枚目、金融機関お届け印を捺印してください。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(6301K1691160) 01208-01208

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪府中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年 1月26日	お問い合わせ番号	6301K1691160
商品名	UTMYウチ(SA) <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2022年 1月26日から 2027年 1月25日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	858,000円	内消費税額	78,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ サカイキョウ
お取扱店	ピーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2022年 2月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	22/3	14300円	1300円	843700円	49	26/2	14300円	1300円	1573000円
2	22/4	14300円	1300円	829400円	50	26/3	14300円	1300円	1430000円
3	22/5	14300円	1300円	815100円	51	26/4	14300円	1300円	1287000円
4	22/6	14300円	1300円	800800円	52	26/5	14300円	1300円	1144000円
5	22/7	14300円	1300円	786500円	53	26/6	14300円	1300円	1001000円
6	22/8	14300円	1300円	772200円	54	26/7	14300円	1300円	858000円
7	22/9	14300円	1300円	757900円	55	26/8	14300円	1300円	715000円
8	22/10	14300円	1300円	743600円	56	26/9	14300円	1300円	572000円
9	22/11	14300円	1300円	729300円	57	26/10	14300円	1300円	429000円
10	22/12	14300円	1300円	715000円	58	26/11	14300円	1300円	286000円
11	23/1	14300円	1300円	700700円	59	26/12	14300円	1300円	143000円
12	23/2	14300円	1300円	686400円	60	27/1	14300円	1300円	0円
13	23/3	14300円	1300円	672100円					
14	23/4	14300円	1300円	657800円					
15	23/5	14300円	1300円	643500円					
16	23/6	14300円	1300円	629200円					
17	23/7	14300円	1300円	614900円					
18	23/8	14300円	1300円	600600円					
19	23/9	14300円	1300円	586300円					
20	23/10	14300円	1300円	572000円					
21	23/11	14300円	1300円	557700円					
22	23/12	14300円	1300円	543400円					
23	24/1	14300円	1300円	529100円					
24	24/2	14300円	1300円	514800円					
25	24/3	14300円	1300円	500500円					
26	24/4	14300円	1300円	486200円					
27	24/5	14300円	1300円	471900円					
28	24/6	14300円	1300円	457600円					
29	24/7	14300円	1300円	443300円					
30	24/8	14300円	1300円	429000円					
31	24/9	14300円	1300円	414700円					
32	24/10	14300円	1300円	400400円					
33	24/11	14300円	1300円	386100円					
34	24/12	14300円	1300円	371800円					
35	25/1	14300円	1300円	357500円					
36	25/2	14300円	1300円	343200円					
37	25/3	14300円	1300円	328900円					
38	25/4	14300円	1300円	314600円					
39	25/5	14300円	1300円	300300円					
40	25/6	14300円	1300円	286000円					
41	25/7	14300円	1300円	271700円					
42	25/8	14300円	1300円	257400円					
43	25/9	14300円	1300円	243100円					
44	25/10	14300円	1300円	228800円					
45	25/11	14300円	1300円	214500円					
46	25/12	14300円	1300円	200200円					
47	26/1	14300円	1300円	185900円					
48	26/2	14300円	1300円	171600円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店  
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

# シャープリースお申込みの内容(控)

★お客様がお申込みになる会社名  
 賃貸人(乙) シャープファイナンス様  
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
 (リースについてのお問合せ窓口) 事務センター TEL 0570-003338

1.新規 2.機種変更 3.増設	① 申込書控(お客様用)
機種変更の場合、旧契約番号	申込年月日 20 23 年 10 月 24 日
<small>左記契約番号のリース物件をグレードアップ解除し、その解放金をきめた契約として承継いたします。</small>	

お申込みの申込書は、2枚目(申込書)の用紙を添付の上、裏面の申込書に捺印して、お申込みの日に、お申込みの場所までお送りください。

所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号	TEL 072-228-7203
区分	法人 公的機関 個人事業主(男・女)	設立 年 月 日
代表者	フリガナ お住い 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート	住居

品名	メーカー名	機種名	台数
1. 七弦エレキギター	T.FRONT	RP-X1PL01	3
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			

お名前	フリガナ 宮本 恵子	2・3枚目に押印してください。
ご住所	〒590-0078 堺市北区白鶴赤畑町2-92-1-605	所在地
性別	生年月日	お住い

物件設備場所  
(賃貸人住所と異なる場合は) お申込みの場所を、住所欄に記入してください。

リース期間	リース開始日から 72ヶ月
リース開始予定日	20 年 月 日
月額リース料	33,000円
消費税率	33,000円
合計	363,000円

リース料支払月	第1回目 20 年 月
	第2回目 20 年 月
	最終回 20 年 月
支払日	毎月3( )日
支払口座	「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」にて指定の口座

再リース料(月額)  
 月額リース料に2を乗じた額と同額  
※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
三菱UFJ 信用金庫 信用組合・協賛	シャープファイナンス株式会社
預金種別 1.普通(総合口座) 2.当座	通帳記号 1 0
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。)	フリガナ
名義人 公明党堺市議団	メイギン
役職名義	ヤクショクメイ
代表者名義	ダイヒョウシャメイ
代表 吉川 敏文	172

月額保守料	保守料	代理受領 第1回目 20 年 月
	消費税率等	最終回 20 年 月
	合計	保守料総額(税込)

特約条項  
解約金を含むリース契約の場合、月額リース料には物件のリース料(標準)とリース契約の解約金(不課税)が含まれ、物件のリース料には別途消費税等が課税されます。正確な解約金額および月額リース料は後日送付する「お支払用紙書」(インボイス)にてご確認ください。

保守会社 (保守についてのお問合せ先)	取扱店 (商品についてのお問合せ先)
	〒102-0083 東京都千代田区一交通1-7-25 ピーシーメディア株式会社 代表取締役 川下 佑太 TEL 072-232-1233

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。  
 4枚目(申込書)の用紙に捺印してください。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(6301K1786341) 01552-01552

本帳票はリース料等のインボイス(適格請求書)となりますので大切に保管ください。

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]  
事業者登録番号:T4120001005486

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
お取引日	2023年10月31日	お問い合わせ番号	6301K1786341
商品名	セキユリテイスイツ <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2023年10月31日から 2029年10月30日まで (72ヵ月)		
税込支払合計額	2,613,600円	リース料消費税(10%)	237,600円
内リース料(税込)	2,613,600円		

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトリ サイキング

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2023年 11月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内(参考)消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内(参考)消費税額	お支払後の残高
1	23/12	363,000円	33,000円	25,773,000円	49	27/11	363,000円	33,000円	8,349,000円
2	23/12	363,000円	33,000円	25,410,000円	50	27/12	363,000円	33,000円	7,986,000円
3	24/1	363,000円	33,000円	25,047,000円	51	28/1	363,000円	33,000円	7,623,000円
4	24/2	363,000円	33,000円	24,684,000円	52	28/2	363,000円	33,000円	7,260,000円
5	24/3	363,000円	33,000円	24,321,000円	53	28/3	363,000円	33,000円	6,897,000円
6	24/4	363,000円	33,000円	23,958,000円	54	28/4	363,000円	33,000円	6,534,000円
7	24/5	363,000円	33,000円	23,595,000円	55	28/5	363,000円	33,000円	6,171,000円
8	24/6	363,000円	33,000円	23,232,000円	56	28/6	363,000円	33,000円	5,808,000円
9	24/7	363,000円	33,000円	22,869,000円	57	28/7	363,000円	33,000円	5,445,000円
10	24/8	363,000円	33,000円	22,506,000円	58	28/8	363,000円	33,000円	5,082,000円
11	24/9	363,000円	33,000円	22,143,000円	59	28/9	363,000円	33,000円	4,719,000円
12	24/10	363,000円	33,000円	21,780,000円	60	28/10	363,000円	33,000円	4,356,000円
13	24/11	363,000円	33,000円	21,417,000円	61	28/11	363,000円	33,000円	3,993,000円
14	24/12	363,000円	33,000円	21,054,000円	62	28/12	363,000円	33,000円	3,630,000円
15	25/1	363,000円	33,000円	20,691,000円	63	29/1	363,000円	33,000円	3,267,000円
16	25/2	363,000円	33,000円	20,328,000円	64	29/2	363,000円	33,000円	2,904,000円
17	25/3	363,000円	33,000円	19,965,000円	65	29/3	363,000円	33,000円	2,541,000円
18	25/4	363,000円	33,000円	19,602,000円	66	29/4	363,000円	33,000円	2,178,000円
19	25/5	363,000円	33,000円	19,239,000円	67	29/5	363,000円	33,000円	1,815,000円
20	25/6	363,000円	33,000円	18,876,000円	68	29/6	363,000円	33,000円	1,452,000円
21	25/7	363,000円	33,000円	18,513,000円	69	29/7	363,000円	33,000円	1,089,000円
22	25/8	363,000円	33,000円	18,150,000円	70	29/8	363,000円	33,000円	726,000円
23	25/9	363,000円	33,000円	17,787,000円	71	29/9	363,000円	33,000円	363,000円
24	25/10	363,000円	33,000円	17,424,000円	72	29/10	363,000円	33,000円	0円
25	25/11	363,000円	33,000円	17,061,000円					
26	25/12	363,000円	33,000円	16,698,000円					
27	26/1	363,000円	33,000円	16,335,000円					
28	26/2	363,000円	33,000円	15,972,000円					
29	26/3	363,000円	33,000円	15,609,000円					
30	26/4	363,000円	33,000円	15,246,000円					
31	26/5	363,000円	33,000円	14,883,000円					
32	26/6	363,000円	33,000円	14,520,000円					
33	26/7	363,000円	33,000円	14,157,000円					
34	26/8	363,000円	33,000円	13,794,000円					
35	26/9	363,000円	33,000円	13,431,000円					
36	26/10	363,000円	33,000円	13,068,000円					
37	26/11	363,000円	33,000円	12,705,000円					
38	26/12	363,000円	33,000円	12,342,000円					
39	27/1	363,000円	33,000円	11,979,000円					
40	27/2	363,000円	33,000円	11,616,000円					
41	27/3	363,000円	33,000円	11,253,000円					
42	27/4	363,000円	33,000円	10,890,000円					
43	27/5	363,000円	33,000円	10,527,000円					
44	27/6	363,000円	33,000円	10,164,000円					
45	27/7	363,000円	33,000円	9,801,000円					
46	27/8	363,000円	33,000円	9,438,000円					
47	27/9	363,000円	33,000円	9,075,000円					
48	27/10	363,000円	33,000円	8,712,000円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第一支店  
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

1552

保守契約書

2023年6月16日

公明党堺市議団 (以下、「甲」といふ)と理想科学工業株式会社(以下、「乙」といふ)は、次の通り保守契約を締結する。本契約成立の際に、本書1冊を作成し、乙が本書を、甲が本書のコピーをそれぞれ保管するものとする。

Table with contract details including parties (甲: 公明党堺市議団, 乙: 理想科学工業株式会社), location (堺市堺区南瓦町3番1号), equipment (GD733 オアF0), and terms (期限: 2023年7月1日 - 2024年6月30日).

本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

【オプション品】
本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

Table listing various equipment models and their specifications, including model names, serial numbers, and other technical details.

※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

Table with columns for 'オプション名' (Option Name) and '保守契約料' (Maintenance Fee), detailing various service options and their associated costs.

【インターフェイス(サポート)保守契約】
※ インターフェイス(サポート)保守契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

2. 保守契約事項第3条第1号の場合の料金
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

3. 保守契約事項第3条第2号の場合の料金
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

4. 保守契約事項第3条第3号の場合の料金
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

5. 保守契約事項第3条第4号乃至第5号の場合の料金
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

Table with columns for '基本料金' (Basic Fee), '出荷料金' (Shipping Fee), '交換部品料金' (Exchange Parts Fee), and '備考' (Remarks).

6. 修理料金の定額
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

7. その他
※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

※ 本契約は、本契約の目的を達成するために必要と認められる範囲で、以下の権利を保有する。

オプション品、オプションのラッピングワークは、保守契約に含まれる場合、以下の価格が適用されます。  
【オプション品】

オプション品の保守料金は、別途定めている保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

コース名	Lコース	Mコース	Hコース	S1コース	S2コース
月間平均価格(税別)	0~19,999	20,000~49,999	50,000~99,999	100,000~199,999	200,000以上
OR フィニッシャーII保守契約料	39,000円/年	59,000円/年	89,000円/年	119,000円/年	149,000円/年
OR フィニッシャーII保守契約料	49,000円/年	71,000円/年	107,000円/年	143,000円/年	181,000円/年
OR 最新型ユニットII保守契約料	39,000円/年	62,000円/年	86,000円/年	111,000円/年	136,000円/年
OR イーリングフィニッシャーII保守契約料	197,000円/年	171,000円/年	228,000円/年	299,000円/年	398,000円/年
OR くるみ膜フィニッシャーII保守契約料	122,000円/年	196,000円/年	294,000円/年	346,000円/年	399,000円/年
OR 大容量給紙ユニットII保守契約料	325,000円/年	340,000円/年	366,000円/年	372,000円/年	414,000円/年
OR 大容量給紙ユニットII保守契約料	321,000円/年	339,000円/年	376,000円/年	378,000円/年	406,000円/年

※ 契約期間がOR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。オプション品の保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
※ OR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。オプション品の保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

【外部コントローラ】  
OR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。オプション品の保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

オプション名	保守契約料
ColorColorExpress JS200C	330,000円/年

※ 契約期間がOR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。オプション品の保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
※ OR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。オプション品の保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

【インターフェイスボード保守契約】

導入台数	導入台数	保守料
0台	2台	5,000円/台
4台	3台	6,400円/台
5台	4台	8,000円/台

※ インターフェイスボードに付する料金を加算します。  
※ 契約期間がOR付品、CD 本体の保守契約と同様となります。インターフェイスボードの保守料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
※ プランナーガイド等の発行に付する料金を加算します。  
※ 当該ソフトウェアのインストールに付する料金を加算します。  
※ サポート作業に付する料金を加算します。  
※ プランナーガイドのインストールに付する料金を加算します。  
※ 上記の料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

2. 保守契約事項第3条第1号の場合の料金  
通常保守期間が延長される場合は、土日祝日並びにこの定める年末年始および夏期間を除く日の1/8(5.00~19.00)です。  
※ 詳細は、別途定めている保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

通常保守期間外修理料 = (基本料金 10,000円 + 修理料金 20,000円 / 90分) × 1.5

3. 保守契約事項第3条第2号の場合の料金  
※ 詳細は、別途定めています。  
修理料金 = 修理料金 + 出張料

※ 出張料は、出張先までの往復交通費、出張中の交通費、出張中の宿泊費、出張中の食料費、出張中の雑費、出張中の通信費、出張中の印刷費、出張中のコピー代、出張中の送料、出張中の保険料、出張中の損害賠償金、出張中のその他費用を指します。

4. 保守契約事項第3条第3号の場合の料金  
※ 詳細は、別途定めています。

5. 保守契約事項第3条第4号および第5号の場合の料金

基本料金	修理料金	出張料金	備考
10,000円	20,000円/90分	行先	※ 出張料は、出張先までの往復交通費、出張中の交通費、出張中の宿泊費、出張中の食料費、出張中の雑費、出張中の通信費、出張中の印刷費、出張中のコピー代、出張中の送料、出張中の保険料、出張中の損害賠償金、出張中のその他費用を指します。

※ 修理料金が10分を超えた場合は、90分毎に修理料金が10,000円加算されます。

6. 修理料金の定義  
修理料金は、保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
① 修理料金の対象となるものは、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
② 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
③ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
④ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑤ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑥ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑦ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑧ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑨ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
⑩ 修理料金は、修理料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

7. その他  
※ 保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。  
※ 保守料 CD 本体の月間平均価格にこの料金を加算します。

No. H000297014

保守契約書

2023年6月16日

公明党堺市議団 (以下、「甲」という) と 理想科学工業株式会社 (以下、「乙」という) は、次の通り保守契約を締結する。本契約成立の証として本書1通を作成し、乙が本書を、甲が本書のコピーをそれぞれ保有するものとする。

甲	<p>堺市堺区南瓦町3番1号 公明党堺市議団 TEL 072-228-7203 吉川 敏文</p>				
乙	<p>理想科学工業 大阪営業所 大阪市淀川区宮原4-3-7 MPR 新大阪ビル 営業所長 岩根 尚史 TEL 06-6398-1403</p>				
設置場所	<p>公明党堺市議団 堺市政務所 大阪府堺市堺区新町 4-6-8 材庄ビル 4F</p>				
対象品	機種名	機番	カウンター	保守契約料金	修理料金
	GD73オプFO [0707015]	34784857		125,000円	無償
明細	<p>※ 本金額には消費税が地方消費税を含まれておりません。消費税及び地方消費税を本額として請求いたします。 ※ 請求に発行済にてご契約、お支払の旨をお知らせいただき、ご請求期間が開始日の発行済に達する部分があるものにかきかきして、一括請求が決定される部分を除き、別途請求書をお送りいたします。お振込みの旨をお知らせください。</p>				
	<p>※ 本金額には消費税が地方消費税を含まれておりません。消費税及び地方消費税を本額として請求いたします。 ※ 請求に発行済にてご契約、お支払の旨をお知らせいただき、ご請求期間が開始日の発行済に達する部分があるものにかきかきして、一括請求が決定される部分を除き、別途請求書をお送りいたします。お振込みの旨をお知らせください。</p>				
推奨消耗品	RISO GDインクF				
コース	RISOサービス&サポートシステム 保守契約 [Lコース]				
支払い条件	支払サイクル： 振込 乙の請求月の翌月 10日までに乙指定口座に振り込み、[振込] により支払う				
契約期間	2023年 7月 1日 ~ 2024年 6月 30日				
保守点検回数	0 回 / 年				
振込事項	プラン お手経				

**自動更新(再リース)のご案内**

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新(再リース)の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

再リースを選択された場合、本帳票はインボイスとして保存ください。  
【現在のご契約内容】

お問合せ番号	6301K140382A		
お客様番号	[REDACTED]		
ご契約番号	[REDACTED]		
リース期間満了日	2024年 1月30日		
最終支払予定日	[REDACTED]		
お取扱店	ピーシーメディア株式会社		
物件 明細	品名・機種名・台数	物件設置場所	
	アサキ793791 MX-R6570 1台	オオサカフサカイシカイクミナミカワ	

2024年 1月 5日

お問合せ番号 6301K140382A

**【再リースの内容】**

再リース期間	2024年 1月31日から 2025年 1月30日まで 1年間	
再リース料 (年額)	税抜金額	36,000円
	消費税10%	3,600円
	合計	39,600円
お支払日	2024年 3月 3日	
お支払方法	□ 振替 (一括払い)	

●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。  
●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。

シャープファイナンス株式会社 事業登録番号: T4120001005486

**\*再リースをご希望されない場合**

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

↓ 【ご記入ください】

物件をシャープファイナンス指定場所へ返還します。  
注) 返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。

入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。  
お取扱店名( ) ( 年 月 頃 )  
ご担当者( ) ( TEL )

ご署名	印
TEL	FAX

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

(1898-6301-6301K140382A)

<お問合せ窓口>

事業者登録番号: T4120001005486

〒541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13

大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

資産営業部 リース管理担当

TEL 06-4964-6225 FAX 06-4964-6226

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

[お問合せ番号 6301K140382A]

## リース期間満了のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ご利用中の下記リース契約が、まもなく満了となりますので、ご案内申し上げますとともに、満了後のお取扱いにつきまして、下記の【リース満了後のお取扱方法】をご確認いただき、必要な場合のみ同封の「回答書」にて 2023年12月6日までにファクシミリ又は郵送にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

**なお、リース期間満了の一ヶ月前までにご連絡がない場合は、リース契約約款に基づき下記1.の「再リース条件」で自動的に更新(再リース)となります。**

### [現在のご契約内容]

お問合せ番号	6301K140382A	お客様番号		ご契約番号	
リース期間満了日	2024年1月30日	最終支払予定日		お取扱店	ビーシーメディア株式会社
物件 明細	品名	機種名	台数	物件設置場所	
	デジタルフォクワ	MX-M6070	1台	オオサカフサカイシサカイクミナミカワラマチ	

【リース満了後のお取扱方法】再リースを選択された場合は、本帳原はインボイス(適格請求書)となりますので大切に保管ください。

### 1. 再リース(契約更新)

※現在のご契約内容に変更がなく、全部を再リースされる場合は、「回答書」をご返送いただく必要はありません。

再リース期間	2024年1月31日より1年間	再リース料(年額、税抜)	36,000円
お支払日	2024年3月3日	消費税(10%)	3,600円
お支払方法	口座振替(一括払い)	合計	39,600円

【再リース条件】別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。  
再リースにあたっては、裏面の再リース特約が適用されますので、必ずご確認ください。  
お引落しについて事前のお知らせ等は発送いたしませんのでご了承ください。

※再リースされる場合に住所、物件設置先の変更や組織変更(法人成り)等ご契約内容に変更がある場合のみ回答書下段の「再リース用変更事項通知欄」をご記入、ご返送ください。

### 2. 再リースをせずに契約を終了する場合(全部・一部)は、弊社指定場所へリース物件を返還いただくことになり「回答書」のご返送が必要です。

なお、物件返還費用は、リース契約条項により、お客様のご負担となります。

※ご返送いただいた「回答書」に沿って、リース物件の返還にあたっては、あらためて弊社より物件の返還先をご案内いたします。

### 【ご確認ください】

\*ソフトウェアのリースをご利用のお客様へ

物件の使用を終了される場合、ソフトウェアおよび記録されているデータ(電子的情報)については、お客様ご自身の責任と費用負担でソフトウェアおよびデータを消去してください。万一、消去もれ等によりデータが漏洩するような事態が発生しても弊社は一切責任を負うことは出来ません。

# シャープリースお申込みの内容(控)

★お客様がお申込みになる会社名  
 貴法人(乙)  
 シャープファイナンス株式会社  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

お申込みの際は、2枚目承諾書裏面の注意事項並びに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分に納得された上でお申込みおよび承諾書記入予定ご本人様が自筆捺印してください。

目次	1.新規	2.機種変更	3.増設	① 申込み書(控)(お客様用)
申込み種別	機種変更の場合、旧契約番号			申込年月日 平成 30 / 1 / 24
	左記契約番号のリース物件をクラウドアップ解除しその解約金を含むに契約として了承しています。			

リース申込者(甲)	所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ サカイシヨカイノミナミカワラヌマチヨバン/コウ	TEL 072-228-7203
	区分別	法人・公的機関 個人事業主(男・女)	設立 年 月 日
	代表者	代表者名 フリガナ	氏名
	居住	1. 自己所有 2. 家族所有 3. 社宅/官舎 4. 借家 5. 賃貸マンション 6. 公団/公営 7. アパート	居住年数

品番	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	複合機	シャープ	MX-M6070	1
2				
3				
4				
5				
6				

運帯保証人予定者	お名前	フリガナ ヨシカワ トシフミ	2・3枚目に捺印して	お勤め先	名称・所属・役職
	ご住所	〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]		〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]	
	性別	男・女		居住年数	勤続年数

物件設置場所 (貴法人住所と異なる場合は) 設置先名称、郵便番号、住所、電話番号を記入して下さい。

リース開始予定日	平成 30 / 1 / 31	リース期間	60 ヶ月
----------	----------------	-------	-------

リース契約日-リース期間は後日送付致します。「リース料お支払明細書」にてご通知申し上げます。□座振替の場合、必ずお支払日の3日前までにご利用の預金口座にご入金願います。振込の場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

連帯保証人予定者	お名前	フリガナ	2・3枚目に捺印して	お勤め先	名称・所属・役職
	ご住所	〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]		〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]	
	性別	男・女		居住年数	勤続年数

毎月のお支払日	3	日	支払方法	口座振替	振込先	年利
支払日	1	日	支払方法	現金	年利	
支払日	1	日	支払方法	現金	年利	

保守料代理受領明細	保守会社 (保守についてのお問合せ先)
代理受領部	〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]
保守料	〒 [ ] 市 [ ] 区 [ ] 丁目 [ ] 番 [ ] 号 [ ]

お支払口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
	三井住友銀行 信用金庫 場	シャープファイナンス株式会社
	通金種別 口座番号	通帳記号 通帳番号(右ツメ記入)
	フリガナ コウメイノミナミカワラヌマチヨバン	公明党堺市議団
名義人	代表	

リース契約についてのお問合せ先  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13  
 シャープファイナンス株式会社 大阪支店  
 電話番号:06-4361-0 FAX番号:06-4361-6411

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

〒594-0088 堺市堺区一条通17-25  
 ビーシーメディア株式会社  
 代表取締役 藤原 善徳  
 TEL 072-232-1333



契約番号: [Redacted]  
2023年10月24日

**NW機器サポートサービス契約書**

甲：保守委託者（お客様） 住所：堺市堺区南瓦町3番1号  
会社名：公明党堺市議団  
氏名：吉川敏文  
電話番号：TEL 072-228-7203



乙：保守受託者 住所：大阪府堺市堺区一条通17-25  
会社名：ピーシーメディア株式会社  
氏名：代表取締役 川下 佑太  
電話番号：072-232-1233



保守委託者（以下「甲」という）と保守受託者（以下「乙」という）とは、以下記載の各条項にしたがい、この契約を締結します。  
契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

契約内容	
1	対象機器 (【表-1】サポートサービス契約対象機器による)
2	設置場所 (【表-1】サポートサービス契約対象機器による)
3	期間 2023年10月31日 ~ 2024年10月30日まで (自動更新有り)
4	料金と支払い条件
	月額料金: ¥3,000-
	消費税: ¥300-
	合計: ¥3,300-
	支払方法: 口座振
5	乙の連絡先 大阪府堺市堺区一条通17-25 ピーシーメディア株式会社 (TEL) 072-232-1233 / (FAX) 072-232-0515
6	その他

【表-1】サポートサービス契約対象機器		
機器名称・型番	シリアルNo.	保守方法
1	TiFRONT BP-X1PL01 R217C5400A37286	[Redacted]
設置先住所 〒570-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館11階		TEL 072-228-7203
2	TiFRONT BP-X1PL01 R217C5400A37287	セトバック保守
設置先住所 〒570-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館11階		TEL 072-228-7203
3	TiFRONT BP-X1PL01 R217C5400A37288	セトバック保守
設置先住所 〒570-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館11階		TEL 072-228-7203
4		
設置先住所 〒		TEL
5		
設置先住所 〒		TEL
6		
設置先住所 〒		TEL

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			1円			2円			5円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	8		8 <sup>✓</sup>	5		5 <sup>✓</sup>	1		1
4/27	0427029	市民相談								1	0 <sup>✓</sup>
		4月計	8	0	8 <sup>✓</sup>	5	0	5 <sup>✓</sup>	1	1	0
		累計	8	0	8 <sup>✓</sup>	5	0	5 <sup>✓</sup>	1	1	0

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			10円			20円			50円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	8		8	3		3	10		10
4/24	0424007	市民相談		1	7						
4/25	0425011	市民相談					1	2			
		4月計	8	1	7	3	1	2	10	0	10
6/6	0606003	市民相談		1	6						
6/21		購入1-53受入				5		7			
6/26	0626017	市民相談					1	6			
		6月計	0	1	6	5	1	6	0	0	10
		累計	8	2	6	8	2	6	10	0	10
7/6	0706004	市民相談					1	5			
		7月計	0	0	6	0	1	5	0	0	10
8/21	0821004	市民相談		1	5						
		8月計	0	1	5	0	0	5	0	0	10

切手等受払簿 【切手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			10円			20円			50円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		累計	8	3	5	8	3	5	10	0	10
10/17	1017006	市民相談					1	4			
10/23	1023006	市民相談					1	3			
10/27	1027022	市民相談					1	2			
		10月計	0	0	5	0	3	2	10	0	10
11/2	1102022	市民相談					1	1			
11/7		購入1=83受入				10		11			
		11月計	0	0	5	10	1	11	0	0	10
12/8	1208004	市民相談					1	10			
		12月計	0	0	5	0	1	10	0	0	10
		累計	8	3	5	18	8	10	10	0	10
1/10	0110007	市民相談		2	3						
		1月計		2	3	0	0	10	0	0	10

切手等受払簿 【切手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚										
			10円			20円			50円				
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残		
2/22	0222002	市民相談					2		8		2		8
		2月計	0	0	3	0	2		8	0	2		8
		累計	8	5	3	18	10		8	10	2		8

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			80円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	2		2	3		3	7		7
4/5		購入1=83受入	5		7						
4/25	0425011	市民相談								1	6
4/28	0428006	市民相談								1	5
		4月計	7	0	7	3	0	3	7	2	5
5/12	0512008	市民相談			1	6					
		5月計	0	1	6	0	0	3	0	0	5
6/6	0606003	市民相談								2	3
6/8	0608006	市民相談			1	5					
6/21	0621008	市民相談								1	2
6/21		購入1=83受入	3		8	5		8	5		7
6/26	0626017	市民相談								1	6
6/29	0629008	市民相談			1	7					

切手等受払簿 【切手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			84円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		6月計	3	2	7	5	0	8	5	4	6
		累計	10	3	7	8	0	8	12	6	6
7/6	0706004	市民相談								1	5
		7月計	0	0	7	0	0	8	0	1	5
8/21	0821004	市民相談			1	6					
		8月計	0	1	6	0	0	8	0	0	5
		累計	10	4	6	8	0	8	12	7	5
10/17	1017006	市民相談								1	4
10/23	1023006	市民相談								1	3
10/23	1023009	市民相談			2	4					
10/25	1025012	市民相談						4	4		
10/27	1027022	市民相談								1	2
		10月計	0	2	4	0	4	4	0	3	2

切手等受払簿 【切手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚									
			84円			100円			120円			
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残	
11/2	1102022	市民相談									1	1
11/2	1102023	市民相談		2	2							
11/7		購入による受入	10		12				10			11
		11月計	10	2	12	0	0	4	10	1		11
12/4	1204030	市民相談		1	11							
12/6	1206001	市民相談		1	10							
12/8	1208004	市民相談									1	10
		12月計	0	2	10	0	0	4	0	1		10
		累計	20	10	10	8	4	4	22	12		10
1/4	0104030	市民相談									1	9
1/10	0110007	市民相談					4	0				
1/10		購入による受入				10		10				
		1月計	0	0	10	10	4	10	0	1		9

切手等受払簿 【切手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			84円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
2/1	0201004	市民相談	0	1	9	0	0	10	0	0	9
2/26	0226015	市民相談		1	8						
2/27	0227022	市民相談		1	7						
2/27	0227023	市民相談		1	6						
		2月計	0	4	6	0	0	10	0	0	9
3/19	0319001	市民相談		1	5						
		3月計	0	1	5	0	0	10	0	0	9
		累計	20	15	5	18	8	10	22	13	9

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚											
			94円			円			円					
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残			
10/17		購入10枚受入	10		10									
10/17	1017006	市民相談		5	5									
		10月計	10	5	5									
		累計	10	5	5									

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			140円			205円			260円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	0		0	1		1	10		10
4/24	0424007	市民相談								2	8
4/27	0427029	市民相談					1	0			
		4月計	0		0	1	1	0	10	2	8
6/26	0626017	市民相談								1	7
		6月計	0	0	0	0	0	0	0	1	7
		累計	0	0	0	1	1	0	10	3	7
7/6	0706004	市民相談								1	6
		7月計	0	0	0	0	0	0	0	1	6
		累計	0	0	0	1	1	0	10	4	6
7/26	0726015	市民相談								1	5
		2月計	0	0	0	0	0	0	0	1	5

切手等受払簿 【切 手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			140円			205円			260円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		累 計	0	0	0	1	1	0	10	5	5

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			280円			370円 L9-11mm			520円 73x		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	0		0	1		1	1		1
		4月計	0	0	0	1	0	1	1	0	1
6/14	0614011	市民相談								1	0
6/16		購入153受入							2		2
		6月計	0	0	0	0	0	1	2	1	2
		累計	0	0	0	1	0	1	3	1	2
10/2	1002022	市民相談						1	0		
10/2		購入153受入				2		2			
10/23	1023008	市民相談								1	1
		10月計	0	0	0	2	1	2	0	1	1
12/22	1222003	市民相談								1	0
12/23		購入153受入							2	0	2
		12月計	0	0	0	0	0	2	2	1	2

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位:枚 69-1127								
			280円			370円 (9-1127)			520円 7222		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		累計	0	0	0	3	1	2	5	3	2
3/2	0202019	市民相談					1	1			
		2月計	0	0	0	0	1	1	0	0	2
		累計	0	0	0	3	2	1	5	3	2

2023年度

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
84円普通切手	5枚	¥420
84円		
小計		¥420
課税計(10%)		¥0
(内消費税等)		¥0
非課税計		¥420
合計		¥420
お預り金額		¥500
おつり		¥80



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2023年 4月 5日 17:07  
 発行No. 230405J8715 端N88箱21  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
レターパックプラス(520円)	2枚	¥1,040
520円		
小計		¥1,040
課税計(10%)		¥0
(内消費税等)		¥0
非課税計		¥1,040
合計		¥1,040
お預り金額		¥1,050
おつり		¥10



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2023年 6月16日 17:39  
 発行No. 230616J1298 端N88箱21  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
20円普通切手・ニホンジカ	5枚	¥100
20円		
84円普通切手	3枚	¥252
84円		
100円普通切手・サクランウ	5枚	¥500
100円		
120円普通切手・フジ	5枚	¥600
120円		
小計		¥1,452
課税計(10%)		¥0
(内消費税等)		¥0
非課税計		¥1,452
合計		¥1,452
お預り金額		¥5,502
おつり		¥4,050



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2023年 6月21日 18:15  
 発行No. 230621J8637 端N90箱22  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
レターパックライト(370円)	2枚	¥740
370円		
小計		¥740
課税計(10%)		¥0
(内消費税等(10%))		¥0
非課税計		¥740
合計		¥740
お預り金額		¥1,040
おつり		¥300



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2023年10月 2日 10:28  
 発行No. 231002J5100 端N88箱21  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
94円普通切手	10枚	¥940
94円		
小計		¥940
課税計(10%)		¥0
(内消費税等(10%))		¥0
非課税計		¥940
合計		¥940
お預り金額		¥1,000
おつり		¥60



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2023年10月17日 14:33  
 発行No. 231017J1409 端N90箱22  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]		
20円普通切手・ニホンジカ	10枚	¥200
20円		
84円普通切手	10枚	¥840
84円		
120円普通切手・フジ	10枚	¥1,200
120円		
小計		¥2,240
課税計(10%)		¥0
(内消費税等(10%))		¥0
非課税計		¥2,240
合計		¥2,240
お預り金額		¥10,240
おつり		¥8,000



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2023年11月 7日 18:01  
 発行No. 231107J6421 端N88箱21  
 連絡先: 堺郵便局  
 TEL:0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]  
レターパックプラス (520円)  
520円 2枚 ¥1,040

小計 ¥1,040

課税計(10%) ¥0  
(内消費税等(10%)) ¥0  
非課税計 ¥1,040

△計 ¥1,040  
合計  
お預り金額 ¥1,040



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時: 2023年12月23日 16:52  
発行No. 231223J1153 端N89箱23  
連絡先: 堺郵便局  
TEL: 0570-943-062

# 領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]  
1000円普通切手・サクラソウ  
100円 10枚 ¥1,000

小計 ¥1,000

課税計(10%) ¥0  
(内消費税等(10%)) ¥0  
非課税計 ¥1,000

合計 ¥1,000  
お預り金額 ¥1,000



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時: 2024年1月10日 17:46  
発行No. 240110J1900 端N89箱23  
連絡先: 堺郵便局  
TEL: 0570-943-062

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

公明党堺市議団

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2023.5.23	iPhone 14 pro		229,095 円	229,095 円 (按分率 100 %)	5年	2028.5.23	
2023.5.23	iPad Air		152,560 円	152,560 円 (按分率 100 %)	5年	2028.5.23	
2023.6.15	ノートパソコン ダイナブック P1C7VPEG		136,000 円	136,000 円 (按分率 100 %)	5年	2028.6.15	
2022.10.21	FMVC90G3L		199,999 円	199,999 円 (按分率 100 %)	5年	2027.10.21	
2022.10.21	FMVC90G3G		199,999 円	199,999 円 (按分率 100 %)	5年	2027.10.21	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

備 品 台 帳

公明党堺市議団

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2023. 5. 2	iPhone 14P-256V		201,925 円	201,925 円 (按分率 100 %)	5年	2028. 5. 2	
2023. 6. 17	iPad A5-256L		152,560 円	152,560 円 (按分率 100 %)	5年	2028. 6. 17	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

# 自動車リース契約書

契約日 2011年7月19日

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）並びに連帯保証人は、自筆記名の自動車（以下「自動車」という）のリース（以下「リース」という）について、本前記及び裏面の契約条項に基づき契約を締結します。  
乙又は連帯保証人が個人の場合には、裏面の契約条項について「個人情報の収集・保存・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主 氏名 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番 スバルファイブリース株式会社 代表取締役 廣田 登明 オートリースセンター 電話 0120-388506	住所 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番 スバルファイブリース株式会社 代表取締役 廣田 登明 オートリースセンター 電話 0120-388506
連帯保証人 氏名 住所 電話番号	連帯保証人 氏名 住所 電話番号

## (1) 自動車の目録

車名	型式	登録番号
レガシィ アウトバック LIMITED EX (EYESIGHT) 搭載	BT5B5M8-4V 4S90	
リース料お支払明細書兼請求書に記載	リース料お支払明細書兼請求書に記載	リース料お支払明細書兼請求書に記載
自動車給油補助に記載	指定の場所	指定の場所
付属品 カーナビゲーション カーオーディオ タイヤカバー 10ヶ月保証 10ヶ月保証 10ヶ月保証	指定の場所 指定の場所 指定の場所	指定の場所 指定の場所 指定の場所

(2) リース方式	メニューリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージ Neo 1500	マイカーリース
リース期間	50ヶ月	リース期間	50ヶ月	リース期間
支払方法	自動引落（毎月5日）	支払方法	自動引落（毎月5日）	支払方法
支払金額	初回～50回 78,430円(消費税込み)	支払金額	初回～50回 78,430円(消費税込み)	支払金額
リース料	71,300円/月(42回)	リース料	71,300円/月(42回)	リース料
リース料	7,130円/月(42回)	リース料	7,130円/月(42回)	リース料
初回リース料	0円(消費税込み)	初回リース料	0円(消費税込み)	初回リース料

(10) リース料に含まれる項目	(11) メンテナンスの内訳	(12) 自動車保険の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 車検代 <input checked="" type="checkbox"/> 登録費用 <input checked="" type="checkbox"/> 環境性能費 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険 (自賠保) プレミアム <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> オプション料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF加入金及年会費	メニュー (シンプルパッケージ) <input checked="" type="checkbox"/> 車検代 <input checked="" type="checkbox"/> 登録費用 <input checked="" type="checkbox"/> 環境性能費 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険 (自賠保) プレミアム <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> オプション料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF加入金及年会費	特約会社 保険会社 保険種別 年齢条件 対人 1名 0百万円 対物 1名 0百万円 搭乗者 1名 0百万円 業 1年 0百万円 ※2年以降は時限付対人・対物・搭乗者(自賠保)に適用

(15) 特約事項 - 下記積立金等には、別途消費税を申し受けませう  
積立金額の積立  あり (1,295,000円)  なし

\* 超過走行キロ積立金：80千キロ迄1.0円/キロ 80千1キロから2.0円/キロ  
\* メーカー保証延長付き (新車時加入コース)  
\* 安心補償カーリース付 (これは「加入証」記載の付帯書類に同意し本契約を締結します。)

(16) 担当特約店  
大沢スバル 株式会社  
大阪府守口市八雲東町1-21-23  
TEL. 06-6908-3131

※初年度登録月、車台番号、登録番号、リース期間は、  
後日「リース料お支払明細書兼請求書」等で  
ご連絡いたしますので、契約が満了になるまで  
本契約書とともに大切に保管ください。

## 駐車場利用規則

### (利用者の制限)

- 第 1 条 住宅共有地内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用資格は次のとおりとする。
- 一 当住宅居住者で組合員の所有又は使用する車であること。
  - 二 ここでいう車の所有又は使用とは、自動車検査証（以下「検査証」という。）の所有又は使用者欄の記載に基づくものとする。
  - 三 利用できる車は、車両総重量 2.3 t 以下で、駐車場 1 台スペース内の大きさまでとする。ただし、車高は 210 cm までとする。
  - 四 次の場合は、組合員の所有又は使用する車と同様の扱いとする。
    - (1) 当住宅居住者で、組合員の代理の者の所有又は使用する車。  
組合員の代理の者とは
      - ア 法人組合員の所有する住宅においては、その法人から管理組合へ入居届けの提出のあった者。
      - イ 組合員が長期不在等の場合における留守番又はその組合員と住宅の賃貸契約を締結している契約名義者で、管理組合へ入居届けの提出のあった者。
    - (2) 配偶者及び同居親族の所有又は使用する車。
    - (3) 自動車購入予定者で、駐車場の利用開始後 30 日以内に購入できる場合。

### (利用資格検査)

- 第 2 条 駐車場利用希望者は、所定の申込書に「検査証」（写）及び必要書類を添えて理事長に提出し、理事会の審査承認を得なければならない。
- 2 駐車場利用契約の更新に際しては、契約書に添えて利用車両の「検査証」（写）1 部を提出しなければならない。

### (駐車料金等)

- 第 3 条 理事会の承認を得た駐車場利用者（以下「利用者」という。）は、下記のとおり敷金ならびに駐車場利用金（以下「料金」という。）を所定の方法により管理組合に支払うものとする。

- |     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| ・敷金 | ■       | 円（契約締結時）         |
| ・料金 | 4,000 円 | （月 額）            |
|     | 内訳      | 管理費繰入れ：1,500 円   |
|     |         | 駐車場修繕積立金：2,500 円 |

### (利用・契約期間)

第 4 条 駐車場の利用・契約期間は、契約締結時からその日が属する年度の 3 月 31 日までとし、契約期間の終了する日までに契約を更新するものとする。

(解約届け)

第 5 条 駐車場の利用契約解約希望者は、解約日の 15 日前までに所定の解約届けを理事長に提出するものとする。

(利用者の遵守義務)

第 6 条 駐車場を利用する者は、次のことを遵守しなければならない。

- 一 指定された駐車場以外に駐車してはならない。
- 二 所定のカードを契約車両のフロントガラス付近に明示しなければならない。
- 三 契約車両に変更を生じた時は、遅滞なく所定の手続きに従って理事長に届け出なければならない。
- 四 駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用することはできない。又、洗車等に共用水栓を利用してはならない。
- 五 住宅地では慎重に徐行状態で運転しなければならない。又、車の運行を認められていない道路等に乗り入れてはならない。
- 六 団地内でエンジンをふかし、警音その他騒音について注意しなければならない。

(利用者の損害賠償義務)

第 7 条 利用者の故意又は過失により他の車もしくは管理共用物に損害を与えた場合は、利用者が賠償の責を負うものとする。

(組合の免責)

第 8 条 駐車場利用者の車に関する盗難・破損・その他の事故については、管理組合は一切その責を負わない。

(契約の解除・利用拒否)

第 9 条 駐車場利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用していると認められた時及び料金の滞納があった場合は、当該利用者の契約を解除することができるものとする。

- 2 利用者の行為が当住宅内の保安・秩序を乱すと理事会が認めた場合及び契約事項に違反した場合は、契約を解除することができるものとする。
- 3 契約車両以外の車両を団地内に常時駐車しているときは、契約を解除することができるものとする。
- 4 前 1、2、3、項により契約を解除された利用者は、直ちに駐車場の利用を中止しなければならない。

(駐車場利用権の譲渡)

第 10 条 駐車場利用権の名義変更は、利用者の同居親族に限り、理事会で審査の上承認

することがある。

(駐車料金の変更)

第 11 条 理事会が、一般情勢の変動により料金を変更する必要があると認めた場合は、理事会の決議により、契約期間内といえども料金を変更することができるものとする。

(未使用駐車場の管理・運営)

第 12 条 管理組合は未使用駐車場について利用希望者がある場合、第 1 条を満たしかつ理事会が承認した者に限りその使用を認める。

2 未使用駐車場を 2 台目以降の車用として賃貸する場合の駐車料は、下記のとおり所定の方法により管理組合に支払うものとする。

・敷金	■■■■■	円 (契約締結時)
・料金	4,000 円	(月額)
	内訳	管理費繰入れ：1,500 円
		駐車場修繕積立金：2,500 円

3 車庫証明は、発行しない。

4 駐車場の未利用者が車を保有し、駐車場を利用する場合は、申し出から 2 ヶ月以内に駐車場を利用できる権利を有する。

5 2 台目以降用として利用している駐車場は、契約期間の途中でも使用を打切られる場合がある。この場合、理事会は使用打切りの 30 日前までに、該当する駐車場利用者にその旨を通告するものとする。

(利用規則の変更)

第 13 条 この利用規則は、理事会の決議により変更することができるものとする。

附 則

この利用規則は、昭和 54 年 3 月 23 日から施行する。

平成 7 年 12 月 10 日改訂。

平成 7 年 12 月 16 日改訂。

平成 14 年 4 月 21 日改訂。

平成 18 年 3 月 31 日改訂。

期間限定キャンペーン実施中!

限定

# WEB得

WEBからのサービスお申し込み&アンケート回答で

## 商品券3,000円をプレゼント!

あなたにピッタリのバック料金とキャンペーンがすぐわかる!

### J:COMかんたん料金シミュレーション

◎シミュレーターはコチラ

## 新規お申し込み

お得プラン



J:COM TV My style NEXT



### 月額利用料金

J:COMのサービスをまとめて、税金おトクにしよう!

サービスを一つだけ利用する場合。

### J:COM TV

J:COM TV デジタル

4,980円(税込 5,229円)

コース

※オプションチャンネルをお申し込みの場合、料金は別途必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

### J:COM NET

J:COM NETウルトラ 160Mコース

6,000円(税込 6,300円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 40Mコース

5,500円(税込 5,775円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 12Mコース※1

3,980円(税込 4,179円)/月 モデムレンタル料込

コース

J:COM NET 1Mコース

2,980円(税込 3,129円)/月 モデムレンタル料込

※ベストエフォート、接続先までのトラフィックや環境により変化し、速度を保証するものではありません。※オプションサービスをお申し込みの場合、料金は別途必要です。※一部のJ:COM局では、J:COM NET 24Mコース、下り最大24Mbps、上り最大2Mbpsとなります。

$$6,000 / (4,980 + 6,000 + 1,330) = 0.4874 \approx 48.7\% \text{ ネット回線の割合}$$

## J:COM PHONE

J:COM PHONE (住宅用)

1,330円(税込 1,397円)

コース

※ユニバーサルサービス料として、1電話番号あたり月額215円(税込)のご負担をいただきます。

## 新規お申し込み

大阪エリアにお住まいの方

エリアを変更する

サービスをまとめて利用する場合。

まとめておトク!

コース	お得プラン160 + 無線ホームLAN	⇒ J:COM TV デジタル +	J:COM NET ウルトラ160Mコース + 無線ホームLAN※1	+ J:COM PHONE	税込 9,500円
	お得プラン40	⇒ J:COM TV デジタル +	J:COM NET 40Mコース	+ J:COM PHONE	税込 8,800円
	お得プラン12	⇒ J:COM TV デジタル +	J:COM NET 12Mコース	+ J:COM PHONE	税込 6,229円

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。  
※1無線ホームLANは、「お得プラン160」にご加入いただくと標準装備となります。関西エリア、九州・山口エリアでご提供されるサービスです。>>>詳しくはこちら

## お得プラン お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。

## J:COM NETバック

コース	J:COM NET バック160M	⇒ J:COM NET ウルトラ160Mコース + J:COM PHONE	税込 5,480円
	J:COM NET バック40M	⇒ J:COM NET 40Mコース + J:COM PHONE	税込 4,725円

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。

## J:COM NETバック お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。

まもなくご利用のサブスクリプションが更新されます

1件のメッセージ

Adobe <message@adobe.com>

2023年2月23日 18:12

返信先: Adobe <message@adobe.com>

To:



## 【重要なお知らせ】 Acrobat Pro サブスクリプション価格変更についてのご案内

吉川敏文様

Acrobat Pro のサブスクリプションをご利用いただきありがとうございます。Acrobat Pro のサブスクリプションの価格改定について重要なお知らせがございますので、ご案内申し上げます。

この度、Acrobat Pro の価格を月額 1580.0 JPY から月額 1800.0 JPY (税別) に改定させていただくこととなりました。この価格は、次の更新時より適用されます。Acrobat Pro の価格変更について詳しくは、アドビヘルプセンターの FAQ をご覧ください。

ご利用のサブスクリプションは、2023年03月23日 (PT) に自動的に更新され、新しいサブスクリプション価格が毎月請求されます。サブスクリプションは、お客様が解約しない限り毎年自動的に更新されます (価格は変更される場合があります)。ご契約内容の確認、変更は、アドビアカウントから、またはカスタマーサポートにお問い合わせいただくことでいつでも行うことができます。

自動車保険 ご契約内容

三井ダイレクト損保

MSSAD INSURANCE GROUP

証券番号 [ ] お客さま番号 [ ]

ご契約者

氏名	吉川 敏文 さま
住所	〒 [ ] 大阪府堺市 [ ]

主に運転される方（記名被保険者）

氏名	ご契約者と同じ
住所	ご契約者と同じ
生年月日	[ ]
運転免許証の色	[ ]

補償条件・保険期間

ノンフリート等級	20等級	事故有係数適用期間	0年
運転者年齢条件	35歳以上補償	運転者の範囲に関する特約	本人・配偶者限定特約
保険期間	令和05（2023）年10月23日 午後4時より		令和06（2024）年10月23日 午後4時まで 1年間

ご契約のお車

車名	スバル 軽自動車	型式	BT5
初度登録年月（初度検査年月）	令和04（2022）年12月	用途車種	自家用普通乗用車
登録番号（車両番号）	[ ]	車台番号	[ ]
使用目的	主に通勤・通学使用	車両所有者	スバルファイナンス株式会社
運輸支局の地域	近畿・中国	AEB（衝突被害軽減ブレーキ）の有無	あり
年間走行距離（過去1年間）	10,001km～11,000km	積算走行距離計（オドメーター）の値	10,250km
料率クラス	対人：7、対物：6、傷害：7、車両：10		

補償内容

	補償・特約の名称	保険金額・免責金額等	
相手方への補償内容	対人賠償保険	無制限	
	対物賠償保険	無制限	
	対物認過修理費用特約	あり	
自分や同乗者への補償内容	搭乗者傷害保険（死亡・後遺障害保険金額）	2,000万円	
	搭乗者傷害保険（医療保険金）	一時金払	
	人身傷害保険	1億2,000万円（一般タイプ）	
	無保険車傷害特約	なし（人身傷害保険には、無保険自動車との事故の補償が含まれます。）	
	自損事故傷害特約	なし（人身傷害保険には、自損事故の補償が含まれます。）	
自分の車の補償内容	車両保険	一般タイプ	460万円
		免責金額	1回目 5万円 / 2回目以降 10万円 （車両免責ゼロ特約 なし）
		新車特約	460万円
	身の回り品補償特約	10万円	
その他の補償内容	日常生活賠償特約	なし	
	ファミリー傷害特約	なし	
	ファミリーバイク特約	なし	
その他特約/割引	インターネット契約割引（3,000円）、eサービス（証券不発行）特約、継続割引（2.0%）、長期無事故割引（2.0%）、長期無事故割引プラス（2.0%）、ASV割引、車両保険セット割引、新車割引、他車運転特約、搭乗者傷害Wケア（搭乗医療倍額支払特約、搭乗者医療費用補償特約）、弁護士費用補償特約、レンタカー費用特約 7,000円限度/日額、被害者救済費用特約		

保険料

年払保険料	77,590円
-------	---------

印刷日：令和05（2023）年10月06日

# 自動車リース契約書

契約書 2022年12月27日

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）並びに連帯保証人は、自記録帳の自動車（以下「自動車」という）のリース（以下「リース」という）を締結し、表裏記載及び裏面の契約条項に基づき契約を締結します。  
乙又は連帯保証人が個人の場合には、裏面の契約条項につき「個人情報の収集、保存・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

〒 591-8097  
住所 (所在地) 堺市東区百舌鳥赤羽町2J5-1-605  
氏名 宮本 志子  
代表者名  
生年月日  
連帯保証人  
住所  
氏名  
生年月日

〒150-0013  
東京都渋谷区恵比寿一丁目10番16  
大阪スバル株式会社  
代表取締役 岡田 雅明  
クレジット・リース本部  
電話 0120-386506



(1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
	フォレスター ADVANCE (EYESIGHT搭載車)	SKBE5HL-PS 1X30
初年度登録年月	車台番号	登録番号
2022年11月	リリース料お支払明細書兼請求書に記載	リリース料お支払明細書兼請求書に記載
使用の承認	引渡場所	保管場所
自動車検査証に記載 別紙明細参照	ご指定の場所	
付属品		
特別仕様		

(2) リース方式 メンテナンスリース (3) リースメニュー シンプルパッケージ New 500 ヲイカーリース

(4) リース期間 60ヶ月	(5) 支払方法 自動引落 (毎月5日)	約毎	(6) 規定損害金 基本額 5,242,785円 減額月額 65,700円
支払金額	初回一括引落	72,270円 (消費税別)	(7) 契約走行キロ数 自由 500km/契約期間 30,000km
	最終引落	72,270円 (消費税別)	(8) 支払期日に關する特約 支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。 引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。
リース料等	月間	月間	(9) 車体損傷等精算時の免責特約 (残存価値精算特約付個人リース) 登録車 10万円
リース料	65,700円/月 (総額 3,942,000円)		
消費税	6,570円/月 (総額 394,200円)		
損害保険料	72,270円/月 (総額 4,336,200円)		
税金	0円 (消費税別)		

(10) リース料に含まれる項目	(11) メンテナンスの内容	(12) 自動車保険の内容	(13) 自動車保険に関する特約
<input checked="" type="checkbox"/> 車両代 <input checked="" type="checkbox"/> 登録費用 <input checked="" type="checkbox"/> 関税・船積費 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 任意保険・ディーラー <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> ナンバープレート料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF加入会費及年会費	<input checked="" type="checkbox"/> 特別品・特別仕様代 <input checked="" type="checkbox"/> 車検車検整備 (基本点検料) <input checked="" type="checkbox"/> 1回修理 <input checked="" type="checkbox"/> 消耗品・消耗品交換及び故障修理 <input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル、オイルエレメント交換 (10回迄) <input checked="" type="checkbox"/> 定期点検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 定期点検整備 (ディーラー推奨時期)	借主先 お客様 保険会社 保険種類 年齢条件 対人 1名 0万円 対物 1事故 0万円 任意者 1名 0万円 1年保 0万円 2年保 0万円	(14) メンテナンスに関する特約 エンジンオイル交換は法定点検、車検時とし、新車無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はエンジンオイルのみとします。

(15) 特約事項 - 下記精算金等には、別途消費税を申し受けれます -  
残存価値の精算  あり ( 1,300,000円 )  なし  
\*超過走行キロ精算金: 80千キロ迄10円/キロ 80千1キロから20円/キロ  
\*メーカー保証延長付き (新車時加入コース)  
\*安心補償サービス付 (乙は「加入証」記載の付帯約款に同意し本契約を締結します。)

(16) 担当特約店  
大阪スバル 株式会社  
大阪府守口市八雲町1-21-23  
TEL 06-6908-3131  
※初年度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、後日「リース料お支払明細書兼請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで本契約書とともに大切に保管ください。

料金後納郵便

〒 591-8037  
大阪府堺市北区  
百舌鳥赤畑町2丁目92-1-605

宮本恵子 様



親展

スバルリース



SUBARU GROUP  
スバルファイナンス株式会社

クレジット・リース本部  
〒 150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号  
Tel. 03-3445-2112

B9576-00 発行年月日 令和05年03月23日 M 0576421

リース料お支払明細書兼請求書

東京都渋谷区恵比寿1-19-1  
スバルファイナンス株式会社

この度は、スバルリースをご利用頂き誠に有難うございます。本書記載の契約内容をご確認頂き、契約が満了となるまで自動車リース契約書とともに大切に保管していただくようお願いいたします。リース料の口座引落は、弊社指定の代行機関コーシーカード(株)等の名称で引落しされ、ご通帳にも記載されます。

引落口座  
お引落日 05日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)  
金融機関名/支店名 りそな 横濱  
預金種目/口座番号 普通  
口座名義人 株式会社

※お客様情報保護のため、口座番号の一部を省略させていただいております。

ご通知内容

契約書番号	年月	令和05年02月
車台番号	年月	
登録番号	年月	
リース期間	開始日	令和05年02月17日
	終了日	令和10年02月16日

回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高	回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高
1	05/03	72,270	6,570	4,263,930	29	07/07	72,270	6,570	2,240,370
2	05/04	72,270	6,570	4,191,660	30	07/08	72,270	6,570	2,168,100
3	05/05	72,270	6,570	4,119,390	31	07/09	72,270	6,570	2,095,830
4	05/06	72,270	6,570	4,047,120	32	07/10	72,270	6,570	2,023,560
5	05/07	72,270	6,570	3,974,850	33	07/11	72,270	6,570	1,951,290
6	05/08	72,270	6,570	3,902,580	34	07/12	72,270	6,570	1,879,020
7	05/09	72,270	6,570	3,830,310	35	08/01	72,270	6,570	1,806,750
8	05/10	72,270	6,570	3,758,040	36	08/02	72,270	6,570	1,734,480
9	05/11	72,270	6,570	3,685,770	37	08/03	72,270	6,570	1,662,210
10	05/12	72,270	6,570	3,613,500	38	08/04	72,270	6,570	1,589,940
11	06/01	72,270	6,570	3,541,230	39	08/05	72,270	6,570	1,517,670
12	06/02	72,270	6,570	3,468,960	40	08/06	72,270	6,570	1,445,400
13	06/03	72,270	6,570	3,396,690	41	08/07	72,270	6,570	1,373,130
14	06/04	72,270	6,570	3,324,420	42	08/08	72,270	6,570	1,300,860
15	06/05	72,270	6,570	3,252,150	43	08/09	72,270	6,570	1,228,590
16	06/06	72,270	6,570	3,179,880	44	08/10	72,270	6,570	1,156,320
17	06/07	72,270	6,570	3,107,610	45	08/11	72,270	6,570	1,084,050
18	06/08	72,270	6,570	3,035,340	46	08/12	72,270	6,570	1,011,780
19	06/09	72,270	6,570	2,963,070	47	09/01	72,270	6,570	939,510
20	06/10	72,270	6,570	2,890,800	48	09/02	72,270	6,570	867,240
21	06/11	72,270	6,570	2,818,530	49	09/03	72,270	6,570	794,970
22	06/12	72,270	6,570	2,746,260	50	09/04	72,270	6,570	722,700
23	07/01	72,270	6,570	2,673,990	51	09/05	72,270	6,570	650,430
24	07/02	72,270	6,570	2,601,720	52	09/06	72,270	6,570	578,160
25	07/03	72,270	6,570	2,529,450	53	09/07	72,270	6,570	505,890
26	07/04	72,270	6,570	2,457,180	54	09/08	72,270	6,570	433,620
27	07/05	72,270	6,570	2,384,910	55	09/09	72,270	6,570	361,350
28	07/06	72,270	6,570	2,312,640	56	09/10	72,270	6,570	289,080
		お支払合計		4,336,200			内消費税等		394,200

お客様番号: [REDACTED]

M 0576421

1 宛印部分よりゆっくりはがしてご確認ください。  
2 両面により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

# レンタルボックス使用契約書

貸主アパルトマンホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と借主 宮本 恵子 (以下「乙」という。)とは、乙が S-Cube 堺P-8 (以下「レンタルボックス」という。)を使用するため、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(使用区画)

所在地: 大阪府 堺市北区百舌鳥赤畑町3丁158番3、158番2(地番)  
レンタルボックス番号: [ ]号

## 第2条(使用目的)

乙は物品類の保管のため(現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類等の貴重品を除く)、甲よりレンタルボックスを借受けるものとする。

## 第3条(契約の期間)

1. 契約期間は、2013年4月21日から2014年4月20日までの1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方より解約の申し出がなく、かつ当該使用者が使用資格を有する限り、更に1年この契約を更新するものとし、その後も同様とする。
2. 上記更新の際、乙は甲に更新料として5,250円支払うものとする。

## 第4条(レンタルボックス使用料等)

1. 使用料は、月額 10,000 円也(消費税込み)とする。
2. 保証料は使用料の50%(最低 [ ]円、最大 [ ]円)とする。 ※更新料:50%/2年毎。返金なし。
3. 契約事務手数料は [ ]円とする。
4. 管理料は300円/月とする

## 第5条(使用料の支払方法)

1. 乙は自動引落しにより使用料を支払い、手数料は210円とし乙の負担とする。
2. 使用料は毎月27日に引落しとする。但し振込みの場合は月末迄に翌月分を先払いとする。
3. 1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。ただし、解約月の使用料の日割り計算は行わず1ヵ月分とする。

### <振込み口座>

三井住友銀行 梅田支店  
普通口座 NO. [ ]  
名義: アパルトマンホールディングス株式会社

## 第6条(遅延損害金)

乙が、この契約に基づく支払を遅延した時は、乙は支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日に至るまでの日数に応じて、支払うべき金額に対し年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

## 第7条(保証金)

1. 甲は預託した保証金を、本契約が終了し乙が当該レンタルボックスを明渡した後、乙が甲に支払うべき債務を精算し契約終了月の翌月末日迄に乙に返却する。
2. 保証金については無利息とする。
3. 保証金は本契約の存続中、使用料と相殺することは出来ない。
4. 本契約書をもって保証金の預り証とする。

## 第8条(使用料等滞納)

甲は、乙が使用料等の支払を遅延し、60日間以上滞納を続けた場合、鍵を切断し、鍵交換の処置を行うことができる。

## 第9条(使用料の変更)

本契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により使用料が著しく不相応となったときは、甲乙協議の上使用料の改定を行うことができる。

## 第10条(乙の賠償義務)

乙またはその家族、その従業員その他乙の指揮監督下にある者が故意または過失により、当該レンタルボックスまたは他の施設及び付属品に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担においてその損害を甲に対し賠償しなければならない。

## 第11条(甲の免責)

1. 天災地変、火災、盗難、漏水等の事故、その他甲の責に帰すべからざる事由により、乙の保管物に損害が生じても、甲は一切その責を負わないものとする。
2. 同様に第2条に記載する使用目的に違反して、現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類の貴重品を保管することによって発生した事故についても、乙は一切その責を負わないものとする。

## 第12条(権利の譲渡・転貸の禁止)

乙は、理由の如何にかかわらず、本契約書上の乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

## 第13条(禁止事項)

1. 乙は次の各項の行為をしてはならない。
  - ① 住居、事務所または店舗として使用すること。
  - ② 物品以外の動植物を飼育・栽培すること。
  - ③ 危険物を保管すること。
  - ④ 保管中の他の物件に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品、水分や高温を発する物品を保管、持ち込むこと。
  - ⑤ 滞在・宿泊・飲食すること。
  - ⑥ 場内で、物品の収納、搬出以外の作業をすること。
  - ⑦ 他の利用者の利用に支障をきたすこと。
  - ⑧ 荷物搬出入のさい、車のドア・レンタルボックスのドアの開閉等騒音により近隣住民に迷惑をかけること。
2. 乙は、レンタルボックス管理規約誓約書に定める事項を遵守しなければならない。

第14条(営業時間)

荷物搬出入は、原則午前7時から午後2時までとし、緊急を要する場合を除き使用不可とする。

第15条(立入り)

1. 甲は本物件の防火、構造の保全、その他本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て本物件内に立入ることができる。
2. 但し、緊急の必要がある場合においては、予め承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。

第16条(期間内解約)

1. 契約期間中といえども、甲または乙は書面により1ヶ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。
2. 乙の解約申し入れが前項の予告期間に不足するときは、乙は不足する予告期間分の使用料を支払い即時解約することができる。

第17条(契約の解除)

- 甲は、乙が以下のいずれかに該当したときは何等の通告又は催告することなく、直ちに本契約を解除する事ができる。
1. 使用料及びその他の料金の支払を1ヶ月間滞納した場合。
  2. 第13条の禁止事項に違反した場合。
  3. 暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員であると認められるとき、暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員と認められる者のためにレンタルボックスを使用したとき、及び捜査機関からレンタルボックスの捜査を受けたとき。
  4. その他本契約の各事項に違反した場合。
  5. 上記1の規程により契約解除になる場合には、即刻残置物の処分を致します。

第18条(契約の終了)

1. 契約の解除または解約により本契約が終了した場合は、乙は直ちに当該本物件を現状に復し、甲に明渡さなければならない。
2. 契約期間終了後に残置されているこの物品については、乙が所有権を放棄したものと甲が自由に処分できるものとする。
3. 前1項に係らず、乙が前項の原状回復義務を怠った場合は甲は乙に代わって原状回復を行うことができるものとする。但し、それに要した費用は乙の負担とする。

第19条(定めなき事項)

1. 本契約に定めなき事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条(管轄裁判所)

甲・乙及び連帯保証人は、この本契約から生じる権利・義務に関して紛争が生じた場合、甲の指定する吹田簡易裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意するものとする。  
本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主・及び連帯保証人署名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

第21条(特約事項)

1. キャンペーン契約の為、6ヶ月以内でのご解約の場合、違約金として通常契約時との差額分を支払うものとする。

第22条(動産の移転・処分)

甲は、管理上支障がある場合において、その旨を乙に対し通知するか、若しくはレンタルボックスに掲示をする事によって、レンタルボックス内の動産の移転及び処分をする事ができる。尚、その詳細に関しては、別途定める『動産の移転・処分に関する覚書』に準ずるものとする。

以上

本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主記名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

平成25年4月18日

甲(貸主) 住所: 大阪府吹田市江坂町1丁目23番28号 江坂南口ビル

氏名: アパルトマンホールディングス株式会社



乙(借主) 住所: 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁目92-1-605

氏名:

宮本 志子



TEL:



管理会社 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-12-1  
アパルトマン株式会社 TEL 06-6821-7787 FAX 06-6821-3501

# オレンジコンテナ塙P-8 ご利用料金案内

宮本 恵子 様

<b>契 約 番 号</b>	1	2	3
	■ 号		
	賃料（税別）	管理料（税別）	引落手数料（税別）
月 額 利 用 料	9,524	1,500	200
【2019年9月分まで】			
請求内容	金額		
賃 料	10,286		
管 理 料	1,620		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,122		
【2019年10月分】			
請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,342		
【2019年11月分より】			
請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	220		
請 求 金 額	12,346		
※更新月：毎年4月 更新料：5,500円			

令和1年11月26日

管理者

アパルトマンイクシーズ株式会社

電話 06-6821-7787

FAX 06-6821-7788



# 駐車場賃貸借契約書

区画番号:



堺市南区若松台 月極駐車場

若松台モータープール

# 駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地 : 堺市南区若松台3丁34番

名 称 : 若松台モータープール

区画番号: 

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは  
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。  
また、貸主に無断で契約車両以外を駐車してはならない。  
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	2022年4月1日から
	2023年3月31日まで
車両車種形式	日産 セレナ (白)
車両登録番号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

- 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
- この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条 賃料は月額 <<金8,000円と消費税>>とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。なお、自動振替を利用する場合は、毎月150円の手数料を借主負担とする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが支店

口座番号： 普通

口座名義： 日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

- 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。
- 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条 貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条 借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に月額賃料3ヶ月分相当を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

- 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。
- 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。但し、1ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとする。尚、上記返還方法は下記口座への振込によるものとし、振込手数料は借主の負担とする。借主に対する保証金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条 公租公課、物価の変動又は近隣の状況に応じ貸主は賃料を変更すること

ができるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。

第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。

第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は滞りなく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。

第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰することが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。

第11条 借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。この場合貸主は一切の責任を負わない。

第12条 借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができ、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。

- 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡さなければならない。
- 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。
- 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。

- ④ 借主又はその代理人・使用者・運転者が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。
- ⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。車庫証明取得のための保管場所用承諾証明書発行手数料は1回につき <<金 田と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。  
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

2022年3月18日

貸主 氏名

借主 住所

氏名

Tel

仲介・管理業者

商号

代表者

Tel

堺市南区竹城台1丁1番2号

日生ハウジング株式会社

代表取締役 三好 明

072-293-9900

# 誓約書

貸主（甲）

様

私、田淵 和夫 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。  
①甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
②偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。  
①甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。  
②前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

2022年 3月 18日

住所 堺市南区若松4-3-14-3

氏名 田淵 和夫

# 管理規約

1. 当駐車場では、契約指定車を駐車する事を目的とし、その他の車及び物品等を置いてはならない
2. 当駐車場内での事故、盗難等の責任は、負いかねますので敷地内は徐行運転と、盗難を防ぐため、車には貴重品を置かないようにして下さい。
3. 当駐車場では管理人を常駐していませんので、子供が遊んでいたり危険な箇所を発見されたら、管理者に連絡して下さい
4. 本契約借主の賃料支払方法は、貸主指定の銀行口座（下記記載）へお振込頂くか、自動振り替え制を利用して下さい。
5. 大型車、トラックの方はお断りいたします。
6. 車庫証明発行の場合は、予め車庫証明発行予定の車が、当駐車場の枠内に入るか確認の上、管理者へ御連絡下さい。

振込先

りそな銀行 泉北とが支店

普通口座

日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

月額賃料 金8,000円と消費税

連絡先

日生ハウジング(株)

TEL

072-293-9900

FAX

072-293-5550

# 自動車リース契約書

貸借人使用欄(検印)

契約番号 XXXXXXXXXX  
2021年4月12日

貸借人(甲)

住所 堺市南区若松台3-14-3  
氏名 田 澂 和 夫

貸借人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
日本カーソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 高島俊史

連帯保証人

住所  
氏名

連帯保証人

住所  
氏名

極度額	円
-----	---

極度額	円
-----	---

上記貸借人(以下「甲」という。)と貸借人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「リースDeマイカー契約の内容について」(以下「重要事項説明書」という。)にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれを確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約書を作成し、甲乙記(警)名捺印のうえ、各1通を保有します。

## 基本約定

- (本契約の目的)
- 第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)所載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を購入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲が希望する品質、種類、数量(規格、仕様、性能その他甲が必要とする一切の事項を含み、以下総称して「自動車の品質等」という。)を有した自動車を甲が選択又は決定し、自らが個人用・家庭用として使用することを目的とします。(リース期間)
- 第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。))上の使用者を甲とし、所有権を乙として自動車登録した日からとします。
2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。又、甲にリースする自動車が四輪の場合、特定取引法により、クーリングオフはできません。但し、基本約定第7条第7項に該当する場合、甲は本契約を解除できるものとします。(リース料)
- 第3条 甲は、表(6)記載のリース料を、表(7)記載の通り乙に支払うものとします。
2. 表(6)記載の総額リース料は、自動車及び付属品等の調達費用、リース期間中に発生する表(9)記載の公道費、諸費用及び保険料を含み、又、本契約書、見積書等に記載し、若しくは電子的方法により甲乙間で随時したリース期間中に予想される甲の自動車の走行距離や用途等(但し、記載場所を問わず、以下総称して「甲の自動車の使用条件」という。))から算出したものとします。
3. 表(6)記載の月額リース料は、総額リース料をリース期間中分割して支払うものであり、甲がリース期間中、自動車を不使用又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることはできません。
- (再リース又は買取り)
- 第4条 甲がリース期間満了の3ヶ月前までに乙に対し書面で再リース又は買取りを申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料の支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の与信基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。
- (1) 再リース契約(以下「再リース契約」という。)は、乙所定の見積書にて再リース契約の契約条件及び再リース料総額等を確認のうえ、乙所定の書面にて再リース契約を締結できるものとします。
- (2) 買取りの場合、第2.0条の規定に基づき甲乙間で乙所定の売買契約書で売買契約を締結できるものとします。
- (犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)
- 第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の適用がある場合、甲は、犯収法に基づく取引時確認に応じます。甲がこれに応じない場合は犯収法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。
- (自動車の引渡し)
- 第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と納車日及び納車時間等(以下総称して「納車日」という。))を決定し、これを乙に通知します。又、納車日に売主から自動車メーカーが定める自動車の取扱説明や先進安全技術の作動方法等の説明を受けるものとします。
2. 乙は、自動車の登録後速やかに甲に対し納車確認書を送付します。但し、甲に対し借受証(以下「借受証」という。))の交付を要求する場合は除きます。
3. 自動車の納入後、甲は、滞りなく自らが選択又は決定した自動車であること、自動車の品質等が本契約書、見積書等の内容(以下総称して「本契約の内容」という。))に適合することを検査し、これが確認できたときに乙から甲に対する自動車の引渡しは完了とします。なお、乙から要求があったときは、甲は、引渡完了後直ちに借受証に記(警)名捺印してこれを乙に交付します。
4. 前項の検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、又は納車確認

- 書の受領日、若しくは借受証の交付を要求された日から14日までに自動車が納車されない場合、甲は、契約不適合の内容又は未納車であることを書面にて乙に通知すると共に契約不適合については第7条第3項の規定に基づき、直接売主から修補を受け、売主との間でこれを解決します。
5. 甲から乙に対し前項の通知がない場合、自動車は、契約不適合がなく完全な状態で乙から甲に引渡されたものとします。
6. 甲が不当に自動車の引渡しを受けることを拒んだとき又は拒んだと主張し、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができず、乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電子的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、基本約定第1.5条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。(自動車の品質等の不適合等)
- 第7条 乙は、売主と締結した自動車の売買契約にて自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、その一切の責任を売主が負担すること約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。
2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、野獣の侵入、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由により、自動車の全部若しくは一部の引渡しが遅延し、又は不能となった場合、その他自動車の引渡し又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切その責任を負いません。
3. 前二項の場合、甲は、自動車の品質等にかかわる担保責任が甲の責に帰する場合は除き、直接売主に対し、自動車の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる追完を請求(以下「履行の追完請求」という。))するものとします。又、自動車の引渡し遅延等により甲に損害が生じた場合、甲は、直接売主に対し損害賠償請求を行い、売主との間で解決します。但し、甲は売主に対し代金減額請求はできず、又、履行の追完方法は乙が選択するものとします。
4. 前条の規定による履行の追完は、自動車の引渡完了日から1年以内に限り請求できるものとします。但し、売主又は自動車メーカーの保証書の定めがある場合は、それが優先適用されるものとします。
5. 乙は、本条に定める甲の売主に対する権利行使に乙が必要と認める範囲内において協力します。この場合でも、甲は乙に対するリース料の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いを免れることができず。
6. 甲が売主に対し、履行の追完請求を行ったにもかかわらず売主がこれを一切履行しない場合、又は自動車の品質等が本契約の内容に適合せず、甲が本契約を締結した目的を達することができない場合、その他権利行使のために乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じた場合は、甲は乙に対し、具体的な内容を示した書面による通知をし、乙と協議します。
7. 前項の協議の結果、自動車の品質等の不適合が甲の責に帰すべき事由による場合、又は売主が一部履行した場合、若しくは乙又は売主の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙又は売主の責に帰することができな事由によるものである場合を除き、甲は、本契約を解除できるものとします。
8. 本条の定めにより本契約を解除する場合、甲は乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を請求できず、乙は甲に対し、本契約の解除に伴う損害金等を請求できないものとします。
9. 甲が、本契約の目的物として初度登録又は検査された自動車(以下「中古自動車」という。))を選択する場合、一般社団法人自動車公正取引協議会が定める公正競争規約等に基づくプライスカードや売主から直接中古自動車の状態及び保証書の有無を確認し、自らの判断で決定し、現状有姿にて乙から借受けるものとします。また、中古自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は本条第3項の規定に基づき直接売主との間で解決します。(自動車の使用・管理)
- 第8条 甲は、自動車が納車されてからその返還まで、法令等に基づき日常点検整備の実施、走行に適合した状態であることを確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に保管し、法令遵守で安全に運転し使用します。
2. 甲は、自動車の維持管理に必要な法令等に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、安全な運行のために新たに必要とされる装置等がある場合、その購入・取付、自動車の損傷時の修補、修理等をその責任で実施すると共にそれらの費用をリース料とは別



ないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用や甲の自動車の使用条件を著しく超過したことになる減価分を除きます。

(契約解除時の設定残債の清算)

第19条 第15条第1項各号により本契約が解除され乙が自動車の返却を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残債の清算を行うものとします。  
(1) 表(8)記載の返済方式がオープンエンド方式の場合、単元償還又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を清算額を表(8)記載の設定残債と対比し、当該清算額が設定残債を超えたときは、その超過額を表(11)記載の規定損害金の一部に充て、又当該清算額が設定残債に達しないときは、甲はその不足額を規定損害金の合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税が別途加ります。

(2) 返済方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残債の清算は行わないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の清算は除きます。

(自動車の買取り)

第20条 甲が自動車の買取りを希望し第4条第(2)号の規定により書面にて乙に申入れ、甲が乙所定の審査基準を満たした場合は、表(8)記載の返済方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に乙がリース料を支払いその他の本契約に基づく債務がないこと並びに本契約とは別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲の乙に対する債務の履行が遅延していないことを条件に、甲は乙から自動車(以下「リースアップ車」という。)を買取ることができるとします。この場合、本条に定める条件の他乙所定の売買契約等に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の販売価格は、表(8)記載の設定残債相当額とし、リースアップ車の売買取金(以下「売買取金」という。)は、この販売価格とこれに対する買取時の消費税率に基づく消費税等及び再資源化預託金等(リサイクル預託金等)の合計額とします。

3. 前項の売買取金等とは別にリースアップ車の運送等に要する費用(再度負担を含む。)及びリースアップ車を所有する権利にかかる公租公課等(リサイクル預託金や償還保証金等の環境性能制を含む。)費用の未納地の変更に伴う手数料、所有権移転登記にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買取金の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡しは、前項の売買取金の支払とその他の本契約に基づく債務の支払が完了したときにリースアップ車の所在地において現状有姿のまま簡易の引渡し方法により行われるものとし、この引渡しと同時にリースアップ車の所有権は乙から甲に移ります。但し、リースアップ車の所有権移転登記は、甲が甲の責任と負担で直ちに行うものとします。

5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づく点検等を行ったことから、リースアップ車の品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(減価償却金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、又乙が甲のための費用を支払った場合の立替金の償還を怠ったときは立替払日から、いずれも業務に至るまで、支払すべき金額の年14.6%の割合(年3.65日)の利率計算による差延損害金を乙に支払います。

(公租公課)

第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、租税料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下総称して「消費税」という。)は、甲の負担とします。表記載の消費税等額は本契約成立日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率による計算した消費税等額を乙に支払います。

3. 本条第1項に該当する乙の負担の費用を除き、自動車税、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等に関するものを含む。)及び本契約に基づく取引に課された又は課されることのある公租公課等(以下総称して「公租公課等」という。)の全ての損害金は名義人の間同にかかわらず甲が負担します。

4. 甲は、前項の公租公課等の増減が乙が求めることとなったときは、その増減の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担)

第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。  
2. 乙が本契約に際し、本条の権利を守り若しくは回復するため又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、乙を被告とする訴訟等を行ったときは、甲は乙が負担した自動車の提出費用(請求報酬を含む。)弁護士報酬その他の費用を乙に支払います。

3. 法曹等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。

(乙の権利の移転)

第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲はこれを承諾します。  
2. 甲が乙の承諾を得て自動車を買取したときは、乙は、甲の買取りに対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の買取りからリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

(相続の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務等)

第26条 甲及び連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の承諾)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人)

第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という。)につき、甲の委託を受け甲と連帯して債務履行の責を負うものとし、本契約の終了後、甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結した場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の負担は、本契約書に記載する極限額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て有効に連帯保証したものであることを認めます。

2. 乙が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び乙の連帯保証人に対してその履行の請求の効力が生じるものとします。  
3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証人又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び債権譲渡の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した場合に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了し甲の乙に対する債務の全てが弁済され、書面による乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。

4. 甲が自動車を中心として個人用、家庭用に使用する場合でも、従って甲の事業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の事業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本日現在、保証を委託する連帯保証人に民法第465条の1の第1項各号に定める事項(①甲の財産の収支の状況、②本件債務以外に負担している甲の債務の有無並びにその積及び履行状況、③本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときその旨及び内容)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けたにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解したうえで連帯保証人となることを乙に対し表明及び保証します。

5. 連帯保証人から請求があった場合、乙は、連帯保証人に対し連帯なく民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務にわたる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残債及びそのうち弁済期が到来し

ているものの額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙が民法第458条の2又は民法第458条の3の規定に基づき連帯保証人に対し情報提供を行うことを認識し当該情報提供に同意し承諾する旨を通知します。  
7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面通知すると共に、乙の同意基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとします。  
(通知の効力)

第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による宛先の通知のない限り本契約書の住所及び氏名等の記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知が届かず又は到達しなかった場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を通知することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人に対する通知が到達したものとします。  
3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が届かず又は到達しなかったことによる生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)  
第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債権について執行認諾承諾を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(任意管轄)  
第31条 本契約に關して紛争又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録で行うものとします。  
(個人情報の取扱い)

第32条 甲は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、又乙が本契約の遂行のために債務委託をする契約的代理人、自動車販売会社、自動車製造会社等、本契約に自動車関係や簡易メンテナンスサービスを含む個人、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

(1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知し甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引先及び金融機関に関する個人情報  
(2) 本契約に関する個人情報  
(3) 取税法に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報  
{データ等の取扱い}

第33条 甲は、乙が一財団法人自動車検査整備情報協会又は一般社団法人全国自動車検査整備協会から自動車の検査記録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用することを承諾します。

2. 乙が通知又は住所等を変更するにあたり、自動車検査証の記載事項の変更・移転登録等の手続きが必要となった場合、甲はこれを承諾します。

3. 甲及び乙は、自動車の保守、安全を確保するため又はリース契約のサービス向上のため、自動車から得られるデータ(メタデータやドライブレコーダー関連データを乙から受ける場合、それらに關するデータを)を、以下総称して「自動車データ」という。)を、本契約の範囲内において乙が利用することを承諾します。この場合、自動車データは特定の個人との対価関係を断り、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を区分せずに抽出・集計し、傾向又は性質等を数値的に把握する統計データとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む、以下同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等種別ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を有すること、不当に反社会的勢力の威力や権力を行使していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。  
(1) 暴力団の要求行為。  
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。  
(3) 相手方との取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。  
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。  
(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、自動車を反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、転貸してはならないものとします。

(特約事項)

第35条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる場合はここに記載するが、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

簡易メンテナンス約定

(リース料)  
第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合、表(6)記載のリース料には表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本料第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる諸費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)  
第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、乙の指定する表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとします。但し、らくらく車検の範囲外の費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙又は委託工場の事前の書面による承諾を得ずに、甲が委託工場以外の整備工場等で車検等を受けた場合、その費用はらくらく車検の範囲外とし、甲がリース料とは別に当該費用を負担します。  
(車検拒否制度にかかわる警告等への関係に関する同意)

第3条 甲は、らくらく車検の継続検査又は構造変更検査(以下「継続車検等」という。)の実施に際し、乙又は委託工場が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に対し、自動車に係る放置違反記録の有無を確認すること、又この確認に甲の同意書が必要ときは、乙の請求後直ちに同意書等に(記)名捺印することに同意します。

2. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的の方法により道路運送車両法で定められている整備情報処理機関に対し、提供することを承諾します。

3. 設置違反金の納付等起因して自動車の継続検査が滞り又は不能となっても乙は一切費用を負いません。また、設置違反金の納付等起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係る一切の諸費用は甲が負担するものとします。(NCS 20200226)

# 契約主要事項一覧表

		契約番号		
(2) リース自動車の表示	(1) 契約の区別	簡易メンテナンス		
	車名等	ニッサン	台数 1 台	
	型式	セレナ	2 WD	
	ミッション	2WD 20X Vセレクション+セーフテ		
	エンジン・排気量	DAA-HC26	5 ドア	
	車体色	CVT	8 名	
	文字書	パブリック L 990 CC 定員		
	車台番号	ソリッドホワイト		
	登録番号	無し		
	売主	日産自動車販売株式会社		
(9) 公租公課および諸費用	付属品・特別仕様(エアコン標準)	JAF (法人会員) アドバンスドセーフティパッケージ フロントビューモニター オリジナル取付パッケージ ETCユニットBM12-S ドライブレコーダー 専用座席 MC315D-W ETCセットアップ グラスカバー付 フロントカーペット フロントカーテン 希望ナンバー		
	(3) 使用の本拠地(保管場所)	大阪府堺市東区春日台3-14-3		
	(4) リース期間	開始日 2021年6月13日	終了日 2023年6月12日	
	(5) 前払リース料	無し		
	(6) リース料	リース料	24回	¥22,000
		ボーナス加算 1	消費税等額 2回	¥2,200 ¥72,000
		ボーナス加算 2	消費税等額 2回	¥7,200 ¥72,000
		総額		¥816,000 ¥81,600
		(7) 支払方法	リース料	リース開始日の属する月の当月より1ヶ月毎、25日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替
	(8) 残価清算方式・設定残価	ボーナス加算 1	2021年7月より12ヶ月毎に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	
ボーナス加算 2		2022年1月より12ヶ月毎に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
(13) 特約事項	(8) 残価清算方式・設定残価	オープンメント	¥100,000	
	(12) 簡易メンテナンスサービス内容	1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換  (交換対象部品) a. ブレーキオイル b. エンジンオイル c. オイルフィルター d. ロングライフクーラント  上記簡易メンテナンスサービス内容に定める部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。		
	(9) 公租公課および諸費用	(含まれるもの○ 含まれないもの×) 自動車税(軽自動車税) (×) 含まない 自動車重量税 (○) 全額含む 自動車保険料 (○) 全額含む 自動車保険料 (○) 全額含む 登録諸費用 (×) 含まない		
	(10) 自動車保険付保条件	保険会社 保険種類 フロート・ノンフロート フロート割引(増)等級 フロート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責 車両保険 賠償保険 対人(1名) 人身傷害 対物(事故) 対物免責 搭乗者(1名) 給付・搭傷  安全装置 特約事項		
	(11) 損現査定	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等		
	(12) 簡易メンテナンスサービス内容	1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換  (交換対象部品) a. ブレーキオイル b. エンジンオイル c. オイルフィルター d. ロングライフクーラント  上記簡易メンテナンスサービス内容に定める部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。		

(13) 特約事項

1. 本契約に定める「処分又は評価に要した一切の費用」（以下「処分費用」という。）は、金 5,000 円（消費税等別）とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。
2. 本契約に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金 5,000 円（消費税等別）の合計額とします。
3. 本契約は再リース契約であり、付属品欄に記載の付属品は原契約時の内容となり、また、すべてを表記しているものではありません。
4. 本契約は再リース契約であり、甲が占有中の自動車にかかる直前のリース契約（以下、前リース契約という）のリース期間満了による終了を条件とします。第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、前リース契約の満了日の翌日に引き渡しがなされたものとします。
5. 表 (12) 記載のメンテナンスサービスには、次の機構の修理及び交換費用は含みません。
  - (1) トランスアクスル関係：ジェネレーター、動力分割機構、モーターの修理及び交換
  - (2) インバーター関係：ジェネレーター用インバーター、モーター用インバーター、コンバーター（昇圧コンバーター、DC・DCコンバーター）の修理及び交換
  - (3) HVバッテリーパック関係：HVバッテリーパック、バッテリーコンピューター、システムメインリレーの修理及び交換
  - (4) HVコントロールコンピューター関係：HV制御、モーター制御のコンピューター修理及び交換

以下余白

〒590-0116  
大阪府堺市南区  
若松台3丁14-3

**お支払明細書**

令和 3年 4月 7日

田淵和夫

様

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと  
おりお支払いをお願い申し上げます。  
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな  
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原 UDX

**日本カーソリューションズ株式会社**

**ご契約**

契約番号	令和 3年 6月 13 日から
契約期間	令和 5年 6月 12 日まで 24 ヶ月
登録番号	

お問い合わせは、お客様をご利用ください。

お客様 No.	NMF2262
お問い合わせ先	大阪営業第二部
電話番号	06-6263-0419
担当者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名	りそな銀行
	支店名	泉北支店
	種目・口座	普通
口座振替委託会社	NTTファイナンス	

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名	*****
	支店名	*****
	種目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方法	支払日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 (円)	内 訳 消費税(円)	税 率	備 考
1	3/6	口座振替	3/6/25	リース料	24200	1/24	22000	2200	10%	
2	3/7	口座振替	3/7/25	リース料	24200	2/24	22000	2200	10%	
3		口座振替	3/7/25	リース料 ボーナス	79200	1/4	72000	7200	10%	
4	3/8	口座振替	3/8/25	リース料	24200	3/24	22000	2200	10%	
5	3/9	口座振替	3/9/25	リース料	24200	4/24	22000	2200	10%	
6	3/10	口座振替	3/10/25	リース料	24200	5/24	22000	2200	10%	
7	3/11	口座振替	3/11/25	リース料	24200	6/24	22000	2200	10%	
8	3/12	口座振替	3/12/25	リース料	24200	7/24	22000	2200	10%	
9	4/1	口座振替	4/1/25	リース料	24200	8/24	22000	2200	10%	
10		口座振替	4/1/25	リース料 ボーナス	79200	2/4	72000	7200	10%	
11	4/2	口座振替	4/2/25	リース料	24200	9/24	22000	2200	10%	
12	4/3	口座振替	4/3/25	リース料	24200	10/24	22000	2200	10%	
13	4/4	口座振替	4/4/25	リース料	24200	11/24	22000	2200	10%	
14	4/5	口座振替	4/5/25	リース料	24200	12/24	22000	2200	10%	
15	4/6	口座振替	4/6/25	リース料	24200	13/24	22000	2200	10%	
16	4/7	口座振替	4/7/25	リース料	24200	14/24	22000	2200	10%	
		口座振替	4/7/25	リース料 ボーナス	79200	3/4	72000	7200	10%	
18	4/8	口座振替	4/8/25	リース料	24200	15/24	22000	2200	10%	
19	4/9	口座振替	4/9/25	リース料	24200	16/24	22000	2200	10%	
20	4/10	口座振替	4/10/25	リース料	24200	17/24	22000	2200	10%	
21	4/11	口座振替	4/11/25	リース料	24200	18/24	22000	2200	10%	
22	4/12	口座振替	4/12/25	リース料	24200	19/24	22000	2200	10%	
23	5/1	口座振替	5/1/25	リース料	24200	20/24	22000	2200	10%	
24		口座振替	5/1/25	リース料 ボーナス	79200	4/4	72000	7200	10%	
25	5/2	口座振替	5/2/25	リース料	24200	21/24	22000	2200	10%	
26	5/3	口座振替	5/3/25	リース料	24200	22/24	22000	2200	10%	
27	5/4	口座振替	5/4/25	リース料	24200	23/24	22000	2200	10%	
28	5/5	口座振替	5/5/25	リース料	24200	24/24	22000	2200	10%	
合計	契約 額				897600		816000	81600		

お支払明細書

田淵和夫

様

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと  
おりお支払いをお願い申し上げます。  
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな  
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご契約

契約番号	
契約期間	令和 5年 6月 13日から 令和 6年 6月 12日まで 12ヶ月
登録番号	

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

お客様No.	
お問い合わせ先	大阪営業第二部
電話番号	06-6263-0419
担当者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名	りそな銀行
	支店名	泉北支店
	種目・口座	普通
口座振替委託会社	NTTファイナンス	

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名	*****
	支店名	*****
	種目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 金 額 (円)	内 訳 消費税(円)	税 率	備 考
1	5/6	口座振替	5/6/25	リース料	21120	1/12	19200	1920	10%	
2	5/7	口座振替	5/7/25	リース料	21120	2/12	19200	1920	10%	
3	5/8	口座振替	5/8/25	リース料	21120	3/12	19200	1920	10%	
4	5/9	口座振替	5/9/25	リース料	21120	4/12	19200	1920	10%	
5	5/10	口座振替	5/10/25	リース料	21120	5/12	19200	1920	10%	
6	5/11	口座振替	5/11/25	リース料	21120	6/12	19200	1920	10%	
7	5/12	口座振替	5/12/25	リース料	21120	7/12	19200	1920	10%	
8	6/1	口座振替	6/1/25	リース料	21120	8/12	19200	1920	10%	
9	6/2	口座振替	6/2/25	リース料	21120	9/12	19200	1920	10%	
10	6/3	口座振替	6/3/25	リース料	21120	10/12	19200	1920	10%	
11	6/4	口座振替	6/4/25	リース料	21120	11/12	19200	1920	10%	
12	6/5	口座振替	6/5/25	リース料	21120	12/12	19200	1920	10%	
合計	契 約 額				253440		230400	23040		

再リース契約をご希望の契約者様・連帯保証人様へ

再リース契約をご希望の際は、下記「お客様の個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、「自動車リース契約書」に署名・捺印いただけますよう、お願い申し上げます。

お客様の個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の収集・保有・利用・提供

- (1) 契約者（申込者を含みます。以下「契約者」といいます。）及び連帯保証人（連帯保証人予定者を含みます。以下「連帯保証人」といいます。）は、日本カーソリューションズ株式会社（以下「NCS」といいます。）との取引（本申込、リース契約及び再リース契約を含みます。以下総称して「本契約」といいます。）に際し、NCSが与信判断及び与信後の管理（以下「与信業務」といいます。）のため、保護措置を講じたうえで、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を収集・保有・利用することに同意します。
- ① 契約者及び連帯保証人が、前記の申込書・契約書・諸届出書等に記載又は通知した契約者及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、自動車運転免許証等の記号番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居の状況、取引金融機関及びその口座番号、自動車やその保管場所に関する情報
  - ② 本契約に関する申込日、申込記録、契約日、契約の種類、商品名、契約金額、支払回数（期間）
  - ③ 本契約に関する支払開始後の契約状況、月々の返済状況
  - ④ 本契約に関する契約者及び連帯保証人の支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するため、契約者及び連帯保証人が申告した各々の資産、負債、収入、支出及びNCSが収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
  - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める本人確認書類又はその写しから得た情報
- (2) 契約者及び連帯保証人は、NCSが、上記①②③④⑤により収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで、NCSが本契約に関する業務をNCSの代行業務として行わせる契約書等に記載する代理店、本契約の履行のために業務委託をする契約書等に記載する契約履行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険やメンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に提供することに同意します。

2. 個人情報の利用

契約者及び連帯保証人は、NCSが与信業務以外に下記のために上記1(1)①及び②の個人情報を利用することに同意します。

- ① NCSの自動車リース事業等における商品の提供、関連商品の売買
  - ② NCSの自動車リース事業等における宣伝物・目録物の送付等の営業案内
  - ③ NCSの自動車リース事業等における市場調査、商品開発に伴う営業活動
  - ④ NCSの自動車リース事業等における整備等のメンテナンスサービス、管理代行サービス、関連するアフターサービスの提供
  - ⑤ NCSの自動車リース事業等における損害保険の代理店に関する業務
  - ⑥ NCSの提供会社の事業における宣伝物・目録物の送付等の営業活動並びに関連商品、サービスのお知らせ
- ※ なお、上記①～⑥のNCSの具体的な事業内容については、NCS所定の方法（インターネットのホームページ等）によってお知らせしております。

3. 個人情報保護機関への登録・利用

- (1) NCSが、加盟する個人情報保護機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提供する個人情報保護機関に照会し、契約者及び連帯保証人の個人情報登録されている場合には、契約者及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために、NCSがそれを利用することに同意します。
- (2) 契約者及び連帯保証人に係る本契約に基づく個人情報・客観的な取引事実が、NCSの加盟する個人情報保護機関下表に定める期間登録され、NCSが加盟する個人情報保護機関及び当該機関と提供する個人情報保護機関の加盟会員により、契約者及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	借主・アイ・シー(CIC) NCSが個人情報保護機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

- ※ リース契約のリース期間満了時、契約者とNCS間で協議して再リース契約を締結した場合、上記載の「契約期間中」は、再リース期間中とし、「契約終了後」は、再リース契約の契約終了後とします。
- (3) NCSが加盟する個人情報保護機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下表の通りです。また、本契約期間中に新たに個人情報保護機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	借主・アイ・シー(CIC)
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先	0120-810-414（月～土 7時～17時）
ホームページ	https://www.cic.co.jp/
その他	借主・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4) NCSが加盟する個人情報保護機関（借主・アイ・シー）が提供する個人情報保護機関下表の通りです。

名称	全日本信用情報センター	借主日本信用情報機構
所在地	〒100-8218 東京都千代田区丸の内1-3-1（銀行会館）	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
お問い合わせ先	03-3214-5020	0570-055-955
ホームページ	https://www.zenginkyo.or.jp/poic/	https://www.jicp.co.jp/
その他	全日本信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。	借主日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社ホームページをご覧ください。

- (5) 上記③に記載されているNCSが加盟する個人情報保護機関に登録する情報は、下記の通りです。
- ① 本人を特定するための情報  
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、自動車運転免許証等本人確認書類の記号番号等。
  - ② リース契約及び再リース契約に関する情報  
契約番号、契約の種類、契約日、商品名及びその数量等、契約金額、保証額、支払回数（期間）等。
  - ③ 支払（返済）状況並びに取引事実に関する情報  
支払日、支払予定日、契約残高、月々の支払状況、年間請求予定額、完済日、延滞、強制解約、破産申立、債権譲渡等。

4. 個人情報の開示・訂正・削除

- (1) 契約者及び連帯保証人は、NCS及び上記3記載の個人情報保護機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ① NCSが開示を求める場合には、後記7記載の窓口又は支店・営業所にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の届出についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、NCS所定の方法（インターネットのホームページ等での常時受付）によってもお知らせしております。
- ② 個人情報保護機関が開示を求める場合には、上記3記載の個人情報保護機関に連絡して下さい。
- (2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、NCSは速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

5. 本書記載事項に不同意の場合

NCSは、契約者及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項（契約書面等）に契約者及び連帯保証人が申込書等に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本書記載事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、上記2に同意しない場合でも、これを理由にNCSが本契約をお断りすることはありません。

6. 利用中止の申出

上記2による同意を得た範囲内でNCSが当該情報を利用提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降のNCSでの利用を中止する措置をとります。

7. 個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者及び連帯保証人の個人情報に関するお問い合わせや利用中止、その他のご意見の申出につきましては、下記までお願いいたします。

名称：日本カーソリューションズ株式会社 部署：お客様個人情報管理責任者（審査担当役員）  
住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1 電話番号：03-5207-2040

8. 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実は、上記1及び3(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、申込のあった日から一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

9. 本書記載事項の変更

本書記載事項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

(NCS20210401)

以上

自動車リース契約書

貸與人使用欄(検印)

契約番号 2023年5月24日

借賃人(甲)

住所 堺市南区若林5-3-14-3
氏名 田端 和光

貸與人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
日本カーソリューションズ株式会社
代表取締役社長 高島俊

連帯保証人

住所
氏名

連帯保証人

住所
氏名

Table with 2 columns: 極度額, 円

Table with 2 columns: 極度額, 円

上記貸賃人(以下「甲」という。)と貸賃人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「リースDeマイカー契約の内容について」(以下「重要事項説明書」という。)にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれに確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記(署)名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定

(本契約の目的)

第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を借入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲が希望する品質、種類、数量(規格、仕様、性能その他甲が必要とする一切の事項を含む、以下総称して「自動車の品質等」という。)を有した自動車を甲が認認又は決定し、自ら個人用(家庭用)として利用することを目的とします。

(リース期間)

第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は、自動車検査証、發自動車届出済証、標識交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。)上の有効者を甲とし、所有権を乙として自動車を登録した日からとします。
2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。又、甲にリースする自動車が同種の場合、特定取引法により、クーリングオフはできません。但し、基本約定第7条第7項に該当する場合、甲は本契約を解除できるものとします。

(リース料)

第3条 甲は、表(6)記載のリース料を表(7)記載の通り乙に支払うものとします。
2. 表(6)記載の総額リース料は、自動車及び付属品等の調達費用、リース期間中に発生する表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含み、又、本契約書、見積書等に記載し、若しくは電磁的方法により甲乙間で確認したリース期間中に予想される甲の自動車の走行距離や用途等(但し、記載場所を問わず、以下総称して「甲の自動車の使用条件」という。)から算出したものです。
3. 表(6)記載の月額リース料は、総額リース料をリース期間中分別して支払うものであり、甲がリース期間中、自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしてもこれに対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることはできません。

(再リース又は買取)

第4条 甲がリース期間満了の3ヶ月前までに乙に対し書面で再リース又は買取を申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料の支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の身付基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。

(1) 再リース契約(以下「再リース契約」という。)は、乙所定の見積書にて再リース契約の契約条件及び再リース料総額等を確認のうえ、乙所定の書面にて再リース契約を締結できるものとします。
(2) 買取の場合、第20条の規定に基づき甲乙間で乙所定の売買契約書で売買契約を締結できるものとします。

(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「取戻法」という。)の適用がある場合、甲は、取戻法に基づく取引時確認に当たります。甲がこれに応じない場合、乙は取戻法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。

(自動車の引渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と締結する引渡書(以下総称して「引渡書」という。)を決定し、これを乙に通知し、納入日に売主から自動車メーカーが定める自動車の取扱説明書や安全技術の取扱い等の説明を受けるものとします。

乙は、自動車の登録後速やかに甲に対し納入確認書を送付します。但し、甲に対し借受(以下「借受証」という。)の交付を要求する場合は除きます。

3. 自動車の納入後、甲は、運賃等自ら選択又は決定した自動車であること、自動車の品質等が本契約書、見積書等の内容(以下総称して「本契約の内容」という。)に適合することを検査し、これが確認できたときに乙から甲に対する自動車の引渡しは完了します。なお、乙から要求があったときは、甲は、引渡完了後直ちに借受証に記(署)名捺印してこれを甲に交付します。

4. 前項の検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、又は納入確認

書の受領日。若しくは借受証の交付を要求された日から1ヶ月まで「自動車」が納入されない場合、甲は、契約不適合の内容又は本締結であることを書面にて乙に通知し、更に契約不適合については第7条第3項の規定に基づき、直接売主から救済を受け、売主との間でこれを解決します。

5. 甲から乙に対し前項の通知がない場合、自動車は、契約不適合がなく完全な状態下で乙から甲に引渡されたものとします。

6. 甲が不当に自動車の引渡しを受けることを拒否したとき又は拒んだとき、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができます。乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電磁的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、基本約定第15条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の品質等の不適合)

第7条 乙は、売主と締結した自動車の売買契約にて自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、その一切の責任を売主に負担することと約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、品位の差違、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由により、自動車の全部若しくは一部の引渡しが発生し、又は不適合となった場合、その旨自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切その責任を負いません。

3. 前項の場合、甲は、自動車の品質等にかかわる担保責任が甲の責に帰するものと断り、直接売主に対し、自動車の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる追完を請求(以下「履行の追完請求」という。)するものとします。又、自動車の引渡後速やかに甲に損害が生じた場合、甲は、直接売主に対し損害賠償請求を行い、売主との間で解決します。但し、甲は売主に対し代金返還請求はできず、又、履行の追完方法は乙が選択できるものとします。

4. 前項の履行の追完は、自動車の引渡後自らが1半以内限り請求できるものとします。但し、売主又は自動車メーカーの保証書の定めがある場合は、それが優先適用されるものとします。

5. 乙は、本条に定める甲の売主に対する権利行使に乙が必要と認める範囲内において協力します。この場合でも、甲は乙に対するリース料の支払い、その借受証に基づく債務の支払いを免れることができず、甲は乙に対するリース料の支払い、その借受証に基づく債務の支払いを免れることができず、甲は乙に対し、具体的な内容を示した書面による通知をし、乙と十分協議します。

6. 甲が売主に対し、履行の追完請求を行ったにもかかわらず売主がこれを一切履行しない場合、又は自動車の品質等が本契約の内容に適合せず、甲が本契約を締結した目的を送ることができない場合、その他権利行使のために乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じた場合は、甲は乙に対し、具体的な内容を示した書面による通知をし、乙と十分協議します。

7. 前項の結果、自動車の品質等の不適合が甲の責に帰すべき事由による場合、又は売主が一部履行した場合、若しくは乙又は売主の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び甲以上の社会通念に照らして乙又は売主の責に帰することができる事由によるものである場合を除き、甲は、本契約を解除できるものとします。

8. 本条の定めにより本契約を解除する場合、甲は乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を請求できず、乙は甲に対し、本契約の解除に伴う損害金等を請求できないものとします。

9. 甲が、本契約の目的物として初度登録又は検査された自動車(以下「中古自動車」という。)を選択する場合、一般社団法人自動車公正取引協議会が定める公正競争規約等に基づくプライオスカードや売主から直接中古自動車の状態及び保証書の有無を確認し、売主の判断で決定し、現状有姿にて乙から借受けるものとします。また、中古自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は本条第3項の規定に基づき直接売主との間で解決します。

(自動車の使用、管理)

第8条 甲は、自動車は納車されてからその返還まで、法令等に基づき日常点検整備の実施、走行に際した状態であることを確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に停車し、法令遵守で安全に運転し使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な法令等に基づく定期点検整備、部品、付属品の取替え、安全な運行のために新たに必要とされる装置等がある場合、その購入・取付、自動車の損傷時の修補、修理等をその責任で実施すると共にそれらの費用をリース料とは

ないものとし、但し、第17条第3項に定める戻金償還費用や甲の自動車の使用条件を著しく超過したることによる減価分の積算は除きます。

**(契約解除時の設定残価の清算)**  
第19条 第1項各号のいずれかにより本契約が解除され乙が自動車の返還を受けたときは、乙の返還の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

(1) 表(3)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、設定残価又は評価額からそれぞれ減分又は評価額に達した一切の費用を控除した残額を表(3)記載の設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、その超過額をとし(1)記載の設定残価の一部に充当し、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と設定残価との差額を直ちに現金等で支払います。但し、清算金は清算時の消費税率に基づいて消費税が別途かかります。

(2) 清算方式がクロスドレンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は行わないものとします。但し、第17条第3項に定める戻金償還費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したることによる減価分の積算は除きます。

**(自動車の返取)**  
第20条 甲が自動車の返取を希望し第4条第(3)号の規定により書面で乙に申し入れ、甲が乙所定の審査基準を満たした場合、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務が生じること並びに本契約とは別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲の乙に対する債務の履行を遅延していないことを条件に、甲は乙から自動車(以下「リースアップ車」という。)を賃借することができるものとします。この場合、本条に定める条件の他乙所定の売買契約書に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の使用価格は、表(8)記載の設定残価相当額とし、リースアップ車の売買代金(以下「売買代金」という。)は、この販売価格とこれに対する償還時の消費税率に基づく消費税及び向預金口座に送付(リース料預金口座)の合計額とします。

3. 前項の売買代金等は別にリースアップ車の返還等に要する費用(請負報酬を含む。)売買契約や所有権移転にかかる公共料金等(リース料預金を再度戻金される場合の戻金控除額を含む。)、使用の本拠地の変更に伴う手数料、所有権移転登記にかかる費用等及びリース期間満了日以後の自動車税は全て甲の負担とし、更に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買代金等の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡しは、前項の売買代金等の支払いその他本契約に基づく債務の履行が完了したときにリースアップ車の所在地において現貨現交のまま甲乙間の引渡しの方法により行うものとします。この引渡しに際してリースアップ車の所有権は乙から甲に移転し、甲はリースアップ車の所有権移転登録は、甲が甲の責任と負担で直ちにを行うものとします。

5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用、保管し、道路運送車両法に基づき検査等を行っていることから、リースアップ車の品質が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

**(瑕疵担保)**  
第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、乙が甲の乙の費用を立替臨時の場合の立替金の積算額を超えたときは立替臨時から、いずれも発生するまで、支払うべき金額に対して年1.0%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

**(保証人)**  
第22条 (1) 記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の変更、公共料金の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料又は別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下総称して「消費税」という。)は、甲の負担とし、当該額の消費税等は本契約成立現在の税率により計算した消費税額を乙に支払います。当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税額を乙に支払います。

3. 本条第1項に該当する乙の負担を免除し、自動車の取組、所有、保管、使用(自動車に設置された機器に関するものを含む。)及び本契約に基づいて甲が乙に支払済みの金額の公的記録等(以下総称して「公的記録」という。)の全ては甲がその責任と負担で直ちに乙の請求により直ちに甲に支払います。

**(責任負担)**  
第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とし、甲が乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は甲の転貸先に対する権利の譲渡に同意するものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領し、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等の差額を清算するものとします。

(2) 乙が、本契約の締結、本条の権利を行使等を行うことができないときは法律上理由がある請求を怠ったため、甲が乙に必要措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の戻金費用(請負報酬を含む。)を、消滅し損その他の費用を乙に支払います。

5. 法令等の改正により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。

(3) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は甲の転貸先に対する権利の譲渡に同意するものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領し、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等の差額を清算するものとします。

(4) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は甲の転貸先に対する権利の譲渡に同意するものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領し、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等の差額を清算するものとします。

(5) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(6) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(7) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(8) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(9) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(10) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(11) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(12) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(13) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(14) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(15) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(16) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

(17) 乙が、本契約に基づき権利の一部を金融機関に譲渡、質入又は自動車に担保を設定することでき、甲はこれを承諾します。

ているもの額に關する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき連帯保証人に対し債権提供を行うことを認識し当該債権提供に同意する旨を述べないものとします。

7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知すると共に、乙の身価基準を新たな連帯保証人に保証を委任するものとします。

(通知の効力)  
第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知の無い限り本契約書の住所及び氏名欄の記録に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を送付又は到達しなかった場合、甲又は連帯保証人がその内容を通知することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在の甲及び乙から送られた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置郵便が着いた時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙から送られた書面による通知が差支又は到達しなかったことによつて生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)  
第30条 甲及び連帯保証人は、乙の請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行部照会済の公正証書を作成するものとします。その費用は甲の負担とします。

(金庫管理)  
第31条 本契約に關して延滞又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が合点しないときは、甲及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

2. 前項の協議を行う場合であつて、相手方の乗めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意書(書面又は電磁的記録)を作成し行ふものとします。

(個人情報の取り扱い)  
第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を取得管理することであつて、収集、保存、利用し、又乙が本契約の遂行のために必要と認められる契約執行、自動車の貸出、自動車製造会社等、本契約に自動車保険を借受するメンテナンスタブ等を包含し、その記録を、メンテナンスタブ及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとします。甲及び連帯保証人は、当該個人情報を承諾します。

(1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申請書・契約書等に記載し、又は乙に通知し甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報を自動車やその保管場所、取引金融機関等に開示する個人情報

(2) 本契約に關する個人情報  
(3) 記録法に定める本人確認書類又はその写しから得られた個人情報  
(「データ等の取扱い」)

第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査責任保証協会又は一般社団法人全国自動車協会連合会等から自動車の検査記録簿の提供を受け、自動車の管理を目的として複製する旨を承諾します。

2. 乙の複製又は転売等を変更するにあたり、自動車検査責任保証協会の検査記録簿の複製等の事業が必要となつた場合、甲はこれに協力します。

3. 甲及び乙は、自動車の保守、安全を推進する観点又はリース契約のサービス向上のため、自動車から取得するデータ(メンテナンスタブライブラリ・コーダ・周辺デバイス等を乙が受け取る場合、それらに關するデータを含む。以下「データ」という。))を「自動車データ」という。)を「1」開業等のため乙が複製することを承諾します。この場合、自動車データは特定の個人との対応関係を排除し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を除外し、特定の個人・集団に対し、個別又は集計的に把握するデータをいふものとします。

(反社会的勢力との関係排除)  
第34条 甲及び連帯保証人は、本契約の締結に際し及び將來にわたつて、自ら(法人の場合には役員を含む。以下同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会連動等組織若しくは、特殊利益団体の役員等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、前向きとします。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると思われる関係を有すること。  
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的を有している関係が認められる関係を有すること。  
(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与を有している関係が認められる関係が有すること。

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。  
2. 甲及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを承諾します。

(1) 強力的な要求行為。  
(2) 法的な行為を超えた不当な要求行為。  
(3) 相手方との取引に關して、脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為。  
(4) 風説を流布し、偽計を用いる又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。  
3. 甲、乙の承諾の有無にかかわらず、自動車を反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、転買してはならないものとします。

(特約事項)  
第35条 表(10)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなれば効力はなくものとします。

## 簡易メンテナンス約定

(リース料)  
第1条 表(1)記載の契約の区間は簡易メンテナンスリース契約の場合、表(6)記載のリース料には表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の講習費用を含みます。このため、甲は基本約定第3条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる講習費用を負担する必要はありません。

(5) らくらく車検  
第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、乙の指定する受託(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとします。但し、らくらく車検の範囲外の費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙は委託工場の事前の書面による承諾を得ずに、甲が委託工場以外の整備工場等で車検等を受けた場合、この費用はらくらく車検の範囲外とし、甲がリース料とは別に当該費用を負担します。

(車検指図書制度にかかわる警察等への確認に関する同意)  
第3条 甲は、らくらく車検の継続検査又は構造変更検査(以下「継続車検等」という。)の実施に際し、乙又は委託工場が一般社団法人日本自動車整備協会連合会又は各部会府県協会に対し、自動車に係る放置違反記録の有無を確認すると、又この確認に甲の同意書等が必要となるときは、乙の請求後直ちに同意書等に記載(若しくは捺印)することに同意します。

2. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的記録方式により道路運送車両法で定められている記録情報処理機関に対し、提供する旨を承諾します。

3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が延滞又は不能となつても乙は一切責任を負いません。また、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係る一切の講習費用は甲が負担するものとします。

(NCS 20200226)



# 契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別		簡易メンテナンス	台数 1 台	(9) 自動車税等 よび 公租公課 費用	(10) 自動車 保険 付保 条件	(11) 損保 金定	(12) 簡易メンテナンスサービス内容
リース自動車の表示	車名等	ニッサン セレナ 2WD 20X Vセレクション+セーフテ	2 WD	自動車税(軽) (×) 自動車重量税 (○) 自動車保険料 (○) 自動車保険料 (○) 登録諸費用 (×)	保険会社 保険種類 フリート・ノンフリート フリート引(増)等級 フリート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等	<p>1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換</p> <p>(交換対象部品)</p> <p>a. ブレーキオイル b. エンジンオイル c. オイルフィルター d. ロングライフクーラント</p> <p>上記簡易メンテナンスサービス内容に定める部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。</p>
	型式	DAA-HC26	5 ドア		車両免責		
	ミッション・排気量	CVT	1,990 CC 定員 8 名		賠償保険		
	車体色	ソリッドホワイト			対人(1名)	人身傷害	
	文字書	無し			対物(1割)	対物免責	
	車台番号	■			搭乗者(1名)		
	登録番号	■			給付・搭傷		
	売主	日産自動車販売株式会社			安全装置		
	付属品・特別仕様(エアコン標準)	JAF(法人会員) アドバンスドセーフティパッケージ ・アサルトビューモーター ・オゾン分解 取付パッケージ ETCユニットBM12-S ドライブレコーダー 専用ナビ MC31BD-W ETCセットアップ アラックカバー リアカーポート フロントカーテン 希望ナンバー			特約事項		
	使用の本拠地(保管場所)	大阪府堺市東区高島3-14-3					
リース期間	12ヶ月	開始日 2023年6月13日 満了日 2024年6月12日					
前払リース料	無し						
リース料	12回	¥19,200					
	消費税等額	¥1,920					
総額		¥230,400 ¥23,040					
リース料	リース開始日の属する月の当月より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替						
残価清算方式・設定残価	ホフメント*	¥10,000					
別表参照							
指定メンテナンス工場	リースDeマイカーまるごとガイドに記載						
(13) 特約事項							

(13) 特約事項

1. 本契約に定める「処分又は評価に要した一切の費用」（以下「処分費用」という。）は、金 5,000 円（消費税等別）とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。
2. 本契約に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金 5,000 円（消費税等別）の合計額とします。
3. 本契約は再リース契約であり、付属品欄に記載の付属品は原契約時の内容となり、また、すべてを表記しているものではありません。
4. 本契約は再リース契約であり、甲が占有中の自動車にかかる直前のリース契約（以下、前リース契約という）のリース期間満了による終了を条件とします。第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、前リース契約の満了日の翌日に引き渡しがなされたものとします。
5. 表 (12) 記載のメンテナンスサービスには、次の機構の修理及び交換費用は含みません。
  - (1) トランスアクスル関係：ジェネレーター、動力分割機構、モーターの修理及び交換
  - (2) インバーター関係：ジェネレーター用インバーター、モーター用インバーター、コンバーター（昇圧コンバーター、DC・DCコンバーター）の修理及び交換
  - (3) HVバッテリーパック関係：HVバッテリーパック、バッテリーコンピューター、システムメインリレーの修理及び交換
  - (4) HVコントロールコンピューター関係：HV制御、モーター制御のコンピューター修理及び交換

以下余白

## LINE公式アカウント 料金プラン

LINE公式アカウントでは3つの料金プランをご用意しています。  
無料からはじめることができるため、どなたでもご利用しやすく、シンプルな料金プランとなっています。

## コミュニケーションプラン

## ライトプラン

## スタンダードプラン

月額固定費  
(税別)

0円

5,000円

15,000円

無料メッセージ  
通数  
(月)

200通

5,000通

30,000通

追加メッセージ  
料金  
(税別)

不可

不可

~3円/通<sup>※2</sup>

# 自動車リース契約書

契約日 2019年6月6日

貸主（以下甲という）と借主（以下乙という）並びに連帯保証人は、目録記載の自動車（以下自動車という）のリース（以下リースという）について、表記載及び裏面の約款に基づき契約を締結します。  
乙又は乙の連帯保証人が個人の場合は、裏面の約款につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主 乙	〒599-8242 所在地 堺市西区陶器北5-34 氏名 大林 健二 代表者 住所 電話番号	貸主 甲	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目10番 スバルファイナンス株式会社 代表取締役 高橋 亮 クレジットリース本部 電話 0120-386504
連帯保証人	住所 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 ( )	連帯保証人	住所 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 ( )

## (1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
初年度登録年月	アパレストアー ADVANCE (EYESIGHT搭載車)	SKEB5GL-PS 4S 2.0
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
付属品	ETCセットアップ ナビゲーションシステム ETC専用カード ドライブレコーダー リモコンキーレス	ETCセットのパー OIS56サウンドビルトインナビ ドライブレコーダー ドリンクホルダー TVコントロール

(2) リース方式	メンテナンスリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージS	個人向けリース
(4) リース期間	リース期間 (60ヶ月) 年 月 日 ~ 年 月 日			
支払方法	先払金 (50,000円) 月間 (58,880円) 最終回 (58,880円)			
支払金額	基本額 4,400,000円 過渡月額 64,000円			
リース料	リース料 54,000円/月 (総額 3,270,000円) 消費税等 4,000円/月 (総額 264,000円) 計 58,000円/月 (総額 3,534,000円)			
リース料等	リース料 54,000円/月 (総額 3,270,000円) 消費税等 4,000円/月 (総額 264,000円) 計 58,000円/月 (総額 3,534,000円)			
頭金	0円 (消費税込み)			
(5) リース特約	(6) 規定損害金 基本額 4,400,000円 過渡月額 64,000円 (7) 契約走行キロ数 月間 1,000 km 契約期間 60,000 km (8) 支払期日に関する特約 (9) 車体損害修繕時の免責特約 (残存価格特約付個人リース) 免責率 10万円			

(10) リース料に含まれる項目	(12) 自動車保険の内容
車両代 登録費用 自動車取得税 自動車税 (全期間) 自動車重量税 (全期間) 自動車損害賠償責任保険料 (全期間) 付保先 (ディーラー) 自動車保険料 メンテナンス料 JAF加入金及び年会費	付保先 お客連 保険会社 保険種別 年齢条件 対入 1名 0万円 対物 1事故 0万円 免責 0万円 対人 1名 0万円 1事故 0万円 対車 1年目 0万円 免責 0万円 ※2年目以降は時価額で有償です。免責金額は保険契約に依ります。
(11) メンテナンスの内容	(13) 自動車保険に関する特約
車検整備 (基本点検料) 一般修理 消耗品・消耗品交換及び故障修理 タイヤ交換 (本誌) 代車提供 (裏面約款による) 事故免責 (免責内修理を含む) 特約品修理	(14) メンテナンスに関する特約 エンジン・オイル交換は法定点検、車検時とし、新車 発注1ヶ月点検・6ヶ月点検はオプション料のみとします。 満3年で新車にお乗り換えの場合、メンテナンスに「新車交換整備」 は含まれておりません。

(15) 特約事項 ※下記積算金等には、別途消費税を申し付けます  
残存価値の積算  あり (1,129,000円)  なし  
※1年以降毎月乗換特約付  
(毎年の乗換積算金を印字、月毎に必要時計算します。▲表示の場合は払戻)  
満1年 978千円 満2年 683千円 満3年 345千円  
満4年 219千円  
※送達走行キロ積算金: 80千キロ迄20円/キロ 80千1キロから30円/キロ  
※B Pサポート特約  
※メーカー保証延長付 (新車時加入コース)

(16) 租出特約店  
大阪スバル株式会社  
大阪府守口市八雲東町1-21-23  
TEL: 06-6908-3131  
※初年度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は  
後日「リース料お支払明細書請求書」等で  
ご連絡いたしますので、契約が完了になるまで  
本契約書とともに大切に保管ください。

料金後納郵便

〒 599-S242  
大阪府堺市中区  
陶器北5-34

大林健二 様



親展

スバルリース



SUBARU GROUP  
スバルファイナンス株式会社

クレジット・リース本部  
〒 150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号  
TEL 03-3445-2112

A6046-00 発行年月日 令和01年08月23日 M 0563007

リース料お支払明細書兼請求書

東京都渋谷区恵比寿1-19

スバルファイナンス株式会社

この度は、スバルリースをご利用頂き誠に有難うございます。  
本書記載の契約内容をご確認頂き、契約が満了となるまで自動  
車リース契約書とともに大切に保管していただくようお願いいた  
します。リース料の口座引落は、弊社指定の代行機関ユーシーカ  
ード(株)等の名称で引落しされ、ご通帳にも記載されます。

引落日	05日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
金融機関名/支店名	りそな 梅田
預金種目/口座番号	普通
口座名義人	小林 健二

※お客様情報保護のため、口座番号の一部を省略させていただきます。

ご通知内容

契約番号	
初年度年	令和01年07月
車台番号	
登録番号	
リース期間	開始日 令和01年07月25日 終了日 令和06年07月24日

回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高	回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高	回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高	
1	01/08	58,860	4,360	3,472,740	29	03/12	58,860	4,360	1,824,660	57	06/04	58,860	4,360	176,580	
2	01/09	58,860	4,360	3,413,880	30	04/01	58,860	4,360	1,765,800	58	06/05	58,860	4,360	117,720	
3	01/10	58,860	4,360	3,355,020	31	04/02	58,860	4,360	1,706,940	59	06/06	58,860	4,360	58,860	
4	01/11	58,860	4,360	3,296,160	32	04/03	58,860	4,360	1,648,080	60	06/07	58,860	4,360	0	
5	01/12	58,860	4,360	3,237,300	33	04/04	58,860	4,360	1,589,220						
6	02/01	58,860	4,360	3,178,440	34	04/05	58,860	4,360	1,530,360						
7	02/02	58,860	4,360	3,119,580	35	04/06	58,860	4,360	1,471,500						
8	02/03	58,860	4,360	3,060,720	36	04/07	58,860	4,360	1,412,640						
9	02/04	58,860	4,360	3,001,860	37	04/08	58,860	4,360	1,353,780						
10	02/05	58,860	4,360	2,943,000	38	04/09	58,860	4,360	1,294,920						
11	02/06	58,860	4,360	2,884,140	39	04/10	58,860	4,360	1,236,060						
12	02/07	58,860	4,360	2,825,280	40	04/11	58,860	4,360	1,177,200						
13	02/08	58,860	4,360	2,766,420	41	04/12	58,860	4,360	1,118,340						
14	02/09	58,860	4,360	2,707,560	42	05/01	58,860	4,360	1,059,480						
15	02/10	58,860	4,360	2,648,700	43	05/02	58,860	4,360	1,000,620						
16	02/11	58,860	4,360	2,589,840	44	05/03	58,860	4,360	941,760						
17	02/12	58,860	4,360	2,530,980	45	05/04	58,860	4,360	882,900						
18	03/01	58,860	4,360	2,472,120	46	05/05	58,860	4,360	824,040						
19	03/02	58,860	4,360	2,413,260	47	05/06	58,860	4,360	765,180						
20	03/03	58,860	4,360	2,354,400	48	05/07	58,860	4,360	706,320						
21	03/04	58,860	4,360	2,295,540	49	05/08	58,860	4,360	647,460						
22	03/05	58,860	4,360	2,236,680	50	05/09	58,860	4,360	588,600						
23	03/06	58,860	4,360	2,177,820	51	05/10	58,860	4,360	529,740						
24	03/07	58,860	4,360	2,118,960	52	05/11	58,860	4,360	470,880						
25	03/08	58,860	4,360	2,060,100	53	05/12	58,860	4,360	412,020						
26	03/09	58,860	4,360	2,001,240	54	06/01	58,860	4,360	353,160						
27	03/10	58,860	4,360	1,942,380	55	06/02	58,860	4,360	294,300						
28	03/11	58,860	4,360	1,883,520	56	06/03	58,860	4,360	235,440						
												お支払合計	3,531,600	内消費税等	261,600

お客様番号: [REDACTED]

M 0563007

※矢印部分よりゆっくりはかしてご覧ください。

※雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはかしてください。

私(申込者(契約者含む))は、別紙(借票番号: J87133 20150425)記載の「お申し込み(申込)の条項」に同意の上、申込み(契約者)いたします。  
 私は、本申込みを行う旨が下記に記載された契約書に同意し、そのために、貴社に個人情報の取り扱いに関する「個人情報の取扱い」に同意し、貴社に個人情報の取扱いを委託するに同意します。

# CLCシステム

契約書(正)  
 [兼 立替私等委託申込書]

お客様がお申込みされる  
 会社名・所在地  
**JACCS** 株式会社ジャックス 御中  
 〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号  
 カスタマーセンター(お客様相談室)  
 電話番号: [着信先: 神奈川県横浜市](046)298-6000



お申込年月日 平成 27 年 11 月 8 日 契約年月日 平成 27 年 11 月 9 日

フリガナ **大 林 健 二**  
 お名前 (自筆) **大林健二**  
 〒154-8512 大阪府東淀川区西船場5番地34  
 現住所 (ご契約書) **大阪府東淀川区西船場5番地34**  
 居住年数 **1** 年 **11** 月

○印をお付けになり、矢印にそってご記入ください。  
 学生  主婦  会社員  その他  
 厚生  国民  共済 [ ] 年金  不動産収入  その他 [ ]

フリガナ **堺 市 役 所**  
 〒596-0203 大阪府堺市東区南瓦所3番1号  
 出向先・派遣先  
 〒596-0203 大阪府堺市東区南瓦所3番1号

未成年者の方の親権者同意欄  
 私は未成年者である申込者の契約行為に同意するとともに、連絡に際して必要な情報を記載することに同意し、署名、捺印します。  
 ※確認のためお電話を差しあげることがございます。

親権者お名前 フリガナ **昭・平 ( 才 )**  
 生年月日 **昭・平 ( 才 )** 年 月 日  
 〒 **231** 電話番号 **231**

貸借物件  
 貸賞借契約  
 契約開始日 2009/12/1  
 立替月数  
 月額賃借料等の4ヶ月分

スノーフォース 土塔町 C101  
 堺市東区工塔町 3084

① 賃借物件使用料	14040
② 口座振替手数料	108
③	
④	
月額賃借料等合計額	14148

支払内容  
 お支払方法  口座振替  
 お支払日 毎月27日  
 支払開始月 平成 28 年 1 月 27日

下記管理会社は、お客様が本契約に基づき記入した情報(左記の○印項目欄に記載された個人情報)を本契約の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のため利用することがあります。

管理会社  
 株式会社ランドピア 契約事務部  
 【所在地】東京都中央区日本橋蛸船1-18-2 中野オイスタービル4F  
 【電話番号】03-3661-5812

※現在消費税10%、手数料110円に変更

令和5年10月18日

ご契約者様各位

株式会社 A. Pプランニング コンテナ収納  
総務部（担当：■■■■）

## サービス名・管理会社変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、突然ご連絡を差し上げる非礼をお許してください。

この度、ご契約いただいている「スペースプラス土塔町」は令和5年11月（10月末支払分）より、「コンテナ収納土塔町」にサービス名を変更します。

これに付随し、管理・運営会社が株式会社ランドピアから株式会社A・Pプランニングに変更となります。コンテナに関する所有権の関係や、賃料を含めお客様の賃貸条件には一切影響はございませんので、どうぞご安心ください。お客様にはご迷惑をおかけしないよう円滑に業務の引き継ぎを行いますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

このため、令和5年11月以降のコンテナ管理（お問い合わせ、解約、変更等）を株式会社A・Pプランニング コンテナ収納（連絡先につき下記ご参照ください）で対応させていただきます。ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、管理会社変更に伴い、お支払い方法が変更となります。大変お手数をおかけしますが、クレジットカードでのお支払いまたは口座振替のどちらを希望されるか、末尾に添付しております別紙にご記入のうえ、FAX 又は郵送にてご連絡をお願い致します。大変申し訳ございませんが、10月賃料分（9月末支払期限）でお使いいただいていたお支払方法は今後お使いいただけませんので、ご了承ください。

以上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。

記

変更日： 令和5年11月1日（水）  
※スペースプラス土塔町→コンテナ収納土塔町  
（現場名変更になります。）

変更内容：  
更新料なし※賃料と支払い手数料のみのお支払いとなります。  
（賃料・契約内容の変更はございません。）

コンテナ所有者： 滋賀県甲賀市水口町虫生野中央 25 番地  
（賃貸人） 株式会社キューズ  
代表取締役 澤田 淳

新管理会社： 兵庫県川西市小花 1-3-6 桐野ビル 4 階  
株式会社 AP プランニング  
代表取締役 林 拓朗

お問い合わせ窓口： コンテナ収納  
TEL：080-9386-4199（平日：10：00～16：00）  
FAX：072-744-6301  
フリーダイヤル 0120-966-104  
<http://ap-trunk2010.com>

以上

AP PLANNING



総務部部长



株式会社A.Pプランニング

〒668-0016 兵庫県川西市  
小花1-3-6 桐野ビル4F  
☎ 072-744-6300  
☎ 072-744-6301  
☎ 080-9386-4199  
✉ [ap.trunk2010@gmail.com](mailto:ap.trunk2010@gmail.com)

【別紙】お支払い方法選択（10月末支払い11月分賃料より変更）

※FAX又は郵送にてご連絡をお願い致します

送付先：兵庫県川西市小花1-3-6桐野ビル4階

FAX：072-744-6301

① クレジットカード支払い

下記の空欄にお名前フルネーム・メールアドレス記入をお願い致します。

お名前フルネーム 大 林 健 二

メールアドレス [REDACTED]

メールアドレスにsquareから決済メールが届きメール内にてお支払い頂く様になります。またご迷惑をお掛け致しますが手数料300円がかかりますのでご了承下さい。

② 口座引き落とし

お名前フルネーム \_\_\_\_\_

口座引き落としのご契約様は、追ってインサイトの用紙をお送り致します。  
口座引き落としに日にちがかり引落開始まで振込をお願い致しております。  
引落開始の日程などインサイト用紙と一緒に内容もご連絡いたします。  
またご迷惑お掛け致しますが振込手数料330円がかかりますのでご了承下さい。インサイト用紙ご記入後、支払い用紙のみ、郵送にてご返送ください。宜しく  
お願い致します。

〒666-0015 兵庫県川西市小花1-3-6桐野ビル4階

株式会社 AP プランニング

総務部（担当：[REDACTED]）



# 自動車保険証券

当社は、普通保険約款および特約条項その他保険証券に記載した内容にしたがい、保険契約者と保険契約を締結し、その証として保険証券を電子発行します。



イーデザイン損保  
東京海上グループ

東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413  
イーデザイン損害保険株式会社  
代表取締役社長 桑原茂

## 基本情報

保険種類	&e (アンディー) (総合自動車保険)
証券番号	
契約日	2023年 7月29日
保険期間	2023年 7月31日 16時から 2024年 7月31日 16時まで 1年間
等級	19 等級
事故有係数適用期間	1年
保険料	93,635円
払込方法	一括払 (クレジットカード払)

## 補償される運転者の範囲

運転者年齢条件	30歳以上補償
運転者限定	運転者夫婦限定特約
運転者	補償範囲
主に運転される方 (A)	○ 30歳以上を 補償します
主に運転される方の配偶者 (B)	
AまたはBと同居している親族 (C)	
C以外の AまたはBと別居している未婚の子	× 補償されません
上記以外の親族、知人・友人など	

## ご契約のお車 (被保険自動車)

車名	フォレスター
登録番号 <small>通知事項</small>	
車台番号	
型式	SKE
用途・車種 <small>通知事項</small>	自家用普通乗用車
初度登録年月	令和 1年 7月
お車の所有者	大林 健二 様
料率クラス	車両7 対人4 対物2 傷害4
前年走行距離区分	7,000km超10,000km以下
使用目的 <small>通知事項</small>	主に通勤・通学
主な使用地 (都道府県) <small>通知事項</small>	大阪府

被保険自動車を同一とする他の現存保険契約：なし

## 前契約について

前契約事故件数	3等級ダウン事故	0件
<small>通知事項</small>	1等級ダウン事故	0件

## 契約者

氏名	大林 健二 様
住所	599-8242 大阪府堺市中区陶器北5番地34
電話番号	
メールアドレス	

## 主に運転される方 (記名被保険者)

氏名	大林 健二 様
住所	599-8242 大阪府堺市中区陶器北5番地34
生年月日	
年齢	
運転免許証の色	

(注)

・通知事項については、「契約内容についての注意事項1.」をご覧ください。

・文字や字数の制約により一部の文字が表示されない場合がありますが、保険請求などには支障ありません。

**主な補償内容**

補償の名称			主な保険金額/限度額			○…補償(付帯)あり    ×…補償(付帯)なし    -…該当なし		
相手方への補償	対人賠償 (1名につき)	○	無制限	ご自身のお車の補償	車両全損時諸費用特約 (1事故につき)	○	20万円	
	対物賠償 (1事故につき)	○	無制限		車内身の回り品特約 (1事故につき)	○	30万円	
	対物超過特約 (相手自動車1台につき)	○	50万円		事故時レンタカー特約 (1事故につき)	○	日額5,000円	
お車によるケガの補償	人身傷害 (1名につき)	○	1億円 車内のみ補償	事故時帰宅・宿泊特約 (1名につき)	×	-		
	入院時諸費用特約 (1名につき)	×	-	その他の補償	他車運転特約 (1名につき/1事故につき)	○	対人事故 無制限 など	
ご自身のお車の補償	車両保険 (1事故につき)	○	290万円 一般タイプ 免責金額 1回目の事故 0万円 2回目以降の事故 10万円		被害者救済特約 (1名につき/1事故につき)	○	人身事故 無制限 など	
	新車買替特約 (1事故につき)	×	-		弁護士特約 (1名につき)	○	300万円	
				ファミリーバイク特約 (1名につき/1事故につき)	○	対人事故 無制限 など		
				個人賠償特約 (1事故につき)	○	1億円		
				無過失特約	○	-		

**上記以外の特約**

運転者夫婦限定特約    運転者の年齢条件特約    家族の免許取得自動補償に関する特約    継続契約の取扱いに関する特約

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

**主なサービス**

衝撃検知サービス・安全運転支援サービス    ロードサービス    セコム事故現場急行サービス    メディカルコールサービス

**割引**

新 割引

**契約内容についての注意事項**

- 以下の事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく当社Webサイトでお手続きください。お手続きがない場合、契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ご契約のお車の登録番号、用途・車種、使用目的、主な使用地(都道府県)
  - 前契約(※)がある場合、前契約(※)の等級、事故有係数適用期間、保険終了日(満期日。解約・解除された場合は解約日・解除日。)、事故件数、解除歴
  - セカンドカー割引適用の条件を満たす他のお車の自動車保険がある場合、その自動車保険の等級
 ※中断証明書を適用した契約の場合は、「中断証明書を発行した契約」をいいます。
- ご契約のお車を変更する場合や主に運転される方を変更する場合など、契約内容の変更にあたっては、あらかじめ当社Webサイトでお手続きください。
- 万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金などの補償内容の詳細や、補償・特約の正式名称は、総合自動車保険のしおり・約款をご確認ください。各種サービスの詳細につきましては、サービスの利用規約などをご確認ください。

<p><b>■事故や故障などのご連絡</b></p> <p>万一の事故の場合や、お車の故障などでロードサービスを利用する場合に、当社に連絡できます。</p> <p><a href="https://www.e-design.net/service/emergency/">https://www.e-design.net/service/emergency/</a></p> 	<p><b>■当社Webサイト</b></p> <p>総合自動車保険のしおり・約款、サービスの利用規約を確認できます。契約内容の変更やお問い合わせも可能です。</p> <p><a href="https://www.e-design.net">https://www.e-design.net</a></p> 
---	--

**意向確認について**

申し込み時に、保険期間・等級・事故有係数適用期間、主に運転される方、ご契約のお車、補償内容（特に補償される運転者の範囲、車両保険の補償内容）、割引が、正しく希望どおりの内容であることを確認いただいています。内容がご意向と相違している場合は、当社Webサイトからお問い合わせください。

<主なご意向>

**補償される運転者の範囲**

補償される運転者の範囲	
運転者年齢条件	30歳以上補償
運転者限定	運転者夫婦限定特約

運転者	補償範囲
主に運転される方 (A)	○
主に運転される方の配偶者 (B)	30歳以上を補償します
AまたはBと同居している親族 (C)	× 補償されません
C以外の	
AまたはBと別居している未婚の子 上記以外の親族、知人・友人など	

**ご自身のお車の補償（車両保険）**

「車両保険（一般タイプ）」をご契約いただいています。

【補償範囲】

	お車との衝突・当て逃げ	盗難・火災・爆発・台風・洪水・高潮・落書き・いたずら・飛来中の物との衝突・動物との衝突など	電柱などとの衝突・転覆・墜落	地震・噴火・これらによる津波
車両保険 (一般タイプ)	○	○	○	×

○：補償あり ×：補償なし



リース契約書

1997年

このリース契約は、貴方（個人）が本リース契約人におかれましては、これら各事項をよくお読み  
内容を十分に理解の上、ご署名（記名）捺印ください。

個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報取扱説明】に記載しております。

貴方（乙）の住所 〒112-8555 東京都文京区 5丁目17番

堺市 [Redacted]

大阪市北区西天満3丁目5番33号  
株式会社トヨタレンタリース大阪  
代表取締役 津本和信



大西 耕治

君様へ

5310130

(100392350 -06)

リース方式	メンテナンス	契約地	[Redacted]
車種	プリウス1800ハイブリッド S GVT	エンジン	4シリンダー 2000cc 16V
	ZVW51-AHXEB	LED	LED7000タイプランプ
登録番号	[Redacted]	ETC	ETC付
リース期間	1年5ヶ月	オプション	DDP: 9,160円
開始日	2007年11月27日	ナビ	PM: ナビ付ETC車載器 (純正)
終了日	2009年5月27日	キー	PM: ナビ付リモコン (IC-DRIVE)
所在地	大阪府堺市 [Redacted]	バックアップ	PM: ナビ付バックアップ接続ケーブル
所在地	大阪府堺市 [Redacted]	その他	PM: ナビ付ETC車載器 (純正)
			SAR: 7077円 (0%)

リース料	5月17日	6月16日	60日
前払金	43,900円	2,634,000円	
月々リース料	3,512円	210,720円	
リース期間合計	47,412円	2,844,720円	

(B) 前払金	
(B) 保証金	

第2回	1月6日	27日
3月5日	1月27日	
6月4日	6月27日	

(A) 支払方法	その他
(B) 支払先	三菱UFJ銀行 大阪営業部

<input type="checkbox"/> 車検	<input checked="" type="checkbox"/> 車検	車検費用	必要数
<input type="checkbox"/> バッテリー交換	<input type="checkbox"/> バッテリー交換	バッテリー交換	必要数
<input type="checkbox"/> スケジュール点検	<input type="checkbox"/> スケジュール点検	スケジュール点検	1回/6ヶ月
<input type="checkbox"/> ラジアル	<input type="checkbox"/> ラジアル	ラジアル	必要数
<input type="checkbox"/> プロケア10	<input type="checkbox"/> プロケア10	プロケア10	
<input type="checkbox"/> サポートダイヤル	<input type="checkbox"/> サポートダイヤル	サポートダイヤル	

(C) 保険	人身傷害	2,631,835円
	33,176円	

リース料	1年5ヶ月	21日
使用の本拠地	大阪トヨタペット株式会社 中モズ店	
リース料	1,000円	238円
リース料の税別	しない	*****

(D) 規定損害金 2,631,835円  
33,176円

(E) 税金  
契約開始時点の消費税率にて請求させていただきます

# トヨタレンタリース大阪自動車リース保証委託契約書(控)

申込者および連帯保証人予定者は、各々裏面記載の「保証委託契約約款」を承認し、別紙の「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

申込者および連帯保証人予定者は、本申し込みにかかる保証のため申し込む保証料の支払い、保証会社オリエントコーポレーション(以下「保証」といふ)から受取る保証金に、申込者および連帯保証人予定者の住所を当社が前払し利用することに同意します。

申込番号

お申込者(甲)

代表者お名前  
大西 耕治

会社名お名前  
フリガナ オオニシ コウジ

ご住所  
フリガナ 大阪府大阪市東淀川区

ご職業  
会社役員

ご住所  
フリガナ 大阪府大阪市東淀川区

ご職業  
会社役員

ご住所  
フリガナ 大阪府大阪市東淀川区

ご職業  
会社役員

フリガナ カンザイ ミナミ ハラ  
関西からい 美原

1 0

お届出印  
大西 耕治

株主名義人

株式会社トヨタレンタリース大阪  
大阪市北区西天満3丁目5-36  
06-6105-5120

客さまがお申し込みされる会社名(丙) 株式会社オリエントコーポレーション  
本社/東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申込日 01/05/10  
契約日

顧客コード  
契約番号

連帯保証人予定者  
お名前  
フリガナ  
生年月日 S.昭 H.平 年 月 日 性別 男 2女  
ご住所  
フリガナ  
ご家族  
配偶者 1名 2歳 住居 1自己所有 2賃貸借 3住宅借 4借家(借主) 5借家(借主) 6公営マンション 7アパート 8その他  
居住 年 月 日  
年収  
万円

ご職業  
フリガナ  
所属部署  
職種  
勤務時間  
休日  
通勤手段  
自動車  
バイク  
徒歩  
自転車  
その他

連帯保証人予定者  
お名前  
フリガナ  
生年月日 S.昭 H.平 年 月 日 性別 男 2女  
ご住所  
フリガナ  
ご家族  
配偶者 1名 2歳 住居 1自己所有 2賃貸借 3住宅借 4借家(借主) 5借家(借主) 6公営マンション 7アパート 8その他  
居住 年 月 日  
年収  
万円

自動車登録番号  
70リウス  
年式・型式  
R1年式 DAA-ZVW51  
車台番号  
2ZR-1NM

リース期間 60ヶ月  
01/05/17 - 06/05/16

A)リース料総額	2634000
B)消費税額総額	210720
C)リースお支払総額(A+B)	2844720
D)前払金(頭金)	0
E)残リース料総額(C-D)	2844720

支払日 毎月27日  
初回支払月 01/06  
リース料総額  
第1回目支払額 94824 × 1回  
第2回目以降支払額 47412 × 58回  
ボーナス月支払額 ( ) ( ) × 回  
支払方法 □ 口座振替 □ その他 ( )



# 請求予定表

LB081R

発行日 1年 5月20日

1 ページ

〒 [Redacted]

大阪府堺市 [Redacted]

大西 耕治 様

5034473000

株式会社 トヨタレンタリース大阪

〒 530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [Redacted]



契約No	[Redacted]	車名	プリウス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日 ~ 8年 5月16日	登録No	[Redacted]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	1. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
2	1. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
3	1. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 7. 5	1. 7. 27
4	1. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 8. 5	1. 8. 27
5	1. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 9. 5	1. 9. 27
6	1.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.10. 5	1.10. 27
7	1.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.11. 5	1.11. 27
8	1.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.12. 5	1.12. 27
9	2. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 1. 5	2. 1. 27
10	2. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 2. 5	2. 2. 27
11	2. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 3. 5	2. 3. 27
12	2. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 4. 5	2. 4. 27
13	2. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 5. 5	2. 5. 27
14	2. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 6. 5	2. 6. 27
15	2. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 7. 5	2. 7. 27
16	2. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 8. 5	2. 8. 27
17	2. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 9. 5	2. 9. 27
18	2.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.10. 5	2.10. 27
19	2.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.11. 5	2.11. 27
20	2.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.12. 5	2.12. 27
21	3. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 1. 5	3. 1. 27
22	3. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 2. 5	3. 2. 27
23	3. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 3. 5	3. 3. 27
24	3. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 4. 5	3. 4. 27
25	3. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 5. 5	3. 5. 27
26	3. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 6. 5	3. 6. 27
27	3. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 7. 5	3. 7. 27
28	3. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 8. 5	3. 8. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回~第 回 円
	第 回~第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[Redacted]

\* 消費税額には地方消費税を含みます。  
振込される場合は上記口座までお願いいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



# 請求予定表

LB081R

〒XXXXXXXXXX

発行日 1年 5月20日

2 ページ

大阪府堺市XXXXXXXXXX

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 XXXXXXXXXX

5034473000

契約No	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	車名	ブリス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日 ~ 6年 5月16日	登録No	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
29	3. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 9. 5	3. 9. 27
30	3.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.10. 5	3.10. 27
31	3.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.11. 5	3.11. 27
32	3.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.12. 5	3.12. 27
33	4. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 1. 5	4. 1. 27
34	4. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 2. 5	4. 2. 27
35	4. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 3. 5	4. 3. 27
36	4. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 4. 5	4. 4. 27
37	4. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 5. 5	4. 5. 27
38	4. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 6. 5	4. 6. 27
39	4. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 7. 5	4. 7. 27
40	4. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 8. 5	4. 8. 27
41	4. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 9. 5	4. 9. 27
42	4.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.10. 5	4.10. 27
43	4.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.11. 5	4.11. 27
44	4.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.12. 5	4.12. 27
45	5. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 1. 5	5. 1. 27
46	5. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 2. 5	5. 2. 27
47	5. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 3. 5	5. 3. 27
48	5. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 4. 5	5. 4. 27
49	5. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 5. 5	5. 5. 27
50	5. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 6. 5	5. 6. 27
51	5. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 7. 5	5. 7. 27
52	5. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 8. 5	5. 8. 27
53	5. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 9. 5	5. 9. 27
54	5.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.10. 5	5.10. 27
55	5.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.11. 5	5.11. 27
56	5.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.12. 5	5.12. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回~第 回 第 回~第 回
	円 円 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

\* 消費税額には地方消費税を含みます。  
振込される場合は上記口座までお願いいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



# 請求予定表

LB081R

発行日 1年 5月20日

3 ページ

大阪府堺市

大西 耕治 様

5034473000

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

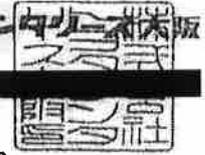
大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当



契約No		車名	プリウス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録No	

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
57	6. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 1. 5	6. 1. 27
58	6. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 2. 5	6. 2. 27
59	6. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 3. 5	6. 3. 27
60	6. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 4. 5	6. 4. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回～第 回 円
	第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	

\* 消費税額には地方消費税を含みます。  
振込される場合は上記口座までお願いいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

2020年9月23日

〒 593-8328  
大阪府堺市西区鳳北町3丁25番地  
ル シーニュ (Le Cygne) 0201

上田 勝人\*\*\*\* 様

積水ハウス不動産関西株式会社  
堺賃貸営業所  
TEL 072-226-5333  
〒 590-0079  
大阪府堺市堺区新町4番10号



( 0005241-0201-02-1 )

## 口座振替開始のご案内

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、当社管理の建物をご利用頂き誠に有難うございます。  
さて、先日お申込頂きました家賃等の口座振替手続きが完了  
致しましたのでご案内申し上げます。  
内容は下記の通りですので、振替日前日までに振替口座へ  
ご入金下さるようお願い致します。  
2020年10月分賃料等より下記お口座から振替を開始させていただきます。  
万一手続き上等の問題により、振替月が変更となりました場合は  
別途ご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

振替日 末日 (銀行休業日の場合は翌営業日となります)  
振替開始年月 ※初回振替日は2020年9月30日(水)となります。  
振替口座 銀行支店 三井住友銀行 粉浜支店  
口座番号 普通 [REDACTED]  
口座名義 ウェル カット (敬称略)  
振替金額 106,880 円  
(但し、手数料110円を含んでおります。)  
また、水道料等実費のご請求がある場合上記金額  
に加えて振替させていただきます。

※現在滞納されている方は、滞納分を含めて振替させていただきます。  
※個人情報保護の為、口座番号下4桁非表示としております。  
※振替開始年月分の賃料等を既にご入金されている方は、次月以降の  
振替開始となる場合がございます。  
※なお、家賃は、前払い (月末までに翌月家賃) となっておりますので  
ご注意ください。

以上

自動車駐車場使用契約書

貸主と借主は下記物件において裏面条項の通り自動車駐車場使用契約を締結し、本契約書2通を作成する。  
個人情報の取り扱いについて

この契約書にてお客様からご提供いただいた氏名、住所等のお客様の情報は、弊社の賃貸物件管理及び不動産営業等の事業の円滑な遂行を主な目的として、裏面に記載する「お客様情報保護方針」に基づき、利用、保管させていただきます。尚、お客様は、弊社、弊社の関連会社又は提携会社より広告物を送付することがございます。

積和不動産関西株式会社

No. 0005241-0007-02

駐車場の表示	駐車場名称	ル シーボ (Le Cygne)
	所在地	〒 593-8328 大阪府堺市西区築北町2丁目5の一部 ( 北区 )
	契約区画	■■■■
所有者	住所	〒 593-8328 大阪府堺市■■■■
	氏名	■■■■

契約期間 駐車料等	契約期間	2020年1月25日 から 2021年1月31日 までの 1 年間
	駐車場敷金	■■■■ 円
	駐車料月額	11,000 円 (消費税等税率10%を含む)
	発行費用	■■■■ 円 (消費税等税率10%を含む) 月額駐車料金の 0 % 月分前払

駐車料等支払方法	支払方法・会社	銀行口座引落 株式会社 西ジャパントアシストコーポレーション	支払日	10日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
	*支払条件及び保証条件等は、乙と上記会社との支払委託契約及び保証委託契約等に基づきます。			

契約車両	メーカー	ホンダ	車種(車名)	フリード
	ナンバープレート	■■■■	色	■■■■
		所有者	上田 勝人	

特約事項	

(契約書番号 19110302953)

2019 年 12 月 2 日

貸主(甲)	氏名	上田 嘉文
	住所	〒 593-0078 大阪府堺市堺区新町4番10号
貸主代理人(乙)	氏名	積和不動産関西株式会社 営業担当 石橋 雅年
	TEL	072-725-5333

借主(乙)	氏名	上田 勝人	性別	■■■■	生年月日	■■■■
	TEL	■■■■	携帯	■■■■	■■■■	■■■■
	住所	■■■■				
	勤務先	■■■■	勤務先TEL	■■■■	■■■■	■■■■
	居住先	■■■■				

媒介業者

大阪府知事(4)第48764号  
堺市西区川原町5丁目421番地2  
株式会社 エーワンホーム  
R代表取締役 上田 勝人  
TEL 072 (271) 4466

管理会社

大阪府堺市堺区新町4番10号  
積和不動産関西株式会社 営業担当 石橋 雅年



# 倉庫・駐車場使用契約書

大阪府堺市

貸主 (甲)

大阪府堺市西區北町3丁25-20/

借主 (乙)

上田勝人

貸主 (以下甲という) と借主

(以下乙という) の間に於いて

下記の通り駐車場の使用に契約した。

倉庫

第 1 条 甲はその所有する下記の駐車場 (建物含む) を乙に賃貸し乙はこれ賃借する。

堺市土 塚市

軽軌鉄骨平屋建 車庫のうち第 番の車庫

露天駐車場 令和 第 番の場所

第 2 条 賃貸借の期間は、~~平成 2 年 2 月 1 日より平成 3 年 1 月 31 日~~ まで

の1年間とする。また、~~自~~ ~~平成 3 年 1 月 31 日~~ ~~以後は自新更新するものとする。~~

第 3 条 賃料1か月金 16,000 円とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の住所に持参して支払うものとする。ただしその賃料が経済事情の変動、公租公課の増加等々により不相当となった時には、甲は契約期間中であっても賃料の増加要求をすることができるものとする。

第 4 条 甲は、初回契約時に、敷金として金 円を乙から受領した。

第 5 条 乙は本件駐車場を次の車両 (登録車) の車庫に利用するほか、他の用途に使用することはしない。そのため、原則として建物の改造・造作などは行なわない。また、賃貸権の譲渡・転賃なども行なわない。

車名

ナンバー

第 6 条 乙は、次の場合には事前に甲の書面による承諾を受けねばならない。

1. 正当な理由に基づき建物の改造、造作、模様替えなど建物の現状を変更するとき。
2. 登録車を変更するとき。

第 7 条 本契約は、次の場合には催告その他の手続きなく当然消滅するものとする。

1. 本件建物が火災その他の災害で大破あるいは滅失したとき。
2. 本件建物の全部が公共事業のために買い上げ、収容または使用され、本契約を存続することができないとき。

第 8 条 乙が次の場合の一つに該当したときには、甲は催告なしに直に本契約を解消できるものとする。

1. 2か月以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、賃貸人と賃借人との信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. 第5・6条の規定に違反したとき。
4. 長期不在により賃貸権の行使を存続する意図がないと認められるとき。
5. 近隣、もしくは他の者の迷惑になる行為があったとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第 9 条 建物の部分的な小修繕は乙が費用を負担して自ら行なうものとする。

第 10 条 乙の責めに帰されるべき事由により建物を汚損、破損もしくは滅失したとき、または甲の承諾なしに建物の現状を変更したときには、乙はすみやかにこれを現状に回復し、または損害の賠償をするものとする。

第 11 条 敷金には利息をつけないものとし、乙が賃料の支払いを怠ったときまたは第10条の損害賠償金額を支払わなかったときには、乙は敷金をもってその弁済をはかるものとする。

第 12 条 甲は、賃貸借契約が終了し、乙から建物の空渡しを受けたときにはそれと同時に敷金全額を乙に返還する。但し、延滞賃料または第10条の損害賠償金があるときには、これを差し引いて残額を返還するものとする。

第 13 条 乙は本件建物の空渡しに際し、甲に対して移転料、老舗料その他これに類する金銭上の請求をしないものとする。

第 14 条 乙は本契約が終了した場合において、本件建物の空渡しをしない間は、賃料相当額の2倍の損害金を支払うものとする。

第 15 条 乙は、建物の空渡しに際し、その所有または保管する物件を全部収去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを現状に復したうえで、甲の立合いを求め、本件建物の引渡しをするものとする。

第 16 条 万が一、この契約に関する係争が生じた場合、甲の居住地の裁判所を、第一審の管轄裁判所とすることにす。

第 17 条 乙が本契約の解約を申し入れるときには、予め1か月以前にこの旨を通知するものとする。

第 18 条 特約事項

1. 本件建物及びその敷地内で盗難、損傷等々の事故が発生した場合は、原則として乙の責任において善処し、甲は責任を負わないものとする。なお、天災・火災等においては、損害の因果関係を明らかにしたうえで、双方の義務範囲を定める。
2. 解約の際の賃料は、空渡しの月の日割計算はしない。但し、解約通知日に属する月内に空渡しした場合は、解約通知日より起算して1か月目までの日割計算とする。
3. 賃借人は本契約終了時には本駐車場を完全に空室にするものとする。

万一残置物ある場合、貸主が処分しても一切異議ないものとします。

以上の通り契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名捺印のうえ賃貸人・賃借人各1通ずつ所有する。

令和

2年 1月 31日

賃貸人 住所: 堺市

電話:

氏名:

賃借人 住所: 堺市西區北町3丁25-20/

電話:

氏名:

上田勝人

賃料は、大阪府堺市西區上459-7 ナス住建 那須修  
セクレター みにて支払うものとす。

自動車保険契約内容見積書

ご住所 〒593-8328  
 大阪府 堺市 西区 鳳北町 3丁 25番地 ル・シーニュ  
 201号  
 ご氏名 上田 勝人 様

継続

お車の情報	
登録番号	■■■■■■■■■■
車台番号	■■■■■■■■■■
初度登録	平成22年 9月
用途車種	自家用小型乗用車
車名	フリード
型式	GB3
料率クラス	車両：4 対人・自損：6 対物：6 傷害：4

全プラン共通の割引・割増等  
 被保険者：個人  
 被保険者年齢：■■■■  
 免許証：■■■■  
 免許割引  
 事業専用車：非該当  
 等級：20等級0年63%割引

メッセージ  
 ※Web約款、e.o.o保険証券のご選択をおすすめしています

代理店・  
 扱者/ ガリバーインシュアランス  
 仲立人 TEL 03-6630-2538  
 代理店サブコード G0917

保険期間 令和 4年 8月11日～令和 7年 8月11日

おすすめプラン	プラン3	プラン2	プラン1	前年のご契約内容
<b>保険種類</b>	タフ・クルマの保険 (個人総合)	タフ・クルマの保険 (個人総合)		タフ・クルマの保険 (個人総合)
運転者年齢条件	本人限定	本人限定		本人限定
運転者用特約	3.5才以上補償	3.5才以上補償		3.5才以上補償
対物賠償	無制限	無制限		無制限
対人賠償	無制限	無制限		無制限
対歩行者等傷害	対歩行者等傷害	対歩行者等傷害		対歩行者等傷害
対人臨時費用	対人臨時費用	対人臨時費用		対人臨時費用
対物超過修理費用	対物超過修理費用	対物超過修理費用		対物超過修理費用
人身傷害	ご契約のお車搭乗中のみ補償 3000万円	ご契約のお車搭乗中のみ補償 3000万円		ご契約のお車搭乗中のみ補償 3000万円
特約	(無保険車傷害 2億円) 傷害一時金	(無保険車傷害 2億円) 傷害一時金		(無保険車傷害 2億円) 傷害一時金
車両保険	10補償限定 地震・噴火・津波補償なし 55万円 免責なし	補償なし		10補償限定 地震・噴火・津波補償なし <最終年度> 55万円 免責なし
特約	全損時諸費用			全損時諸費用
特約・サービス	ロードサービス費用 ロードアシスタンスサービス ○補償あり/レンタカー型 ○ご利用いただけます	○補償あり/レンタカー型 ○ご利用いただけます		補償あり/レンタカー型 ご利用いただけます
その他の補償・特約 (セットされる補償・特約 名称を表示します)	長期車両保険金額 2年 50万円 3年 45万円 被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 弁護士費用 車両無過失事故 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償	被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償		被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 車両無過失事故 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償
上記記載の補償・特約以外に すべてのおすすめプランに 共通でセットされている特約は 右記のとおりです	車両保険あり	車両保険なし		
	長期分割月払36回 初回口振	長期分割月払36回 初回口振		長期分割月払36回 初回口振
1年目保険料	4,340円	3,410円		4,340円
2年目保険料	4,290円	3,370円		4,290円
3年目保険料	4,240円	3,370円		4,240円
総合計保険料	154,440円	121,800円		154,440円
◆お借金額	960円	960円		

お借金額は当社1年契約を無事故で3年間継続した場合の保険料総額との差額です。ご契約後の保険料改定等は考慮しておりません。  
 以下の特約をセットする場合、補償内容が同様の契約が他にあると補償が重複することがあります。  
 日常生活賠償 弁護士費用—自動車事故型

車種  
522 FT CPT  
型式 KXPL10G-MAXHR  
登録番号  
所在地 堺市東区北

納付金  
令和 4 年 10 月 日  
令和 9 年 10 月 日 (20回)  
メンテナンスリース

リース総額 3,240,000  
消費税・地方消費税 (19.0%) 324,000  
リース支払い総額 3,564,000

リース料  
前払い相当額(-)  
消費税・地方消費税 (19.0%) 5,400  
通常月支払額 59,400  
月(回) 月(回)

リース料  
前払い相当額(-)  
消費税・地方消費税  
ホーナス月支払額

支払期日

支払方法  
口座振替、振込、手形、現金  
銀行  
信金・信組  
郵便局  
本店  
支店  
出張所

(1/2)

内装  
内 フラグメントラック(標準) 5420  
タイヤ  
★ 185/65R1594Y815X5 1/2J17-811R(10G ジュジュキヤップ) (標準)  
メーカーオプション明細 <10.0%>  
メ 初付バ-トリカライソ 070 1 33,000  
ア ジョウキレター(ノイ-X) 128 1 27,500  
ソ トライP(ジュゲノクUSB1)+カテナキZ3S 1 44,000  
SB スキP(ジュゲノクUSB2)+AC  
パ ノミックヒューモク 380 1 27,500  
10.5インチディスプレイ(ワイド) 7412 1 89,100  
ピ トイ)PLUS+TV(ワイド)  
コ フォトバ-カゲ 71W 1 79,200  
\*\*\* メーカーオプション価格計 \*\*\* 300,305  
付属品明細 <10.0%>  
右 ドラウP(ノイ-3H) 003Z 1 0  
\*JES TVキオ(ディスプレイ) 04LY 1 26,400  
ETCキオ2(ノイC+POD) 820Z 1 2,750  
トイノ カクカクカン-フレット(テラ) BH6U 1 6,710  
ガ-ドコ MSP クス 2 X41Y 1 77,000  
TZ インターペンノイカDR D203MHキョウ 4103 1 92,400  
別紙に続く

(8)引渡予定日  
(9)引渡場所  
(10)競価価格 しない  
(11)走行キロ数 50,000km  
(12)超過走行料  
(13)規定損害金基本額 3,189,278  
(14)運賃月額 35,631  
(15)担当テクノショップ (005) 堺大野芝店

下取金額 査定日  
査定価格 車検満了日  
うち自動車損害賠償  
車名  
型式  
車台番号  
使用者  
所有者  
残債先  
振替方法

車種 堺大野芝店 005  
住所 堺市東区北野田 472-11  
登録番号 599-8123  
使用本拠地 堺市東区北野田  
氏名 廣田新  
住所 堺市東区北野田  
生年月日 性別 勤務先  
電話番号 Eメール  
印  
登録納車費用等  
自動車税種別割 (期間中) 10月より  
重量税 (期間中)  
自賠責 (期間中)  
継続検査  
12カ月 定期点検  
プロケア10  
エンジン オイル 取替  
オイル フィルタ 取替  
タイヤ 取替 (4本迄)  
バッテリー 取替 (1個迄)  
その他一般整備  
保険会社 伊勢 (東証)  
保険種別 フリート区分  
年時制限  
家族限定  
対人 対物  
搭乗者  
印  
(19)その他特記事項

4年10月0日

表明・締約書

私(当首)は、現在も得業も、概力同業同業共的協力には該当しないことを表明し、確約いたします。  
私(当首)が基力同業同業共的協力に該当した場合は、なんらの権告なく本任契約を解除されても  
責任を申し渡さません。

廣田新  
印

管理版

606-3827

(2/2) <別紙>

(1)車名	シエンタ HEV 5-シ Z FF CVT シエンタ M15A-FXE(HEVINGAL SL)
型式	MXPL10G-MNXUB 台数 1
登録番号	初年度額
原台番号	塗色 白(白)
使用本拠地	堺市東区北 保管場所

(2)リース期間

(3)リース方式

リース料総額

消費税・地方消費税

(4)リース支払い総額

額	金	令和	年	月	日	支払予定
下取車						(貸・非)
下取車残債(-)						日納入予定)

(5)前払い金 (充当方法)

(6)各月の支払い内容

リース料	
前払い充当額(-)	
消費税・地方消費税	
通常月支払額	月(回) 月(回)
リース料	
前払い充当額(-)	
消費税・地方消費税	
ボーナス月支払額	

(7)支払期日

品名	コード	個数	金額
トヨタカンパジヨジメンツ GDO-41	4101	1	5,981
フォーマット ベンツァクイフ 2Lクワ	ADAM	1	24,750
サトバ イザ- フイタフ	KOQA	1	28,600
*** 付属品 (おすすめ) 価格小計 ***			264,591
*** 付属品価格計 ***			264,591

メーカーオプション・付属品明細

(8)引違予定日
(9)引渡場所
(10)残価積算
(11)走行キロ数
(12)超過走行料
(13)規定損害金基本額
(14)減価月額
(15)担当テクノショップ

下取車価格	査定日
査定価格	車検終了日
うち自賠責未経過相当額	
車名	年式
型式	
原台番号	新台番
使用書	登録
所有者	
残債先	
請求方法	

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替・振込・手形・現金
金融機関	銀行 本店 支店 出張所
口座種別	普通 当座 定期
口座名義人	フリガナ

自動車リース注文契約書

令和 4 年 10 月 7 日  
担当店舗 堺大野芝店 005  
担当スタッフ 041872

注文主	フリガナ	印	住所	フリガナ	電話番号	FAX
主	生年月日	性別	勤務先	フリガナ	電話番号	FAX
使用本拠地	コード	所有者名	注文主との関係	フリガナ	電話番号	FAX
注文主との関係	フリガナ	住所	生年月日	性別	勤務先	電話番号
住所	フリガナ	生年月日	性別	勤務先	電話番号	FAX
職歴	フリガナ	電話番号	住所	フリガナ	電話番号	FAX
保証人	氏名	印	注文主との関係	フリガナ	電話番号	FAX
任意保険内容	保険会社	車両(免許)	対人	対物		
その他特記事項						

販売店控え  
この注文は、読み取り専用印刷。紙面の偽造は、リース料の増徴及び購入価格の取扱いについて記述したもので、これらの事項を大きく改ざんすることを禁じます。また、別途記載を記載しない限り、この注文は、リース料の増徴及び購入価格の取扱いについて記述したもので、これらの事項を大きく改ざんすることを禁じます。また、別途記載を記載しない限り、この注文は、リース料の増徴及び購入価格の取扱いについて記述したもので、これらの事項を大きく改ざんすることを禁じます。

表明・契約誓  
私は(当行)は、親善も将来も、貴方と貴方社会的勢力には該当しないことを表明し、継続いたします。貴方(当社)が貴方同等社会的勢力に該当した場合は、なんらの催告なく本件契約を解除されても、貴方を申し述べません。  
ご署名

料金後納郵便
--------

599-8123

大阪府 堺市 東区 北野田 472-19

廣田 新一 様



35301

KC013855

親展

お問い合わせ先

トヨタファイナンス株式会社 名証センター

☎ 052-239-2511

おクルマのクレジットに関するQ&Aはこちら



差出人

**トヨタファイナンス株式会社**

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目17番21号

NTTデータ伏見ビル別館

ご案内は内側をご確認ください。

①の矢印よりゆっくりと開いて中をご覧ください。  
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

お支払金一覧表

この度は、お車をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
お客様の支払金は、ご指定口座より至急口座振替にて自動引落しさせていただきますので  
御座を ご案内いたします。なお、お車納付の納付日の場合は翌営業日の引落しとなります。  
この一覽表は、お支払の完了までお届きお持ちください。お間違いありません。

お知らせ  
初回お支払は事務都合により、下記一覽通り2回分まとめてご請求となります。ご留意下さい。  
本契約以外で別社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめて  
ご請求させていただきます。  
お車にお支払いにカードのポイント還元サービスをご利用の場合は、還元前の金額です。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
001	20221202	59400	3504600
002	20221202	59400	3445200
003	20230102	59400	3385800
004	20230202	59400	3326400
005	20230302	59400	3267000
006	20230402	59400	3207600
007	20230502	59400	3148200
008	20230602	59400	3088800
009	20230702	59400	3029400
010	20230802	59400	2970000
011	20230902	59400	2910600
012	20231002	59400	2851200
013	20231102	59400	2791800
014	20231202	59400	2732400
015	20240102	59400	2673000
016	20240202	59400	2613600
017	20240302	59400	2554200
018	20240402	59400	2494800
019	20240502	59400	2435400
020	20240602	59400	2376000
021	20240702	59400	2316600
022	20240802	59400	2257200
023	20240902	59400	2197800
024	20241002	59400	2138400
025	20241102	59400	2079000
026	20241202	59400	2019600
027	20250102	59400	1960200
028	20250202	59400	1900800
029	20250302	59400	1841400
030	20250402	59400	1782000

※ご契約書様(または連帯保証人様)以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、予めご了承ください。

ご契約番号	
ご契約日	2022年10月24日
お取扱販売店	トヨタカローラ南信株式会社
ご利用商品名	トヨタクレジット(リース保証)
お支払金合計	3,564,000円
車両登録番号	
口座振替ご指定口座	
金融機関	関西みらい銀行
支店	初支店
科目	普通
口座番号	

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
031	20250502	59400	1722600
032	20250602	59400	1663200
033	20250702	59400	1603800
034	20250802	59400	1544400
035	20250902	59400	1485000
036	20251002	59400	1425600
037	20251102	59400	1366200
038	20251202	59400	1306800
039	20260102	59400	1247400
040	20260202	59400	1188000
041	20260302	59400	1128600
042	20260402	59400	1069200
043	20260502	59400	1009800
044	20260602	59400	950400
045	20260702	59400	891000
046	20260802	59400	831600
047	20260902	59400	772200
048	20261002	59400	712800
049	20261102	59400	653400
050	20261202	59400	594000
051	20270102	59400	534600
052	20270202	59400	475200
053	20270302	59400	415800
054	20270402	59400	356400
055	20270502	59400	297000
056	20270602	59400	237600
057	20270702	59400	178200
058	20270802	59400	118800
059	20270902	59400	59400
060	20271002	59400	0

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、  
表面②より開いて中をご覧ください。

## LINE公式アカウント 料金プラン

LINE公式アカウントでは3つの料金プランをご用意しています。  
無料からはじめることができるため、どなたでもご利用しやすく、シンプルな料金プランとなっています。

## コミニケーションプラン

## ライトプラン

## スタンダードプラン

月額固定費 (税別)	0円	5,000円	15,000円
無料メッセージ 通数 (月)	200通	5,000通	30,000通
追加メッセージ 料金 (税別)	不可	不可	~3円/通 <sup>※2</sup>

## 出張報告書

令和5年 6月 1日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目 的

高松市・・・全国的な人口減少・少子高齢化の波が押し寄せ、その課題解決へ向け、本市においても、住民生活の質の向上や地域課題の解決に資するICTを活用したスマートシティの取組を推進している。昨年6月には泉北スマートシティコンソーシアムを設立。具体的な取り組みが始まったところである。そこで2022年より高松市において推進されている「スマートシティたかまつ」のプロジェクトについて視察し、緒に就いたばかりである本市施策の充実を図ることを目的とする。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が望まれており、地域共生社会実現のため、国による重層的支援体制整備事業が創設。本市においても部局横断的な連携体制の整備に取り組んでいるが、実施計画については策定されていない。そこで高松市重層的支援体制整備事業実施計画を基に体制整備を実施している高松市の取り組みを視察し、本市の施策を更に充実させることを目的とする。

高知市・・・堺市基本計画2025の重点戦略に「安心して学べる教育環境の充実」との施策があり、重点施策を推進するためにも教育機関として、なくてはならない施設の一つである図書館の更なる充実を図る必要があると考える。そこで県と市が共同で整備された「オーテピア高知図書館」を視察し、本市の図書館行政に反映させるとともに、まちづくりにも寄与することを目的とする。また、人口減少・少子高齢化社会が進行するなか、圏域の中核都市が近隣の市町村と連携して事業に取り組むことで、圏域全体の活性化を図り、連携中核都市の役割を担う高知市が、人口のダム機能を発揮し、圏域全体の人口減少の抑制に取り組んでいる「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」を視察し、本市の施策の充実を図ることを目的とする。

2. 期 間 令和5年6月1日(木)～令和5年6月2日(金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	6月1日(木)	13:00～15:00	高松市 高松市役所
②	6月2日(金)	9:30～10:30	高知市 オーテピア高知図書館
③	6月2日(金)	11:00～12:00	高知市 高知市役所
④	月 日( )	: ~ :	

4. 参加者

公明党堺市議団・・・田代優子、大西耕治、上田勝人、小野伸也、大西公彦

5. 面談者

高松市・・・高松市 総務局 デジタル推進部 デジタル戦略課

課長補佐

〃 健康福祉局 健康福祉総務課 地域共生社会推進室

室長

高松市議会

大見 昌弘 副議長

高知市・・・高知市 図書館・科学館課(オーテピア高地図書館)

課長

〃 総務部 政策企画課(地方創生・れんけいこうち広域都市圏推進室長)

課長補佐

〃 議会事務局 議事調整課

課長

## 6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### 【高松市 スマートシティたかまつ について】

#### 【取り組みの概要】

2016年から「スマートシティたかまつ」プロジェクトをスタート。現在2022年から2024年にかけて「スマートシティたかまつ推進プラン」を策定し、市民全員がデジタル技術を活用でき、社会全体のDXを進めることで、誰もが、どこからでも利便性を享受できる「スマートシティたかまつ」の実現を理念として進めている。

高松市IoTプラットフォームについては、香川県防災機能データや高松市における防災分野・観光分野・福祉分野・交通安全分野等の各種データを一元的に収集し、そのデータを活用できるアプリケーション群で、市民生活の利便性を向上させる取組みを推進している。

#### 【取り組みの詳細】

##### 防災分野における利活用

リアルタイム情報【香川防災WEBポータルとの連携、高松市独自の河川水位・潮位計のデータ、想定図（危険区域図の地図情報）等】、避難所の安全情報（停電監視、避難所開設情報等）を集約し、高松市ダッシュボードとしてデータの可視化により、災害状況、避難所の使用可否等の住民に対する、より正確な避難に対する発令判断に活用。

##### 観光分野におけるデータ利活用

レンタサイクルの利用動態から、特に外国人観光客の動態を分析し、新たな観光資源の発掘や、満足度向上を施策展開に活用。

- ・GPSロガーによるデータの蓄積（出発地・目的地・移動経路・滞在時間の可視化）
- ・利用者登録により利用者属性（性別・年代・国籍）や利用目的を把握。

##### スマートシティたかまつ推進協議会の設立

2017年10月に産学民官の連携を通じてIoT共通プラットフォームを活用した官民データの収集・分析による地域課題の解決をめざし、スマートシティたかまつ推進協議会を設立（会員数：2023年5月現在152者）

協議会内に各分野ごとにワーキンググループ（以下WG）を組成し、産学民官が連携し、課題整理から実証事業を重ね、社会実装を目指した取組みを進めている。また市民参加型のスマートシティをめざし、協議会として、市民向けシンポジウムや人材育成講座の開催など、普及啓発活動を実施している。

##### WGにおける検討例

##### 1) 地域ポイントを活用した健康経営WG

市民の健康増進と医療費削減を目的として、歩数や特定検診受信等に対してポイントを付与するインセンティブ制度を活用した健康づくりを通じて、市民の自主的な健康行動を促進する。

これまでの検討状況

- ① どの様な健康の取り組みが、生活習慣病の予防・改善に、より効果があるか
- ② どの様な仕組みが、積極的な生活改善や保健指導への参加の動機付けとなるか

《実証事業》

歩数や食事の内容等を計測する健康アプリを開発し、日々の運動・食事データを管理することで、生活習慣病に関連の深い検査値へどの様に効果を与えるかアプリを開発し2年の実証実験を行う。

2) 交通事故抑制を目指したデータ利活用

香川県警の事故発生データ、学校・福祉施設等からの行事開催などのオープンデータや、ドライブレコーダーからの急ハンドル・急ブレーキ情報を危険発生要因とヒヤリハットデータをIoTプラットフォームに登録、一元的に表示した危険要因マップを作成し、自治体・事業者の研修等において活用。

また運転中のドライバーに対して、交通事故危険度が高いと推定される区域及び周囲環境（オープンデータ）の情報をスマートフォン専用アプリ（音声ガイド）で提供し注意喚起を行う。

3) スマートシティたかまつ推進協議会会員の实証環境活用

香川大学創造工学部創造工学科 米谷准教授

大学の持つアプリ開発支援のプラットフォーム（データ基盤に実証環境を利用）四国の地域イベントにおけるプロトタイプ検証として、ウルトラうどんマラニック（マラソン+ピクニック）2022運営支援に活用し、救護が必要な方を見つけ出す事に寄与。

地域住民によるスマートシティの実践を通じた人材育成に「e かみしばいコンテスト 2022」（※ネットで見れる紙芝居動画の作成コンテスト）に活用。

デジタルデバインド対策事業

地域コミュニティ協議会が地域の実情に応じて、ICTを活用した取り組みや、デジタルデバインド解消に向けた各種の取り組みを実施できる体制を構築し、円滑な活動をサポートし、コミュニティを媒介として、デジタルスキルのシェアリングの場とする取り組み。

1) コミュニティセンターでのスマホ教室（初心者編）を実施

スマホの使い方について気軽に教室に参加でき、近所の方と一緒に学ぶことができるので、参加者にとって心理的なハードルが低く好評。

課題として、個別の質問が多く2～3名の支援スタッフが必要であった。講習内容とは別に、らくらくスマホなど機種固有の使い方や、設定方法について調べながら個別対応を行うなど、毎回の支援体制を準備する必要があった。

2) 地域イベントとの連携（QR コードラリー）

地域コミュニティの方が、秋まつり等のイベントを起点として、デジタル活用やスマホの利用促進などの取り組みを通し、デジタル活用による運営の効率化や、若年層も巻き込んで世代を超えた繋がりを持つことへの意識を醸成。デジタルをきっかけに、秋まつりというリアルな対面でのイベントで地域の繋がりを広げる取り組みを実施。

課題として、イベント実現に地域コミュニティ内の打合せや、協議に参加して一緒に企画していく必要があり、QR コードの準備や、デジタル環境整備の為に、専門的なスキルを有する人材の協力が必要。地域住民だけで実施は難しく、今後の継続の為に、外部からの協力も得られるよ

う意識していかなければならない。

### 【本市の市政に対しての考察】

本市がめざすスマートシティは、ICT を活用し、多様な主体・領域の取組やアイデア、知見などを結合することに加えて、新たな切り口や捉え方などでトライすることで、新たな価値を生みだし、まちと暮らしの未来に変革（イノベーション）をもたらすものである。

この取組を推進するには、スマートシティに関わる多様な主体が共通の課題認識や目標を持ちながら進めていくことが重要である。

本市は「堺市基本計画 2025」で、本市が将来にわたり持続的に発展を遂げるために掲げる「都市像」とその実現に必要な「基本姿勢」、今後 5 年間で重点的に取り組む「重点戦略」を示している。

現在、堺市南区の泉北ニュータウンを SENBOKU スマートシティ構想として、様々な実証実験等を行っている。高松市におけるスマートシティの取り組みは、防災面、観光面に重点をおき、本市における沿岸部、観光・商業部に位置する堺区、西区地域への展開時に参考となるものである。特に津波対策等の防災面については、市民の安心・安全に寄与でき、観光分野におけるレンタサイクル等での観光リサーチについては、堺の魅力・新たな観光施策の開拓に活かせる取り組みと感じた。実装に向け議会での議論を進めて参りたい。

スマートシティを実装するにあたっての一番のハードルは、利活用する市民のデジタルデバイドをいかに少なくするかが、一番の課題であることから特に高齢者向けの対策が重要である。スマホ教室等、一部の機能を習得させる取り組みは、必要なことではあると感じるが、木を見て森を見ずの感を強く感じてしまう。生活の中で数多くある情報から、必要な情報を取得できるかが、市民にとって重要であることから、誰もが利活用出来るアプリケーションの充実が必須であると考える。

## 【高松市 高松市重層的支援体制について】

### 【取り組みの概要】

共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 2 号）により改正された社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行された。

この重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築にあたっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要とされている。

高松市においては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正を契機に、平成 3 0 年 8 月から、高松型地域共生社会構築事業を推進するため、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業）を開始し、令和 2 年 3 月には「第三次高松市地域福祉計画」の中間見直しにおいて、地域共生社会の実現に向けて、高松市が取り組む施策等を盛り込んでいる。そして、重層的支援体制整備事業を実施することにより、高

松型地域共生社会構築事業を一層充実させて具体的に推進していくため、高松市重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。

計画の基本的な考え方として、3つの基本目標、各分野の基本方針、重層的支援体制整備事業の枠組みを設定。

・基本方針

- (1) 地域のみinnで助け合う仕組みづくり
- (2) 話やすく分かりやすい身近な相談支援
- (3) 暮らしのどんな困りごとにも対応できる仕組みづくり

・各分野の基本方針

- (1) 高齢者の福祉
- (2) 障がい者の福祉
- (3) 児童の福祉
- (4) 生活困窮者の福祉
- (5) その他の福祉

・重層的支援体制整備事業の枠組み

国の各5つの事業に対し関係する市の事業を分野ごとに整備。(別紙資料参照)

高松市の重層事業イメージとして、市で設置した「つながる福祉相談窓口」等の①包括的相談支援事業(受け止める・つなぐ)、社会とのつながりを作るため、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援となる②参加支援事業(引き合わせる)、各地域コミュニティ協議会において「地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げ、運営し、住民主体で包括的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築・推進する③地域づくり事業(場をつくる・住民の支え合いネットワーク)、地域の拠点へ出向き、情報収集を行って、困っている人を見つけ出し、アウトリーチを行う、まるごと福祉相談員をしない全域に配置し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援、関係機関と連携した支援を行う④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(見つける・つなぐ)、複数の相談支援機関による支援を必要とする、地域住民及びその世帯の複雑化・複合化した地域生活課題を解決するために、多機関共同事業において相談を受け付け、プランを作成し、支援関係機関と連携しながら、プランに基づき支援を行う⑤多機関協働事業(ふりわける・多機関協働のネットワーク)といった5つの事業が一体となった重層的支援体制を構築している。

### 取り組みの詳細

本事業を推進するため、高松市地域共生社会推進プロジェクトチームにて検討を実施。検討課題ごとの関係課所属長によるコアメンバー会議にて必要に応じて具体的な内容の検討・協議を実施。また、対象事業ごとの関係課担当者による具体的な作業の検討・協議をワーキンググループにて分野横断的な検討を実施してきた。

高松市の重層的支援体制整備事業について事業ごとの取り組みは、

- ① 包括的相談支援事業(受け止める・つなぐ)
- ② 参加支援事業(引き合わせる)
- ③ 地域づくり事業(場をつくる)

- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（見つける・つなぐ）
- ⑤ 多機関協働事業（振りわける）

以上の国の事業について分野ごとに部局横断的に事業を展開。課題が複数分野にまたがっている制度の隙間に陥っている人に対し、重層的な支援体制を整備することで支援の可能性を広げている。特に「まるごと福祉相談員」のアウトリーチによる支援や令和5年4月から山田総合センターでスタートした「つながる福祉相談窓口」での支援により多機関協働事業へつなげ、重層的支援会議を経て参加支援事業等による具体的な支援を実施している。参加支援事業の令和4年度相談件数は119人の実績があり、相談内容で一番多い「ひきこもり」に関する相談は64件であった。また、「まるごと福祉相談員」は「生活支援コーディネーターを兼務しており、高松市では令和3年度から15名の体制で取り組んでいる。支援件数は令和4年度で731件あり、年々増加傾向となっている。アウトリーチの回数は令和4年度で11,035回実施しており充実が図られている。「つながる福祉相談窓口」については、本庁市民相談コーナーをはじめ、7つの拠点で実施されており、令和3年度では125人、令和4年度では96人の相談実績となっている。

#### 本市の市政に対する考察

本市においても重層的支援体制構築に取り組んではいるが、実施計画は策定されていない。現在は重層的支援体制への第一歩として、経済面など様々なお困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へとつなぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を全区役所に設置している。そこで受けた相談内容をデータで蓄積し、今後の重層的支援体制の窓口のあり方を検討するよう要望しているが、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築が急がれる。また、相談に来ることができない孤立、孤独化の社会課題に対し、高松市で取組まれている「まるごと福祉相談員」のアウトリーチによる支援体制は本市においても取り入れるべき施策と考える。しかし、過度な業務量やモチベーションの維持等に課題もあり、高松市では離職率が高い。高松市は人口規模では本市の約半分であることから、支援体制の規模やバックアップの体制については高松市以上の充実を図る必要がある。これまでの支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するには、重層的支援体制整備事業の実施計画策定も含め、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備を早急に構築する必要があるため、今後も議会での議論を進めて参りたい。

### 【高知市 オーテピア高知図書館・複合施設の管理運営について】

#### 取り組みの概要

老朽化にともない県と市が合築により「これから高知を生きる人たちへの喜びをもたらす図書館」との基本理念と、理念を実現するための施策をより強力に推進するよう、県と市が広域都市圏としての連携を図り高知県の行政機関や商業施設が集まる中心市街地の小学校跡地へ基本計画をまとめ、県と市が費用の二分の一ずつを算出して複合施設(防災備蓄機能と未来科学館)を備えた「オーテピア高知図書館」を令和3年10月にオープンした。

基本理念に基づき「情報提供機関として地域を支える図書館」では、各種団体・関係機関との連携・協力関係の発展を目指し図書館と様々な団体が双方の機能向上を発展させるとともに、「東南

海地震の大規模災害の発生に備えた体制整備」拠点として、オーテピア高知図書館の業務継続計画（BCP）を策定し、情報のリテラシー（情報活用能力）への向上支援として図書館の資料・情報や司書の専門性を生かしたプログラムの提供を目指している。

県民・市民の資料要求に応え、課題解決への支援ができる図書館として、「強化・充実のポイント」を的確にとらえ、課題解決への支援サービスの普及・啓発と利用促進と地域が抱える社会的な課題啓発に取り組む。

セーフティネットの役割を果たす図書館として、転職・転業、学び直しに役立つ資料・情報の発信や不登校等の課題に対する図書館の資源を活用した専門機関と連携しながら、多様な学習拠点となる図書館を目指している。

図書館利用の障がいのある利用者には思慮した図書館として、多様な障害に対応したサービス機能の図書館として新たな創出を生み出す利便性向上と障害のある人や支援者に対する広報の強化として、多様な広報媒体を活用、アウトリーチ等の活動を通じてサービスを積極的に周知していく。

進化型図書館として ICT や AI 技術の進展に対応したサービスの研究・創出の検討として、利用者のニーズを踏まえた利便性の向上とポストコロナに向けた非未来館型サービスの拡充としてオンラインや非対面で処理される社会動向に対応していく。

県と市が連携した市民図書館の独自の機能向上では、市町村立図書館などへの人的・物的支援、地域の実情に応じた課題解決支援サービスの創出支援を行うとともに県立学校図書館との連携・協力本幹と分館・分室・移動図書館が一体となって市内全域サービスを提供し高知市内の小中学校等と連携した学校図書館への支援を目指す。

「指標」ではサービス指標を設定し、PDCA サイクルに基づく進捗状況の分析・評価を行い図書館サービスの向上を図り年間来館目標を100万人し開館約四年7カ月で400万人を達成している。

### 取り組みの詳細

図書館の未来が高知の未来を開くをコンセプトに、「学び」や「課題解決」を強力にサポートして誰でも使える、頼れる高知の情報拠点として知的情報の基盤としての図書館の「チカラ」を発信している。

サービス指標の達成状況として「年間個人貸し出し点数」「年間レファレンス件数」「県民一人当たりの年間貸し出し点数」「年間入館者数」の指標にこだわり、地域のにぎわい創出への地域を支える情報拠点機能を備えた、課題解決支援機能の充実に貢献している。

### 本市の市政に対しての考察

公共施設は運営する側にあるのではなく、本市民から見れば将来本市図書館は市民に寄り添った図書館、堺の情報発信拠点となる図書館、堺に暮らす全ての人のために多様性を兼ね備えた図書館であるべきと考える。

老朽化により建て替えをする際には、高知市オーテピア図書館のコンセプトを参考に堺から世界へつながる未来あふれる図書館となるよう今後も議会での議論を進めて参りたい。

## 【高知市 第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョンについて】

### 取り組みの概要

人口減少・少子高齢化社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域づくりを目指し、2018（平成30）年3月に、高知市は 県内全市町村及び高知県のそれぞれと連携協約を締結し、国の連携中枢都市圏制度と高知 県独自の市町村支援制度を併用した、高知県全域を圏域とする「れんけいこうち広域都市 圏」を形成した。同時に、「人口減少の大きな波に打ち克つことのできる圏域」を中長期的な将来像に掲げ、連携協約に基づき推進する「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの分野に関する具体的な取組等を定めた「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」（以下「第1期ビジョン」という。）を策定した。この第1期ビジョンの下、圏域市町村が緊密に連携することにより、スケールメリットやシナジー効果を発揮し、圏域市町村の共通課題に対する施策を効率的・効果的に進め、各市町村が持つ地域資源の有効活用などを通じて、地域経済の活性化や住民サービスの向上をはじめ、ノウハウ共有による業務の効率化などにおいても一定の成果を挙げることができた。また、コロナ禍でヒトやモノの移動に制約がある中でも、共同イベントや職員研修等をオンライン化して開催するとともに、売上げ低迷や過剰在庫に苦しむ小規模事業者等への支援にスピード感を持って取り組むなど、これまでに培ってきた34市町村のつながりをフルに活用し、臨機応変に対応してきた。しかし、圏域の人口減少・少子高齢化は今後も深刻化する見込みであり、市場規模の縮小や労働力の減少に伴う地域経済の衰退など、住民の安心で快適な暮らしを支える基盤の根幹を揺るがすことが懸念される状況であることから、引き続き、連携中枢都市である高知市がけん引役を果たし、圏域市町村が一丸となって、持続可能な圏域づくりを計画的に推進する必要がある。このため、第1期ビジョンにおける取組の成果と課題や、コロナ危機がもたらした社会経済情勢の変化などを踏まえ、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した新たな圏域づくりの指針として、2023（令和5）年度を計画始期とする「第2期れんけいこうち広域 都市圏ビジョン」（以下「第2期ビジョン」という。）を策定した。

### 取り組みの詳細

高知市は高知県の中央部に位置し、企業や商業施設のほか、大学等の高等教育機関が集積するとともに、県内屈指の施設園芸地域や緑豊かな中山間地域を有する都市である。また、桂浜 やよさこい祭り、日曜市等の観光資源が豊富で県外から多くの人を訪れている。

計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、圏域の総人口は今後も減少することが見込まれており、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は2025（令和7）年以降減少に転じるものの、高齢化率はその後も上昇を続けることが予想されている。地域別の人口は、いずれの地域においても2015（平成27）年に比べて減少しており、また、県内の人口の約47%が高知市に集中している。人口の減少は、連携中枢都市圏に比べ、れんけいこうち広域都市圏においてより顕著に表れており、いずれにおいても高齢化率は上昇し続けている。人口減少と高齢化の進行が著しい地域においても、住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、生活関連機能サービスの維持が求められるほか、経済活動の活性化や高知市及び県外との経済交流、それに伴う交流人口の増

加等、地域振興につながる取組が必要になると考える。

れんけいこうち広域都市圏は、高知市を中心とする都市部と、海・山・川をはじめとする豊かな自然環境が生み出す多様な魅力に恵まれており、新たな働き方や余暇の過ごし方を実現できる圏域である。圏域内では、地域特性を生かした産業クラスターの形成が進んでおり、圏域の強みである農業や食料品製造業の集積を背景とした豊かな「食」は、圏域内外の多くの方に享受されている。また、坂本龍馬をはじめとする歴史資源や、魅力的な自然環境は、圏域外から多くの観光客を呼び込んでいる。さらに、圏域内の商業機能が集積する高知市は、人口や観光客が集中しており、圏域内の各地から集まるモノが消費される一大マーケットと圏域外への移出のハブ機能としての役割を果たしている。一方、圏域外からの移住者は年々増加しているものの、出生者数の減少や若者を中心とした転出超過による人口減少や少子高齢化が深刻化する見込みであり、住民がそれぞれの地域で安心して暮らし続けることができる圏域づくりに向けて、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復はもとより、圏域全体の経済基盤の強化や地域の担い手となる人材の確保・育成、多様化する住民ニーズに即した質の高いサービスの提供等が求められている。

れんけいこうち広域都市圏では、人口や都市機能が集中、集積する高知市が県内全市町村と連携し、そのマーケット機能や、ヒト・モノのハブ機能を生かした取組や全国への情報発信を積極的に推進することで、圏域全体をけん引し、各市町村がまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けて行う、雇用の創出、新しい人の流れの創出、結婚・出産・子育て支援、安心な暮らしを守る取組等との相乗効果を発揮して、人口減少の大きな波に打ち勝つ事のできる圏域を目指す。

### **本市の市政に対する考察**

地域全体の経済成長のけん引 中小企業等の業績向上が、雇用の拡大や所得の上昇につながり、更なる消費の増加をもたらす「経済の好循環」を創出するとともに、経営資源となるヒト・モノ・カネ・データと呼び込み、本市全体の経済基盤を強化することなどにより、自律的かつ持続的に経済成長し続けることが期待できる。

産業競争力の強化と地域産業の活性化 異業種交流等を通じた主体間ネットワークの形成や、データに基づく産業振興策の広域展開などにより、新たな産業・雇用の創出や、中小企業等における経営強化、事業拡大を促進するとともに、地域経済を支える人材の確保・育成や、空き店舗情報や創業支援情報の発信などにより、地域産業を活性化し、起業や事業承継が行われやすい環境を整備することができる。地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 市場調査やノウハウの横展開などにより、地場産品の高付加価値化や地域資源を活用した商品・サービス開発を促進するとともに、国内外での認知度向上と市場開拓に向けた販売戦略を強化し、生産地と消費地をつなぐ流通システムを維持・発展させることなどにより、地域資源を活用した事業の創出と拡大を図れる。

戦略的な観光施策の推進 豊かな自然や食、歴史、文化等の多彩な地域資源に新たなつながりを生み出し、個々の魅力を相乗的に高めることなどにより、周遊観光を促進し、消費拡大を図るとともに、インバウンド観光の推進や旅行者ニーズ・スタイルに応じた観光ルートの提案、効果的なプロモーションなどにより更なる誘客を図ることが本市にとっても大切となる。

医療や教育などの高次の都市機能の強化を図るとともに、それらの機能を利用しやすい環境の整備などにより、どこに住んでも心豊かに安心して暮らせる圏域を目指すことが大切である。

中心拠点の機能強化 圏域の中心拠点となる教育・文化施設などの機能強化を図り、あらゆる世代に学習・体験機会を提供し、住民一人ひとりの学びを充実させながら、様々な場面で活躍できる人材を育成することができる。

本市全体の生活関連機能サービスの向上地域の担い手となる人材を確保・育成し、地域内や地域間の結び付きを深めながら、地域を活性化するとともに、本市マネジメント能力の強化を図り、住民の満足度が高い行政サービスを提供することなどにより、誰もが幸せを実感できる本市を目指すことができ、暮らしの質を高める生活関連機能の強化。人生100年時代の本格的な到来に伴い多様化する医療・介護・福祉・教育などに対する住民ニーズに応えられる環境づくりや、暮らしの豊かさを広げる芸術文化活動や生涯学習の機会の充実などにより、住民の暮らしの質の向上を図ることができ、本市の課題解決力を高める地域活性化 地域資源のコンテンツ化を通じて地域の魅力を高め、新しい人の流れを創出できるとともに、地域づくりの基盤となる人材を確保しながら、多様な主体が市町村の枠を越えて地域活動に参画できる環境づくりや、交流から定着へとつながる人づくりを促進することなどにより、本市全体の活性化を図ることができる。

最後に災害に強い本市まちづくりの推進、大規模災害の発生を想定し、防災・減災に対応するための連携・協力体制を整えるとともに、住民一人ひとりによる防災への備えを支援することなどにより、本市全体の防災力の向上を図り、本市マネジメント能力の強化 市町村間での知見・ノウハウ・経験の共有や、専門性を有する外部人材の共同活用を推進するとともに、職員の政策立案・遂行能力を高めることなどにより行政運営の効率化や行政サービスの向上を図れることを期待する。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0529020	0530006		
0601003	0601004	0601005	
0602014	0602015	0602016	0602017
0602018	0602019	0602020	0602021
0602022	0602023		

## 出張報告書

2023年 7月 19日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目 的

##### 【福島水素エネルギー研究フィールド】《福島県浪江町》

水素社会の実現を牽引することが期待される福島水素エネルギー研究フィールドの取り組みを視察し、現実に素製造システムが再生可能エネルギーの普及にどう貢献していくのか調査する。また、国内最大級の太陽光発電による水電気分解と言う基礎的な水素の製造技術をどこまで効率化され、実用化されているのか学習し、将来的に本市に導入の可能性を検証し、水素をはじめカーボンニュートラルの社会を実現するため、浪江町の水素エネルギーの多様な利活用についても調査し、将来的に本市への導入の可能性や課題を確認すると共に、堺市の水素関連施策を更に充実させることを目的とする。

##### 【輸出入チャレンジ支援助成金】《仙台市》

本市は、中世に貿易都市・商業都市として栄え日本第一の文化・先進都市を誇っていたが、現在では貿易都市とのブランド力はなくなっている。この要因は、本市には堺泉北港があるものの、本市には港湾を所管する権限がなく、広域行政である大阪府の管轄になっていること、また貿易に関する相談窓口が国の機関となっているため、本市が貿易に関する支援に携わることがなくなっていることにあると思われる。

そのような中、2022年5月に堺泉北港が国に「\*産直港湾」として認定されたことにより、農林水産物・食品が堺泉北港を起点とする周辺の地方自治体から集められ、2020年代後半までには、現在の輸出量から1.2倍に増やすという国の計画が示されている。この機運は堺の港という認知度を上げる効果があり、また、本市の中小企業の海外販路開拓をしていく上で絶好の機会となり、本市の産業振興の追い風になる可能性がある。

その上で、本市の新たな海外販路開拓に挑戦する事業者への支援の一つとして、仙台市での輸出入者に対する支援を学ぶことにより、本市の更なる産業振興を目的とした。

\*産直港湾=国土交通省と農林水産省が連携し、農林水産物・食品の輸出産地による海外への直航サービスを活用した輸出を促進するための産地による海外への直航サービスを活用した輸出を促進するための港湾

2. 期 間 2023年7月13日(木)～2023年7月14日(金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	7月13日(木)	13:30～15:30	福島水素エネルギー研究フィールド
②	7月14日(金)	10:00～12:00	仙台市役所

4. 参加者(公明党堺市議団)

田淵 和夫 大林 健二 広田 新一 小野 伸也  
計4名

5. 面談者

浪江町

産業推進課 新エネルギー推進係 主査 [REDACTED] 氏

仙台市

議会事務局 調査課長 [REDACTED] 氏

経済局 産業振興課長 [REDACTED] 氏 国際経済室長 [REDACTED] 氏

6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【福島水素エネルギー研究フィールド】《福島県浪江町》

#### 取組の概要

水素は電力を大量に長期で貯蔵することができ、長距離輸送が可能です。また、燃料電池によるコジェネレーション(熱電併給)や、燃料電池車など、さまざまな用途に利用できる。将来的には、再生可能エネルギー由来の水素を活用し、製造から利用に至るまで一貫して二酸化炭素(CO2)フリーの水素供給システムの確立が望まれている。

また、政府が2017年12月に公表した「水素基本戦略」では、再生可能エネルギーの導入拡大や出力制御量の増加に伴い、大規模で長期間の貯蔵を可能とする水素を用いたエネルギー貯蔵・利用(Power-to-Gas)が必要とされている。この水素を用いたエネルギー貯蔵・利用には、出力変動の大きい再生可能エネルギーを最大限活用するための電力系統需給バランス調整機能(デマンドリスポンス)だけでなく、水素需給予測に基づいたシステムの最適運用機能の確立が必要となる。

このような背景のもと、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、東芝

エネルギーシステムズ株式会社、東北電力株式会社、岩谷産業株式会社は、再生可能エネルギーの導入拡大を見据え、ダイヤモンドリソースとしての水素活用事業モデルと水素販売事業モデルの確立を目指した技術開発事業※1に取り組んでいる。本事業において、2018年7月から福島県浪江町（同町大字棚塩地区 棚塩産業団地内）で建設を進めていた、太陽光発電を利用した世界最大級となる10MWの水素製造装置を備えた水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド（Fukushima Hydrogen Energy Research Field（FH2R）」が2月末に完成し、稼働を開始した。

### 取組の詳細

本施設では、電力システムに対する需給調整を行うことで、蓄電池を使わずに出力変動の大きい再生可能エネルギーの電力を最大限利用するとともに、クリーンで低コストでの水素製造技術の確立を目指している。

また、製造された水素は、定置型燃料電池向けの発電用途、燃料電池車や燃料電池バス向けのモビリティ用途などに使われる予定である。水素社会実現への第一歩として、2020年3月に福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R：Fukushima Hydrogen Energy Research Field）の稼働が開始された。FH2Rは世界最大級の水素製造システムを備える施設で、再生可能エネルギーである太陽光発電を使用して水素を大量に製造する実証プロジェクトが進められている。

FH2Rでは、18万m<sup>2</sup>の敷地内に設置した20MWの太陽光発電の電力を用いて、世界最大級となる10MWの水素製造装置で水の電気分解を行い、毎時1,200Nm<sup>3</sup>（定格運転時）※2の水素を製造し、貯蔵・供給している。

### 本市の市政に対する考察

今回、会派で福島県浪江町（なみえまち）の「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」を視察致し、政府が、福島新エネルギー構想を策定し再生可能エネルギーと水素を柱として官民が連携して水素の製造や供給技術の実証実験を行っている。

この施設は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDOネド）のホームページで現在もNEDO（ネド）が運営をし、浪江町では、水素タウン構想と「ゼロカーボンシティ」を掲げ、様々な水素の利活用にも挑戦していた。原子力災害からの復興へ、浪江町では官民が一体となり、水素エネルギーを生かした復興へのまちづくりが進んでいた。

以前より、我が会派は、堺市にも水素社会構築に向けた取組について議論を重ねてきた。エネルギー資源が脆弱な我が国において、未来に向けて水素の製造や活用について益々その重要性を強く感じたところである。

本市には、水素関連企業を数多く有するポテンシャルの高い地域であり、本格的な水素社会の到来時には、飛躍的な経済成長に繋がる期待がある。

水素社会の構築に向けて、本市の産業施策や利活用が重要で、燃料電池自動車（FCV）を購入した市民への1台当たり20万円の補助制度など集合住宅を対象に家庭用燃料電池導入の補助も実施するなど、カーボンニュートラル実現に資する水素の利活用に取り組んでいるところであるが、まだまだ、支援策が不十分であると感じている。

本市の水素関連施策については、これまでに、液化水素製造プラントや水素ステーション関連製

品の生産拠点の整備、燃料電池材料や水素燃焼技術の研究開発拠点の整備、さらに水素ステーションの整備といった企業投資を推進し、一定の成果も出ているが、浪江町の取組みも参考に更に進めていきたい。

また、水素エネルギー分野の研究開発は、日進月歩で進んでおり、将来の水素の需要を見越し、堺市が水素産業の一大拠点となるよう、今回の水電解方式も参考にさらなる水素関連企業の誘致にも繋がる支援が必要と考える。

日本の将来にとっても、水素エネルギーはカーボンニュートラルの実現に向けて必要不可欠なエネルギーであり、今後も企業の支援に繋がるよう取り組んで参りたい。本市も、FCV車の活用拡大で、水素エネルギー利用促進を進めなければならないと感じました。今回の視察を通じて、積極的な水素社会の構築に向けて取組みを加速させて参りたい。

## 【輸出入チャレンジ支援助成金】《仙台市》

### 取組の概要

我が国の将来における国内市場は、少子高齢化に伴う人口減少の影響により国内需要の減少が懸念される状況である。今後も仙台市内の中小企業が事業を継続することができ、更なる成長拡大をしていくための取組として、海外への販路開拓は重要な選択肢の一つであり、海外展開にチャレンジする市内事業者を創出するための支援を検討してきた。

こうした中、2017年（平成29年）に仙台市では海外市場開拓を促進し、市内経済の国際化と活性化を図ることを目的とする「仙台市輸出入チャレンジ支援助成金」を創設した。

本助成金の対象者は仙台市内に本社を置く中小企業者等となっており、海外への輸出入を行う事業の経費を充当することができる。また、海外から国内、国内から海外へのアプリケーションを最適化する事業経費についても充当することができる制度となっている。2023年度の予算規模については6,600千円となっており、予算執行率は、コロナ禍以前で約90%を超えている。

### 取組の詳細

【対象者】 仙台市内に本社を置く中小企業者等

#### 【要件】

- ①同一年度内に本要綱による助成を受けていない方
- ②国又は県から同一の項目に関する助成を受けていない方
- ③市税の滞納をしていない方
- ④暴力団等と関係を有していない方

#### 【助成対象経費】

1. 海外への輸出を行う事業に係る経費

①国際見本市等に出展する経費（海外向けオンラインによる出展も含む）

○旅費

航空費 1名分まで(国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る)

宿泊費 1名分まで(展示会前日～展示会終了日翌日まで。限度は7泊)

※宿泊費については市の規定に準じて限度額を設定

○会場

小間料（オンラインによる出展料含む）、展示工事費、備品使用料、その他登録料等

○現地通訳費

出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費（オンライン商談の場合は年5回まで）

○輸送費

展示会等に出展する出展製品（オンライン出展のサンプル輸送費含む）、パンフレット等の輸送に要する経費、輸出入諸費用、保険料等

○広報・宣伝活動費

展示ブースで配る自社（製品）パンフレット、展示パネル、PR資料・動画作成などに係る経費(当該展示会出展のために、新規に作成したものに限り)

○その他の経費

その他、市長が特に必要と認める経費

②初年度輸出に係る経費（輸送形態の制限なし）

（初年度輸出に係る経費については、輸出回数5回を限度とする）

○通関費

税関検査、その他通関等に係る経費

○輸送に係る経費、商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費

○輸出検査および証明書発行に係る経費

検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費

○保険料費

貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費

○認証取得調査費

認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費

○法務・権利調査費

権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費

○外部専門家に係る経費

海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費

○送金に係る経費

送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費

○その他の経費

その他、市長が特に必要と認める経費

③海外への電子商取引（越境 EC）に係る経費

○初期投資費

海外向け販売サイトへの出展、自社販売サイトに係る契約費等

○コンテンツ作成費

海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費

○コンテンツ編集費

翻訳費、ネイティブチェック費、その他プロモーションに係る経費

○専門家アドバイス費

レイアウトや販売に関して専門家へ相談する際の経費

○その他の経費

その他、市長が特に必要と認める経費

2. 海外からの輸入初回サンプルに係る経費（輸送形態の制限なし、初回サンプルに限る）

○通関費

税関検査、その他通関等に係る経費

- 初回サンプル費  
初回サンプル購入に係る経費（販売目的でないものに限る）
- 初回サンプル輸送費  
初回サンプルの輸送に係る経費
- 保険料費  
貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
- 法務・権利調査費  
権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
- 送金に係る経費  
送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
- その他の経費  
その他、市長が特に必要と認める経費

### 3. アプリケーションの海外から国内・国内から海外へのローカライズを行う事業に係る経費

- コンテンツの翻訳費  
コンテンツの翻訳料、ネイティブチェック費、編集作業費、素材配送費、海外現地コーディネーター費、メディア代などに要する経費
- 海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費  
修正作業費や差し替え作業費、編集作業費、素材配送費、海外現地コーディネーター費、メディア代などに要する経費
- 海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費  
編集作業費、素材配送費、海外現地および国内コーディネーター費、メディア代などに要する経費
- 宣伝用コンテンツ編集費  
翻訳費、ナレーション費、編集作業費、素材配送費、外現地コーディネーター費、メディア代などに要する経費

○契約交渉のための関係資料の翻訳費  
企画書、セールスシート、ウェブサイトなどの翻訳に係る経費

○権利調査・海外契約のための法務費  
権利調査費、契約書作成費、翻訳費などに係る経費

○その他の経費  
その他、市長が特に必要と認める経費

**【対象経費の注意事項】**

※年度の3月1日までに事業が完了するものに限る

※助成金交付回数は5回を限度とする

**【助成割合】** 対象経費の2分の1以内

**【重点産業】** 健康福祉産業、IT産業、デザイン産業及び食品産業

**【重点地域】** アセアン及びEU

**【助成金】** ※下記の金額は上限額

重点地域の重点産業：50万円

重点地域の重点産業以外：35万円

重点地域以外の重点産業：35万円

重点地域以外の重点産業以外：25万円

**【産業振興への効果】**

医療機関連機器の開発・製造・販売を行う事業者が助成金を利用して展示会に出展し、海外の販売代理店と契約を締結した事例があった。当該事業者の製品は、一部県内企業から仕入れた部品や外注依頼した部材により製造されており、また量産においては他企業に製造委託していることから、地域産業の活性化にも寄与している。

加えて、2019年に仙台市、豊田通商タイランド、七十七銀行、東洋ビジネスサービスの4社で締結した協力覚書に基づき、市内事業者の販路開拓等の支援を行っており、豊田通商タイランドの紹介により市内企業とタイ企業の連携に至ったケースもある。

**【輸出入事業者の創出に向けた取組】**

タイ・バンコクに設置している仙台ータイ経済サポートデスクによるセミナーや、JETRO や中小機構との共催により、海外販路開拓に係る機運醸成を目的としてセミナーを実施している。

また、事業者からJETROなどの他支援機関に相談があった場合、本助成金などの支援策を紹介してもらいなど、新規輸出事業者の増加に向けて連携して取り組んでいる。

#### 本市の市政に対する考察

本市には、仙台市と同様に海外への販路開拓するための「堺市グローバル展開促進事業補助金」があるが、あくまでも取引が始まる前の支援である海外展示会への出店費用、海外への情報発信、現地調査にかかる経費、越境ECの支援に留まっており、輸出入の諸経費を支援するまでには至っていない。この点については、商談が実際に進み輸出入に新たに挑戦する事業者の創出するための助成金制度の綱領に改めるよう促したい。

また、仙台市では貿易に関するセミナーの開催した際に地元通関業者にも参加してもらい、終了後に輸出入を考えている企業との相談会の機会を設けている。この取組は、輸出入事業者の創出に向けた有効な取組であると考えられたため、本市へ提案していきたい。

一方、仙台市では仙台一タイ経済サポートデスクがあり、貿易に不慣れな事業者に対して輸出入の相談を受けて、海外への販路開拓を後押しする体制がある。本市にはこのようなサポートデスクはないが、友好都市や昨年設立された堺市議会と各国との友好を深める議員連盟がある。できれば、こうしたつながりを強化し、領事館などつながりのある企業と本市事業者とのマッチングを図り、本市の強みである「ものづくり」を切り口とした海外への販路開拓支援ができるよう促していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0623007	0711005	0713004	0713005
0713006	0713007	0713008	0713009
0714003	0714004	0828033	

公明党堺市議団 行政視察行程表 (R5. 6. 21 作成)

**7月13日(木)**

視察先：福島県浪江町

調査項目：福島水素エネルギー研究フィールドについて

南海高野線 空港リムジンバス ANA731便 タクシー JR常磐線 特急ひたち14号  
 堺東 —— 難波 —— 伊丹空港 ===== 仙台空港 —— 館腰 —— 相馬 —— 浪江(昼食)  
 06:35発 06:47着 07:10発 07:35着 8:00発 09:15着 9:47発 10:32着 10:52発 11:25着

タクシー10分

タクシー10分 JR特急ひたち13号 徒歩5分

—— 福島水素エネルギー研究フィールド —— 浪江 —— 仙台 —— 宿泊地  
 13:30~15:30見学 (産業振興課 赤井氏) 16:04発 17:25着

浪江町議会事務局 (担当 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 様)	TEL 0240-34-0254
--	------------------

宿泊先：ドゥーミーイン 仙台駅前 住 所：宮城県仙台市青葉区本町1-5-38 TEL: 022-715-5489
--

**7月14日(金)**

視察先：仙台市

調査項目：輸出入チャレンジ支援助成金について

市営地下鉄南北線 (徒歩2分)  
 宿泊地 —— 仙台駅 —— 勾当台公園 —— 仙台市議会視察(座学) ——  
 9:32発 9:35着 10:00~11:30頃 議会事務局  
 9:50 正面玄関 (お迎えに来ます)

(徒歩2分) 市営地下鉄南北線 仙台空港アクセス線 ANA3154便 空港リムジンバス 南海高野線  
 一勾当台公園 —— 仙台駅(昼食) —— 仙台空港 ===== 伊丹空港 —— 難波 —— 堺東  
 12:17発 12:20着 14:10発 14:37着 15:20発 16:40着 17:15発 17:50着 18:09発 18:31着

仙台市議会事務局 (担当 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 様)	TEL 022-214-6169
--	------------------

(視察参加議員)

小野 伸也議員、広田 新一議員、大林 健二議員、田渕 和夫議員 以上4名

## 出張報告書

令和5年 8月31日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目 的

##### 一般社団法人沖繩 CO2 削減推進協議会

世界情勢、コロナ禍等の要因により、物価高騰による市民生活の逼迫が課題となっている。また毎年のように観測史上初といった気候変動による台風や線状降水帯による浸水被害、いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震等、自然災害の甚大化が問題視されています。特に資源が少ない我が国にとって再生可能エネルギーの普及はエネルギーの安定供給や分散型電源はレジリエンス機能の視点からも喫緊の課題となっています。本市においては、地域特性から太陽光発電設備の普及が進んでいるが、廃棄処理等の課題も健全化しており、対応方法の確立が急がれている。こういった背景から、沖繩 CO2 削減推進協議会において研究されているガラス発電技術について視察し、本市のエネルギー施策を更に充実させることを目的とする。

名護市・・・・全国的な人口減少・少子高齢化の波が押し寄せ、その課題解決へ向け、本市においても、住民生活の質の向上や地域課題の解決に資するICTを活用したスマートシティの取組を推進している。昨年6月には泉北スマートシティコンソーシアムを設立。具体的な取り組みが始まったところであり、スピード感を持って実装への取り組みを進めているところである。そこで、本市では、あまり取組んでいない農業に関するスマートシティの取り組みを行っているスマートシティ名護モデルの取り組みについて視察し、緒に就いたばかりである本市施策の充実を図ることを目的とする。

2. 期 間 令和5年7月13日(木)～ 令和5年7月14日(金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月13日（木）	13:00～15:00	那覇市 一般社団法人沖縄 CO2 削減推進協議会
②	7月14日（金）	11:00～12:00	名護市 産業支援センター
③	月 日（ ）	: ~ :	
④	月 日（ ）	: ~ :	

4. 参加者

公明党堺市議団・・・大西耕治、上田勝人、大西公彦

5. 面談者

那覇市・・・一般社団法人沖縄 CO2 削減推進協議会 脱炭素街づくり局

局長

代表理事

(株)沖華産業

朱 蘇健 代表取締役

沖縄 CO2 削減推進協議会

瑞慶覧 長臣 会長

名護市・・・議会事務局

事務局長

地域経済部 商工・企業誘致課 企業誘致係

係長

主事

KPMG コンサルティング(株)

マネジャー

コンサルタント

## 6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### 【ガラス発電について—コンテナハウス現地視察—】

#### 取り組みの概要

沖縄については、毎年台風等の自然災害に伴い、長時間の停電や昨今の気候変動に伴うCO2削減の機運から再生可能エネルギーや分散型電源の普及が急がれている。特に南海トラフ巨大地震に象徴される大規模な災害においては、長期間の停電が想定され、電源の確保ができなければ、仮に被災から逃れることができても、電気が使用できなければ、今年の夏に象徴されるように命の危険に陥ることとなる。こういった背景から地域のレジリエンス機能と脱炭素社会を推進するためガラス発電と蓄電池によるコンテナハウスといったモデルハウスを完成させた。電気代高騰への対策としても普及促進に取り組んでいる。

今後はカーボンニュートラル達成へ向けて、新たにペロブスカイト太陽電池によるガラス発電を開発し、都心部によるZEB化推進へ認定を受けるための研究を進めている。

ペロブスカイト太陽電池については、2023年4月4日、岸田首相が、次世代太陽電池のペロブスカイト太陽電池を2030年までに普及させる方針を打ち出している。

#### 取り組みの詳細

一般家庭では、太陽光パネルの設置場所が限られており屋根の上に乗せることが大半となっている。そのため日当たりが悪い場所では、発電量が悪く効果的とは言えない場合がある。そういった中、無色透明の太陽パネルが開発された。

ペロブスカイト太陽電池は、印刷などで製造でき、薄くて軽く安価で変換効率が高く、曲げられることから、今まで使用できなかった軽量建築の屋根やビルの壁面、EV車などのあらゆる場所に設置でき、低い光でも発電することから、曇りや雨天、また室内のLEDでも発電できる優れた太陽電池である。東京23区内の建物屋上と壁面の一部に設置すると、原発2.5基分の発電が可能といわれている。

#### <良い特徴>

- ・フィルム状に塗布や印刷することにより薄く安価で製造できる
- ・フィルム状のため、軽く、自由に曲げられるため、重量で設置できない屋根や湾曲の場所、壁面などあらゆる場所に設置できる
- ・光の吸収効率が良いため雨天でも、室内のLEDでも発電できる
- ・当初数パーセントだった変換効率が、東芝703cm<sup>2</sup>で15.1%（世界最高）、1cm<sup>2</sup>では20%以上と日々的に変換効率が向上している
- ・主材料がヨウ素と鉛のため、日本で調達でき、ヨウ素については、埋蔵量は世界最大で生産量はチリに次いで世界2位、世界の約30%を占めており日本から輸出できる貴重な国産天然資源とされている
- ・製造時に100℃の低温製造のため、CO<sub>2</sub>排出が低い
- ・ペロブスカイト膜は、光透過性があるためガラス窓などに使用できる
- ・ペロブスカイトは材料を変えることにより、色を自在に変えられる

- ・近い将来に量産ができ、寿命が20年とすると発電コストが石炭発電の12円/kwhに対して6～7円/kwhと低コストとなる

#### <課題>

- ・原料には、ヨウ化鉛とヨウ化メチルを使用しており安全性に万代があり、代替え材料を研究中
- ・面積を大きくすることが難しく性能にばらつきが出る
- ・ペロブスカイトは、吸湿性があるため水分と反応し、劣化するため発電効率が下がる
- ・赤外線（熱）や紫外線に弱い性質があり、ペロブスカイトの組成が混合ハロゲンの場合、連続光放射において、結晶層の分相（ヨウ素化合物と臭素化合物の分相する）が、おこることがあり、結晶が劣化し、発電性能が落ちる

#### <近い将来に可能となる設置場所>

- ・重量が軽く、低い光量でも発電できるため、外壁、窓ガラス、ブラインド、ベランダ、屋根北斜面、室内にでも設置できる
- ・曲げることができるため、湾曲した場所にも設置できる（EV自動車、農専用ハウスなども可能ではあるが、耐久性に課題がある）
- ・現在使用できる場所は、耐久性に課題があるため、室内の内壁や屋外ではLow-E複層ガラスにペロブスカイト太陽電池を挟み込み使用することができる

#### Low-E複層ガラスについて

中空層タイプの構造は、ガラスの表面に「Low-E膜」といわれる特殊な金属膜（酸化物や銀）をコーティングしたガラスであり、「Low-E」は「ローイー」と読み、英語のLow Emissivity（ローエミシビティ）の頭文字をとって表記されている。ローエミシビティとは「低放射」という意味で、放射を低くするという意味になる。そしてガラスにコーティングされた「Low-E膜」が太陽の熱や部屋を暖房で温めた熱を吸収、反射する働きがあり、夏の暑さを和らげ、冬の暖房効率を高め、室内の快適さを高める効果が期待できる。

この「Low-E複層ガラス」に「ペロブスカイト太陽電池」を組み込みガラス発電として活用している。

#### **本市の市政に対する考察**

日本のエネルギー受給率は、11.3%と資源のない国として、新たなエネルギー地産地消の仕組みを模索している。そういった中、日本政府は2023年4月4日、岸田首相が「再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議」で「ペロブスカイト太陽電池」と呼ばれる次世代パネルを2030年までに普及させる方針を打ち出した。この「ペロブスカイト太陽電池」を開発したのは日本人であり、日本の資源だけで製造できる。鉛等の有害な物質を使用しない製造方法も研究が進められており、その技術が確立されると、新たなエネルギーとして日本で量産することができ、町工場といった小規模施設で製造できる製品となる。国においては、技術開発に伴う支援を要請していくとともに、堺市については、いち早く企業誘致できる道筋や準備を今から行い、経済波及効果やレジリエンス機能の充実が期待でき、カーボンニュートラルによる脱炭素社会先行地域選定市として積極的に導入できるよう議論を進めて参りたい。

## 【名護市 スマートシティ名護モデルについて】

### 取り組みの概要

現在名護市は第5次総合計画に基づいた各種施策を推進中であり、まちづくりのテーマを「つなぎ、創る・しなやかな未来」としています。このテーマに則り、昨今のまちづくりを取り巻く動向やデジタル技術の発展等の社会動向を踏まえ名護市におけるスマートシティを官民連携により推進していくための「一般社団法人名護スマートシティ推進協議会」を2023年1月に設立。さらに基本計画となる「スマートシティ名護マスタープラン」を策定・公開し、名護市に適したまちづくり＝「スマートシティ名護モデル」の実現に向けた取り組みを始めたところである。

名護市でスマートシティに取り組む意義として、日本の地域課題解決の為には、日本の大部分を占める小規模自治体から解決策を示す必要性があり、そのうえで、名護市には人を惹きつける魅力と地方創生のポテンシャルを有しており、名護市の取り組みが、地方創生モデルを発信していきける可能性があると考え、ロードマップを作成。2022年度に推進体制を整備し、2023年からは一社法人やコンソーシアムを活用した先行地域での実証を開始、2026年までに「スマートシティ名護モデル（第一期）」を確立し、沖縄県内のみならず国内外に地方創生のリファレンスモデルとして発信することを目標とする。

### 取り組みの詳細

名護スマートシティ推進協議会の配下に、会員制のコンソーシアムを組織し、課題ごとのワーキンググループ（WG）を運営。まず先行WGとして、観光・交通・農業・まちなか再開発を組織し、各分野の課題解決に向けた活動（施策検討・各種実証等）をスタートし、今後も、教育、ヘルスケア、防災と順次WGを増やし活動規模の拡大を推進する。

一例として、まちなか再開発WGでは、VRを用いて、モバイル端末から昔の街並みを再現するVRクエストで、名護市の歴史探訪をすることで、昔から住まれている高齢者の皆様は懐古の情を、若い世代の皆様は歴史を知ること、名護市への愛着を形成し、これからの名護市の未来への発展をイメージ出来るように実施。

他にも、フラッグシップイベント「TUNAGU CITY」を毎年開催し、名護市におけるスマートシティへの理解醸成と、協力してまちづくりに取り組む企業や、人材などパートナー創出を目的として、スマートシティ名護モデルの取り組みを国内外の企業や人材に対して広くPRし、スマートシティ名護を体験できる取り組みを行っている。

### 本市の市政に対する考察

本市がめざすスマートシティは、ICTを活用し、多様な主体・領域の取組やアイデア、知見などを結合することに加えて、新たな切り口や捉え方などでトライすることで、新たな価値を生みだし、まちと暮らしの未来に変革（イノベーション）をもたらすものである。

この取組を推進するには、スマートシティに関わる多様な主体が共通の課題認識や目標を持ちながら進めていくことが重要である。

本市は「堺市基本計画 2025」で、本市が将来にわたり持続的に発展を遂げるために掲げる「都市像」とその実現に必要な「基本姿勢」、今後5年間で重点的に取り組む「重点戦略」を示している。

今回の名護市が取り組むスマートシティの取り組みは、目指していくまちの姿を様々なWGにつ

いて実証を示し、市内外に大きく働きかけるイベントを開催して、スマートシティの理解と共感を深めることで、市民と一体感を持ったスマートシティに向けてのまちづくりが行われているように感じた。

本市においても、様々な実証実験を行っているが、名護市のように広く周知出来ているかと問われると、一部の方しか知られていないように見受けられる。

まちと暮らしの未来に変革（イノベーション）をもたらすためには、名護市のように、スマートシティで、こんな未来が現実になりますよ。といった体感できるイベント化は、市民への理解の醸成と、スマートシティの実装化が推進される取り組みと感じられた。

緒に就いたばかりの本市スマートシティへの取り組みを更に推進できるよう名護モデルを参考に議会にて議論を進めて参りたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0628009

0713003

0713010

0713011

0713012

0713013

0714006

公明党堺市議団 行政視察行程表

**7月13日(木)**

視察先：一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会

調査項目：ガラス発電について 【コンテナハウス現地視察】

堺市内 ——— 伊丹空港 ——— 那覇空港 ——— 昼食 ——— 沖縄CO2削減推進協議会  
 7:15着 8:15発 10:25着 13:00発 13:50着

(レンタカー) (レンタカー)

14:00~16:00

(レンタカー)

沖縄CO2削減推進協議会 ——— 宿泊地(名護市内)  
 16:10発 17:30着

一般社団法人 沖縄CO2削減推進協議会	TEL
ガラス発電推進局	様 [REDACTED]
(担当 [REDACTED] 様、 [REDACTED] 様)	[REDACTED] 様 [REDACTED]

(視察参加議員)

大西耕治議員、上田勝人議員、大西公彦議員 以上3名

**7月14日(金)**

視察先：名護市

調査項目：スマートシティ名護モデルについて

宿泊地(名護市内) ——— 名護市産業支援センター ——— 昼食 ——— 那覇空港 ——— 伊丹空港  
 10:30発 10:50着 12:10発 15:00着 16:00発 18:00着

(レンタカー)

11:00~12:00

(レンタカー)

伊丹空港 ——— 堺市内  
 18:30発

名護市議会事務局 庶務係	TEL 0980-52-3256
(担当 [REDACTED] 様)	

(視察参加議員)

大西耕治議員、上田勝人議員、大西公彦議員 以上3名

## 出張報告書

令和5年 8月31日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目 的

長崎市・・・長崎市は歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」の賑わいの再生を図るため、5つのエリアの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備やソフト事業を市民などと連携しながら推し進めており、本市においても「訪れたい」「働きたい」「住みたい・住み続けたい」都市へ向け、堺浜、堺駅・堺旧港、環濠エリア、堺東駅、大仙公園など、それぞれの地域が特性を活かした堺の未来像を示す「堺グランドデザイン 2040」について考察し、本市の観光施策の充実を図ることを目的とする。

北九州市・・・我が国は、人口減少・少子高齢化が進む中、孤独・孤立対策も喫緊の課題として取り組まなければならない。その背景には、情報通信社会の急速な進展による、ライフスタイルの変化、日本型雇用慣行の変化による非正規雇用労働者の急増やそれに伴い未婚化、晩婚化、核家族化で人と人との繋がりの希薄化。そこへコロナ禍による人との接触機会の制限により、その深刻度が増している。その課題解決へ向け、生活困窮者、高齢福祉、障害福祉、自殺対策、ひきこもり支援など多岐に渡る具体的な取り組みを、スピード感を持って実装への取り組みを進めているところである。そこで、北九州市が孤独問題解消へ困難に直面する人に支援を確実に届ける。所謂、見つけ出せるサービス提供を独自に進めている「北九州版お悩みハンドブック」の取り組みを視察し、本市において施策の充実を図ることを目的とする。

2. 期 間 令和5年8月3日(木)～令和5年8月4日(金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	8月3日(木)	13:00～15:00	長崎市 長崎市役所
②	8月4日(金)	10:00～11:30	北九州市 北九州市役所
③	月 日( )	: ~ :	
④	月 日( )	: ~ :	

4. 参加者

公明党堺市議団・・・宮本恵子、大西耕治、小野伸也、兼城剛

5. 面談者

長崎市・・・長崎市議会事務局 議事調整課

■■■■■■■■■■ 調査係

まちづくり部 まちなか事業推進室

■■■■■■■■■■ 技師

まちづくり部 まちなか事業推進室

■■■■■■■■■■

北九州市・・・北九州市議会事務局 政策調整課 政策担当

■■■■■■■■■■ 係長

保健福祉局 地域福祉部 地域福祉推進課

孤独・孤立対策担当

■■■■■■■■■■ 課長

保健福祉局 地域福祉部 地域福祉推進課

孤独・孤立対策担当

■■■■■■■■■■ 係長

## 6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### 【長崎市 みんなで#まちぶらプロジェクト現地視察一】

#### 取り組みの概要

長崎市の街は、100年に一度の変革の時期を迎え、都心部を中心に様々な事業を展開しており、令和3年度には出島メッセ長崎や長崎駅西口広場が完成、令和4年度には西九州新幹線が開業した。それに伴い、今後も長崎駅周辺の整備や近接する幸町でのスタジアムシティプロジェクトなどの事業が完成予定となっており、松が枝国際観光船埠頭の岸壁延伸が動き出すなど、新たな賑わいの拠点づくりが着々と進行していた。

このような、人の動きが大きく変化しようする時期を契機として、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の「街中」の魅力を高められ、賑わいをもたらすことを目的に、平成25年度から「まちぶらプロジェクト」に取り組んできた。これまでの10年の取り組みにより変化した街中の魅力を広く知ってもらうための街歩きイベントも開催され、さらなる賑わいに繋げる取り組みが開始されている。

#### 取り組みの詳細

歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」の賑わいの再生を図るために、5つのエリアの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備やソフト事業を市民などと連携しながら進めてきた。対象区域を新大工から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、この軸を中心とした5つのエリアを対象として、5つのエリアは以下の通りに設定されている。

「新大工エリア」、「中島川・寺町・丸山エリア」、「浜町・銅座エリア」、「館内・新地エリア」  
「東山手・南山手エリア」

計画期間を平成25年度から西九州新幹線が開業する令和4年度までの10年間の第1期とし、その後も引き続き計画を継続されている。

計画の構成は、各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みがすすめられている。

軸づくりは、「まちなか軸」を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境整備が行われ、また、「陸の玄関口」である長崎駅周辺や、「海の玄関口」である松が枝周辺等の各施設との連携軸の整備により「まちなか」への誘導が図られていた。

ここで重要になるのが、地域連携によるまちづくりである。

地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、町を守り、育て、創るために行動されており、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みが進められている。

計画の進め方として、「まちぶらプロジェクト」の推進にあたっては、中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づく「長崎市中心市街地活性化基本計画」、都市再生特別措置法第46条に基づく「都市再生整備計画（まちなか整備計画）」などに位置付けながら、財源の確保に努めるとともに、法律上の特例や税制の優遇など国の支援策の活用が図られた。

その後の計画の見直しが検討され、「まちぶらプロジェクト」に基づいた取り組みを展開してきたが、社会情勢等の変化、あるいは地域での話し合いなどの中で、新たな取り組みとして決定した事項、または、修正等が必要になった事項に関しては、随時、追加修正などを行いながら、地域とともに計画が進められている。

### **本市の市政に対する考察**

本市は大阪唯一の世界遺産、百舌鳥・古市古墳群をはじめ歴史的文化遺産や中世より栄え培われてきた伝統工芸品など貴重な資源を生かし観光産業に力を入れて、また、歴史的建造物などを活用するため、地域の企業、市民の方々の意見も反映しながら推進し、「堺 2040 グランドデザイン」の中で、堺の20年後に向けた堺の未来像を示している。

また、堺浜、堺駅・堺旧港、環濠エリア、堺東、大仙公園等、エリア別に特徴を捉え、それぞれの地域が特性を活かし「訪れたい」、「働きたい」、「住みたい・住み続けたい」都市へ向けネットワークで繋がることで強みを発揮する街づくりを進めているが、ネットワーク力を活かしきれていないが故に、細かい施策が疎かになっていると言わざるをえません。例えば、堺区に在住の方でも「堺旧港」への行き方すら知らないという方も多く耳にする。多くの名所となりうるエリアが存在する本市の特色を引き出すには、また、観光客誘客に力を入れるのなら、まずは市民の憩いの場所として「行ってみたい」と感じてもらえるような場所創りの構築に向けた取り組みの強化を図るべきであり、その一つとして「古民家再生」にも更に力強い施策を打ち出すべきと考える。

長崎市への視察を通して印象的な点は、市職員が地域に入り込み、意見を待つのではなく、こちらから行く姿勢の重要性を感じた。

「大浜北町私有地事業」として、大浜公園から国道26号線へと繋がる新たなルートの建設が進められているが、「堺旧港」へのアクセスがなく「残念」などのお声も聞いている。

今後の課題として、市職員が企業や多くの市民の声を聞き入れるよう取り組んでいただきたい。人口減少、少子高齢化と待ったなしの課題を乗り越えるためにも、希望溢れる人間都市の構築に向けて、議論を重ねて参りたい。

## **【北九州市】**

### **取り組みの概要**

北九州市は、行政とデジタルトランスフォーメーション（DX）支援などを手がけております企業「グラファァー」と連携して、市民の孤独・孤立対策ツールとしてスマートフォンなどで利用できる「北九州市版お悩みハンドブック」の運用を開始している。

お悩みハンドブックは「お金」「仕事」「住まいの」などのジャンルを選んで一つ一つ質問に答え

ていくと、最終的に支援や相談を受け付けている担当課の連絡先にたどり着けるサービスであり、国や県、市町村、関連機関など相談先が膨大で分かりにくいとの声を受けて、シンプルに最寄り自治体の担当課へ橋渡しができるように工夫されていた。

全国版では、国の省庁や関連機関に橋渡しをされており、グラファーによるとおよそ40万人が利用しており、2022年度に新設された北九州市の地域福祉推進課孤独・孤立対策担当が市の専用ハンドブックを発案して、グラファーと調整を進め、特定の自治体専用バージョンは全国初となっている。

北九州市は全国平均を上回るスピードで高齢化率が進んでおり、命をつなぐネットワーク事業、お悩みハンドブックとその先の真に支援を必要としている市民にきちんと認識してもらえる取り組みが積極的に展開されていた。

### **取り組みの詳細**

平成17年から平成19年にかけて北九州市で、家族や地域から孤立した状態での孤立死が相次ぎ発生し、北九州市の保護行政に批判が集中していた。

市民のおよそ7割が北九州市に対し不信感を示し、また、市の窓口対応について、不親切38%・冷たい18%と批判的な意見が過半数を占める結果となり、北九州市生活保護行政検証委員会が立ち上げられた。平成19年の検証委員会最終報告で生活保護行政の見直しや従来の高齢者施策だけでは孤立死は防げないと結論し、孤立死対策として「地域福祉づくり」の取り組みを早急に充実・強化させるべく乗り出された。

平成20年に「北九州市いのちをつなぐネットワーク事業」をスタートしており、「すべてのいのちを大切に」という強い信念のもと、行政として最後まで責任を取る覚悟で市直営の組織を構築され、「待ちの福祉」から「攻めの福祉」、「申請主義」から「出前主義」へ行政が、地域の中に入り込み、地域福祉のネットワークの充実・強化に取り組みを開始された。

制度の狭間に陥る方を出さないために、「既存の制度を担当しない職員」の配置を行い各区にいのちネット担当係長誕生させ、行政内部では「スピーディーなコーディネート」で支援が必要な方へのアプローチを行い、地域においては「円滑な連絡調整」を担い、地域で調整が必要な案件時には、自治会長、地区会長、地域福祉キーパーソンと協力関係を結び取り組まれていた。

平成20年からは、行政や地域団体だけではなく地域に根ざした事業展開を行う民間企業・団体とも協力関係づくりを推進するため「いのちをつなぐネットワーク推進会議」を開催、令和元年まで計10回開催し110社・団体にまで拡大されており、さらなる支援強化として行政とデジタルトランスフォーメーション(DX)支援などを手がける企業「グラファー」と連携して、市民の孤独・孤立対策ツールとしてスマートフォンなどで利用できる「北九州市版お悩みハンドブック」の運用を開始されている。

具体的には、当てはまる悩みにチェックをつけるだけで、関係のある支援情報をだけを自動で集めることができ、どこまでも市民目線で「使う」ことに着目したわかりやすい解説を取り入れ、窓口や身近な人に事情を簡単に伝えられる仕組みも導入し、窓口での相談時間の短縮や窓口職員のスキルを補完できるよう取り組まれている。

### **本市の市政に対する考察**

本市においても、令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制事業」はこれまでも取り組んできた包括的支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通

じた継続的支援事業、参加支援事業を実施。

少子高齢化が進むなか、孤独・孤立対策は重要な課題として、堺市基本計画 2025（令和 3 年 3 月策定）でも、市民の参加と協働による地域福祉の充実の取り組みとして、包括的な相談支援体制の強化や多様な居場所や地域福祉活動への支援に取り組んでいる。

今回の視察を通して感じたのは、「困難に直面する人に支援を確実に届けたい」との福祉に関わる職員の覚悟でした。

本市の取組に対し、これまで幾度も各区ワンストップ窓口の支援体制実施を要望してきたが、南区役所にて令和 4 年 2 月に構築した保健福祉総合相談体制のスタートに留まり、全市展開までは体制が及んでおらず適切な支援体制に繋がっているとは言い難い状態が続いている。

北九州市が「いのちをつなぐネットワーク事業」の立ち上げの背景には、家族や地域から見放され、孤立した状態での孤立死が相次いで発生したことに、深い反省のもと検証委員会の立ち上げをして、「最後まで責任を取る覚悟」で市直営の組織を構築したことにあると考える。

また、「北九州版ハンドブック」は漠然とした困りごとを抱えて生活している方が、自分の悩みを言語化する手助けとしての役割もあり、その特性を活かし窓口に設置することにより、回答結果を紙や URL で共有できるので、うまく言葉にできなくても、漏れなく簡単に伝えることができ「窓口に行って、きちんと説明できるか不安」「いろんな窓口で何度も相談をするのは大変」など、窓口で同じ説明をしなくても済むように、要望に応じている。そのほかにも窓口に設置するメリットもある。

相談者が「お悩みハンドブック」を使うことで、ある程度、自分の悩みや必要な支援を把握した状態で来庁すれば、窓口での相談時間の短縮で切る可能性もある。また、異動したばかりの職員でも「おなやみハンドブック」を利用して相談対応することで、相談者に案内できる支援の取りこぼしを少なくすることができる。

こうした制度の導入は、困難に直面する多くの方が、少ない負担で制度にたどり着けるように感じた。孤独・孤立対策の「最後のセーフティーネット」との自覚で今後、さらなる支援推進のため議論を進めて参りたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0728007

0802020

0803012

0803013

0804008

0804009

## 公明党堺市議団 行政視察行程表

**8月3日(木)**

視察先：長崎市

調査項目：まちぶらプロジェクトについて

山陽新幹線みずほ603号 JRリレーかもめ17号 西九州新幹線かもめ17号

鹿児島中央行

武雄温泉行

長崎行

新大阪駅 ————— 博多駅 ————— 武雄温泉駅 ————— 長崎駅 —————

07:23発 09:51着 10:04発 10:58着 11:01発 11:24着

徒歩7分 横尾線 中央橋行 徒歩2分

————— 長崎駅前東口 ————— 市役所前 —————

もしくは

徒歩6分 長崎電気軌道3号系統 蛸茶屋行 徒歩1分

————— 長崎駅前駅 ————— 市役所駅 —————

13:00~15:00

長崎市役所

西九州新幹線かもめ40号 リレーかもめ40号 九州新幹線つばめ326号 山陽新幹線のぞみ54号

武雄温泉行

博多行

博多行

東京行

————— 長崎駅 ————— 武雄温泉駅 ————— 新鳥栖 ————— 博多駅 ————— 小倉駅 ————— 宿泊先

15:42発 16:13着 16:16発 16:49着 16:56発 17:09着 17:15発 17:30着

宿泊先：西鉄イン小倉  
住所：北九州市小倉北区米町1-4-11  
TEL：093-511-5454

長崎市議会事務局 議事調査課

(担当 XXXXXXXXXX 様)

TEL 095-829-1200

**8月4日(金)**

視察先：北九州市役所

調査項目：孤独・孤立対策について

バス約13分 10:00~11:30 徒歩2分 バス約8分 徒歩2分 山陽新幹線のぞみ32号 東京行  
宿泊先 —— **北九州市役所** —— (小倉駅バスセンター) —— 小倉駅 —— 新大阪駅  
13:31 発 15:43 着

北九州市議会事務局 政策調査課  
(担当 XXXXXXXXXX 様)

TEL 093-582-2632

(視察参加議員)

兼城議員、小野議員、大西耕治議員、宮本議員 以上4名

## 出張報告書

令和5年 10月19日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目 的

議員活動の為の質問作成特別講座

- ① 議員活動の基本【質問の作り方・ネタ探し】
- ② 議員活動応用編【質問事例紹介】

議会での質問を行う際に、こういった着眼点で取り組むべきか、またどの様な資料から課題等を抽出するか、その上で自身の解決したい課題、市民のニーズに応える施策実現に向けてのプロセス等を学び、議員力の向上を目的とする。

2. 期 間 令和5年10月12日(木)～令和5年10月13日(金)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	10月12日(木)	14:00～16:30	福岡県福岡市博多区(リファレンス駅東ビル)
②	10月13日(金)	10:00～12:30	福岡県福岡市博多区(リファレンス駅東ビル)
③	月 日( )	: ~ :	
④	月 日( )	: ~ :	

#### 4. 参加者

公明党堺市議団・・・田淵和夫、大林健二、田代優子、大西耕治、上田勝人、広田新一、小野伸也、大西公彦

#### 5. 面談者

【講師】元枚方市議会議長 木村亮太 氏

6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【議員活動の基本②について】※各詳細については添付資料参照のこと。

- ・議員活動の最初に見ておきたい資料（資料がどこにあるか、どう探すか）
- ・質問の情報元になるもの
- ・人口減少と人口ビジョンの確認
- ・質問を実現させるために必要な条件
- ・質問のスケジュールと解説

【議員活動応用編①について】※各詳細については添付資料参照のこと。

- ・取り組んできた事例で、予算をあまりかけずに他市でも展開できそうなもの
- ・今取り上げたい官民連携最新情報（PFS/SIB、逆プロポ）
- ・セミナーを受講して取り上げた事例（地方議員研究会で学んだこと）
- ・不登校支援、子育て支援についての取り組み事例紹介
- ・人事給与制度改革で職員の仕事に臨む姿勢を変える（事例紹介）

上記、講義を聞くなかで、現状の施策で問題がないのか検証する為に、同規模の自治体との比較や、様々な資料から現状を把握・分析する事で、何が課題であるかを正しく知ることが重要であると改めて認識。

講義時間外に財政についても少し講義を聞き、財政について基本を知ることが、行政における課題の抽出にもつながるとの話に、今後も議員力向上に向け、財政などの講習へ積極的に参加して参りたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1003010

1012002

1012003

1013002

1013003

1021-11月利用履歴  
力一十番付: [REDACTED]  
(通帳 20号)

月日	種別	二利用種別	種別	金額
0127	入場	東池原	出納	1440
0127	入場	東池原	出納	1260
0455	入場	東北光栄池	出納	800
0427	入金	東北光栄池	現金	5000
0427	入場	東北光栄池	出納	5400
0591	入場	東池原	出納	5200
0591	入場	東池原	出納	4800
0530	入場	東池原	出納	4400
0530	入場	東池原	出納	4000
0530	入場	東池原	出納	3800
0584	入場	東池原	出納	3250
0595	入場	東池原	出納	2720
0696	入場	東池原	出納	2540
0695	入場	東池原	出納	2360
0610	入場	東池原	出納	1800
0610	入場	東池原	出納	1400
0612	入場	東池原	出納	810
0612	入金	東池原	現金	00
0612	入金	東池原	現金	5000

二利用種別: [REDACTED]  
2023-05-12 21:19  
光栄池 〇〇  
東北光栄池

1021-11月利用履歴  
力一十番付: [REDACTED]  
(通帳 20号)

月日	種別	二利用種別	種別	金額
0504	入場	東池原	出納	3260
0505	入場	東北光栄池	出納	2720
0505	入場	東北光栄池	出納	2540
0505	入場	東北光栄池	出納	2360
0510	入場	東池原	出納	1880
0510	入場	東池原	出納	1400
0512	入金	東池原	現金	810
0512	入金	東池原	現金	80
0513	入場	東池原	出納	5080
0513	入場	東池原	出納	4550
0514	入場	東池原	出納	4310
0514	入場	東池原	出納	3910
0514	入場	東池原	出納	3510
0520	入場	東池原	出納	2900
0520	入場	東池原	出納	2460
0523	入場	東池原	出納	2050
0523	入金	東池原	現金	1850
0523	入金	東池原	現金	1100
0529	入場	東池原	出納	930

二利用種別: [REDACTED]  
2023-07-01 16:11  
東池原 〇〇  
東北光栄池

1071-K31用票

（発行 20枚）

月日	種別	二用用券	種別	二用用券	種類
0504	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	4650
0505	入場	東北光明池	出射	東京二重堂	4740
0506	入場	近鉄XXX	出射	近鉄XXX	2545
0507	入場	近鉄XXX	出射	近鉄XXX	2300
0508	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	1835
0510	入場	東北光明池	出射	東京二重堂	1480
0512	入場	東北中毛子	出射	東北光明池	1140
0513	入場	東北光明池	出射	東京二重堂	616
0514	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	5080
0515	入金	東北光明池	現金		30
0516	入金	東京二重堂	現金		4550
0518	入場	東北光明池	出射	大池XXX	4310
0519	入場	大池XXX	出射	東京二重堂	3910
0514	入場	東北光明池	出射	東北光明池	2510
0514	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	2380
0520	入場	東京二重堂	出射	東京二重堂	2450
0520	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	2460
0522	入場	東北光明池	出射	東京二重堂	1850
0522	入場	東京二重堂	出射	東北光明池	1650
0525	入場	東北光明池	出射	東京二重堂	7120
0525	入場	近鉄XXX	出射	近鉄XXX	830
2022.10.23	5518			東京二重堂	

東京二重堂株式会社



ICカード利用履歴

カード番号 [REDACTED] 7桁

月日	種別	利用額	金額
0418	入金	三國	5067
0620	入金	三國	4737
0620	入金	三國	4377
0625	入金	三國	4147
0625	入金	三國	3957
0625	入金	三國	3687
0625	入金	三國	3507

2023-7-17 08

三國ヶ丘駅(01)発行  
ご利用ありがとうございます。JR西日本

日期	類別	項目	金額	備註
0820	入帳	廣德三國正	4377	
0828	入帳	廣德三國正	4147	
0828	入帳	廣德三國正	3857	
0828	入帳	廣德三國正	3501	
0828	入帳	廣德三國正	3217	
0828	入帳	廣德三國正	2977	
0828	入帳	廣德三國正	2727	
0828	入帳	廣德三國正	2487	
0828	入帳	廣德三國正	2247	
0828	入帳	廣德三國正	1987	
0828	入帳	廣德三國正	1727	
0828	入帳	廣德三國正	1487	
0828	入帳	廣德三國正	1247	
0828	入帳	廣德三國正	987	
0828	入帳	廣德三國正	727	
0828	入帳	廣德三國正	487	
0828	入帳	廣德三國正	247	
0828	入帳	廣德三國正	0	

3/4 3657 34  
 10/18 2.000 4p-2  
 5.657 ok

ICG 1051 1051 1051

7-17-10 (備註: 9月)

月日	種類	金額	備註
10-18	入帳	5857	買賣三區正 理亞
10-18	入帳	5477	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	5037	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	4557	買賣三區正 出帳 買賣理亞
11-18	入帳	4817	買賣三區正 出帳 買賣理亞
11-18	入帳	4207	買賣三區正 出帳 買賣理亞
11-14	入帳	3877	買賣三區正 出帳 買賣理亞
11-14	入帳	3887	買賣三區正 出帳 買賣理亞

2024.10.18 10:51

ICG 1051 1051 1051

7-17-10 (備註: 9月)

月日	種類	金額	備註
10-18	入帳	4217	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-18	入帳	4147	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	3857	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	3677	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	3507	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	3237	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	3057	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	2757	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	2577	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	2287	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	2097	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	1807	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	1617	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	1427	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	1237	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	1047	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	857	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	667	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	477	買賣三區正 出帳 買賣理亞
10-28	入帳	287	買賣三區正 出帳 買賣理亞

2024.10.18 10:51

月日	種類	金額	摘要	金額	摘要
0133	入金	7475	林國		
0134	入金	7475	林國		
0135	入金	7475	林國		
0136	入金	7475	林國		
0137	入金	7475	林國		
0138	入金	7475	林國		
0139	入金	7475	林國		
0140	入金	7475	林國		
0141	入金	7475	林國		
0142	入金	7475	林國		
0143	入金	7475	林國		
0144	入金	7475	林國		
0145	入金	7475	林國		
0146	入金	7475	林國		
0147	入金	7475	林國		
0148	入金	7475	林國		
0149	入金	7475	林國		
0150	入金	7475	林國		
0151	入金	7475	林國		
0152	入金	7475	林國		
0153	入金	7475	林國		
0154	入金	7475	林國		
0155	入金	7475	林國		
0156	入金	7475	林國		
0157	入金	7475	林國		
0158	入金	7475	林國		
0159	入金	7475	林國		
0160	入金	7475	林國		
0161	入金	7475	林國		
0162	入金	7475	林國		
0163	入金	7475	林國		
0164	入金	7475	林國		
0165	入金	7475	林國		
0166	入金	7475	林國		
0167	入金	7475	林國		
0168	入金	7475	林國		
0169	入金	7475	林國		
0170	入金	7475	林國		
0171	入金	7475	林國		
0172	入金	7475	林國		
0173	入金	7475	林國		
0174	入金	7475	林國		
0175	入金	7475	林國		
0176	入金	7475	林國		
0177	入金	7475	林國		
0178	入金	7475	林國		
0179	入金	7475	林國		
0180	入金	7475	林國		
0181	入金	7475	林國		
0182	入金	7475	林國		
0183	入金	7475	林國		
0184	入金	7475	林國		
0185	入金	7475	林國		
0186	入金	7475	林國		
0187	入金	7475	林國		
0188	入金	7475	林國		
0189	入金	7475	林國		
0190	入金	7475	林國		
0191	入金	7475	林國		
0192	入金	7475	林國		
0193	入金	7475	林國		
0194	入金	7475	林國		
0195	入金	7475	林國		
0196	入金	7475	林國		
0197	入金	7475	林國		
0198	入金	7475	林國		
0199	入金	7475	林國		
0200	入金	7475	林國		

ICF 二利用履歴  
 カネキ10  
 簿記 2005

月日	簿記 二利用履歴	種別	二利用履歴	金額
0515	入金	入金	入金	5005
0518	入金	入金	入金	5455
0520	入金	入金	入金	5445
0714	入金	入金	入金	11265
0718	入金	入金	入金	10385
0718	入金	入金	入金	10185
0719	入金	入金	入金	5415
0714	入金	入金	入金	5774
0724	入金	入金	入金	5104
0724	入金	入金	入金	7874
0801	入金	入金	入金	5804
0801	入金	入金	入金	7204
0801	入金	入金	入金	8944
0804	入金	入金	入金	8774
0808	入金	入金	入金	5474
0820	入金	入金	入金	8174
0828	入金	入金	入金	8004
0828	入金	入金	入金	5804
0828	入金	入金	入金	5444
0828	入金	入金	入金	8444

2005.10.31 現在  
 簿記 二利用履歴  
 入金履歴株式会社

ICF 二利用履歴  
 カネキ10  
 簿記 2005

月日	簿記 二利用履歴	種別	二利用履歴	金額
0928	入金	入金	入金	5854
0928	入金	入金	入金	5444
0928	入金	入金	入金	8444
0928	入金	入金	入金	7924
0928	入金	入金	入金	7764
1003	入金	入金	入金	7984
1003	入金	入金	入金	7244
1003	入金	入金	入金	0904
1006	入金	入金	入金	0584
1007	入金	入金	入金	8274
1012	入金	入金	入金	5824
1012	入金	入金	入金	5584
1018	入金	入金	入金	5144
1018	入金	入金	入金	4844
1023	入金	入金	入金	4404
1023	入金	入金	入金	4004
1024	入金	入金	入金	3814
1024	入金	入金	入金	2464
1031	入金	入金	入金	6464

2005.10.31 現在  
 簿記 二利用履歴  
 入金履歴株式会社

ICN-ES 山形県		力=10	ICN-ES 山形県
月日		種別	種別
		二列用機新	二列用機新
		(乗客 20名)	種別
0518	乗重 北北線 X X		8685
0526	乗重 北北線 X X		8481
0810	乗重 北北線 X X		8285
0712	入貨 東田橋重	現金	11285
0712	入貨 東北海井	出割 東田橋重	10885
0712	乗重 六次大空交		8185
0716	入貨 田重 X X X	出荷 田重 X X X	8415
0718	入貨 田重 X X X	出荷 仙田 X X X	8724
0722	乗重 六次大空交		8194
0714	入貨 東田橋重	出割 東北海井	257 X
0801	乗重 北北線 X X		7804
0801	入貨 岩田町重	出割 東田橋重	7204
0808	乗重 北北線 X X		8274
0809	入貨 東北海井	出割 東田橋重	8474
0808	入貨 東田橋重	出割 東北海井	8174
0928	乗重 北北線 X X		8004
0828	入貨 東北海井	出割 東田橋重	8854
0828	入貨 東田橋重	出割 東北海井	8444
0828	入貨 東田橋重	現金	8444
2009-10-29	18:07		山形県北北線株式会社

10月1日以前通帳  
（振り込み）

月日	種別	ご利用通帳	金額
0920	入掛	東北銀行	5854
0920	入掛	東北銀行	5444
0920	入掛	東北銀行	5444
0920	入掛	東北銀行	8224
0920	入掛	東北銀行	7974
0920	入掛	東北銀行	7254
0920	入掛	東北銀行	7694
1003	入掛	東北銀行	7244
1003	入掛	東北銀行	8304
1003	入掛	東北銀行	8384
1007	入掛	東北銀行	8274
1012	入掛	東北銀行	5824
1012	入掛	東北銀行	5594
1013	入掛	東北銀行	5144
1023	入掛	東北銀行	4844
1023	入掛	東北銀行	4294
1024	入掛	東北銀行	3914
1024	入掛	東北銀行	3464

10月31日現在  
2023.10.31 08:52  
三井住友銀行 東北支店

10月1日以前通帳  
（振り込み）

月日	種別	ご利用通帳	金額
1012	入掛	東北銀行	5134
1013	入掛	東北銀行	5144
1023	入掛	東北銀行	4894
1024	入掛	東北銀行	4264
1024	入掛	東北銀行	3814
1024	入掛	東北銀行	3464
1024	入掛	東北銀行	6484
1024	入掛	東北銀行	6284
1024	入掛	東北銀行	5074
1024	入掛	東北銀行	5454
1024	入掛	東北銀行	5284
1024	入掛	東北銀行	4774
1024	入掛	東北銀行	4424
1024	入掛	東北銀行	4274
1024	入掛	東北銀行	3994
1024	入掛	東北銀行	3854
1024	入掛	東北銀行	3314

10月31日現在  
2023.10.31 11:20  
三井住友銀行 東北支店

10月1日以前通帳  
（振り込み）

月日	種別	ご利用通帳	金額
1023	入掛	東北銀行	5482
1023	入掛	東北銀行	4224
1024	入掛	東北銀行	3914
1024	入掛	東北銀行	3464
1024	入掛	東北銀行	3184
1024	入掛	東北銀行	2874
1024	入掛	東北銀行	2684
1024	入掛	東北銀行	2484
1024	入掛	東北銀行	2284
1024	入掛	東北銀行	2084
1024	入掛	東北銀行	1884
1024	入掛	東北銀行	1684
1024	入掛	東北銀行	1484
1024	入掛	東北銀行	1284
1024	入掛	東北銀行	1084
1024	入掛	東北銀行	884
1024	入掛	東北銀行	684
1024	入掛	東北銀行	484
1024	入掛	東北銀行	284

10月31日現在  
2023.10.31 12:28  
三井住友銀行 東北支店

日期	地點	類別	金額
0801	入帳	廣東銀行	445
0802	入帳	廣東銀行	155
0803	入帳	廣東銀行	2155
0804	入帳	廣東銀行	2725
0805	入帳	廣東銀行	2485
0806	入帳	廣東銀行	1815
0807	入帳	廣東銀行	1185
0808	入帳	廣東銀行	505
0809	入帳	廣東銀行	2905
0810	入帳	廣東銀行	9545
0811	入帳	廣東銀行	3355
0812	入帳	廣東銀行	3065
0813	入帳	廣東銀行	2865

2003.12.28.12  
廣東銀行









ICカード番号	利用明細	利用駅	利用種別	金額
0908	利用	新大塚	乗車	1023
0909	乗車	新大塚	乗車	543
0928	乗車	新大塚	乗車	373
1011	乗車	新大塚	乗車	2133
1012	乗車	新大塚	乗車	1843
1013	乗車	新大塚	乗車	1253
1028	乗車	新大塚	乗車	1973
1109	乗車	新大塚	乗車	533
1109	乗車	新大塚	乗車	243
1110	乗車	新大塚	乗車	2243
1110	乗車	新大塚	乗車	1853
1110	乗車	新大塚	乗車	1653
1110	乗車	新大塚	乗車	1373

2024-1-16 07:50

本久野駅 801 発行  
JR西日本

毎度ありがとうございます。







1071-下二利用度目

（集積）  
 1071-下二利用度目

月日	種別	品名	数量	単位	備考
0310	入庫	新造	1000	個	
0317	入庫	新造	1000	個	
0508	入庫	新造	1000	個	
0507	入庫	新造	1000	個	
0627	入庫	新造	1000	個	
0822	入庫	新造	1000	個	
0814	入庫	新造	1000	個	
0718	入庫	新造	1000	個	
0715	入庫	新造	1000	個	
0712	入庫	新造	1000	個	
0714	入庫	新造	1000	個	
0712	入庫	新造	1000	個	
0714	入庫	新造	1000	個	

1071-下二利用度目  
 1071-下二利用度目  
 1071-下二利用度目

日期		時間		地點		票價	
0801	入場	二時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0802	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0803	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0804	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0805	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0806	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0807	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0808	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0809	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0810	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0811	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0812	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0813	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0814	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0815	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0816	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0817	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0818	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0819	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0820	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0821	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0822	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0823	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0824	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0825	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0826	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0827	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0828	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0829	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0830	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00
0831	入場	六時	開演	新嘉坡	新嘉坡	5.00	5.00

利用履歴

2014.11.10 (最新)

日付	種別	ご利用場所	種別	ご利用場所	金額
0801	入場	南海線金山	出場	南海線津	5600
0802	入場	大地XXX	出場	大地XXX	5600
0803	入場	南海線津	出場	南海線金山	5400
0804	入場	南海線津	出場	南海線金山	5400
0805	入場	南海線金山	出場	南海線津	5800
0708	乗車	入大空文			4800
0709	入場	JR東XXX	出場	JR東XXX	5600
0710	入金	JR東XXX	現金		6500
0714	入場	JR東XXX	出場	JR東XXX	7800
0714	乗車	入大空文			7200
0714	入場	南海線津	出場	南海線金山	7000
0808	入場	南海線金山	出場	南海線津	6700
0808	入場	大地XXX	出場	大地XXX	6400
0804	入場	大地XXX	出場	大地XXX	6100
0804	入場	南海線津	出場	南海線金山	5800
0809	入場	南海線津	出場	南海線金山	5700
1012	入場	南海線金山	出場	南海線津	5400
1012	入場	大地XXX	出場	大地XXX	5000
1011	入場	大地XXX	出場	大地XXX	4000
1018	入場	南海線津	出場	南海線金山	4500

2014.11.12 18:38  
南海電気鉄道株式会社

利用履歴

2014.11.10 (最新)

日付	種別	ご利用場所	種別	ご利用場所	金額
0802	入場	南海線金山	出場	南海線津	4700
0803	入場	大地XXX	出場	大地XXX	5000
0804	入場	大地XXX	出場	大地XXX	5000
0804	入場	南海線津	出場	南海線金山	5400
0808	入場	南海線津	出場	南海線金山	5700
1012	入場	南海線金山	出場	南海線津	6400
1012	入場	大地XXX	出場	大地XXX	4100
1013	入場	大地XXX	出場	大地XXX	4000
1013	入場	南海線津	出場	南海線金山	5000
1108	入場	南海線金山	出場	南海線津	4000
1108	入場	大地XXX	出場	大地XXX	4000
1110	入場	大地XXX	出場	大地XXX	3200
1110	入場	南海線津	出場	南海線金山	3400

2014.11.24 18:38  
南海電気鉄道株式会社

委員会視察の為  
ICOCA 4枚  
直近2の  
1/13 ¥5000 + 1  
@ ¥290 × 4回 = ¥1160. Fy = E14



1件のカード情報が見つかりました

2024/01/24 午後4:15 更新 (01 01 01 12 A9 1A FE 02)

ICOCA

¥3,437

2023/11/10(金)	鉄道SF	¥3,437	- ¥290
入場	南海 難波		
出場	南海 浅香山		
2023/11/10(金)	鉄道SF	¥3,727	- ¥290
入場	Osaka Metro 新大阪		
出場	Osaka Metro 難波(なんば)		
2023/11/09(木)	鉄道SF	¥4,017	- ¥290
入場	Osaka Metro 難波(なんば)		
出場	Osaka Metro 新大阪		
2023/11/09(木)	鉄道SF	¥4,307	- ¥290
入場	南海 浅香山		
出場	南海 難波		
2023/10/13(金)	鉄道SF	¥4,597	- ¥290
入場	南海 難波		
出場	南海 浅香山		
2023/10/13(金)	鉄道SF	¥4,887	- ¥290
入場	Osaka Metro 新大阪		
出場	Osaka Metro 難波(なんば)		
2023/10/12(木)	鉄道SF	¥5,177	- ¥290
入場	Osaka Metro 難波(なんば)		
出場	Osaka Metro 新大阪		
2023/10/12(木)	鉄道SF	¥5,467	- ¥290
入場	南海 浅香山		
出場	南海 難波		
2023/09/08(金)	鉄道SF	¥5,757	- ¥160
入場	南海 堺東		
出場	南海 浅香山		
2023/08/04(金)	鉄道SF	¥5,917	- ¥260
入場	南海 難波		

11/9 11/10

委員会視察の為

ICOCA 4回分

最後の

11/3 ¥5,000 57

@ ¥290 × 4回 = ¥1,160

残高

107-1-1 利用履歴  
 氏名: [REDACTED] (住所: [REDACTED])  
 種別: 利用新 (貸付) (貸付)

月日	種別	金額	借入	返済	残高
0410	入場	1405	X		1405
0601	入場	1005	X		2410
0601	入場	1005	X		3415
0601	入場	3005	X		6420
0602	入場	2715	X		9135
0602	入場	2455	X		11590

2023-11-18:47  
 津久野駅-R02発行  
 毎度あつたごうございます。 JF西日本

107-1-1 利用履歴  
 氏名: [REDACTED] (住所: [REDACTED])  
 種別: 利用新 (貸付) (貸付)

月日	種別	金額	借入	返済	残高
0410	入場	480	X		480
0410	入場	1280	X		1760

2023-11-11:01  
 津久野駅-R02発行  
 毎度あつたごうございます。 JF西日本

107-1-1 利用履歴  
 氏名: [REDACTED] (住所: [REDACTED])  
 種別: 利用新 (貸付) (貸付)

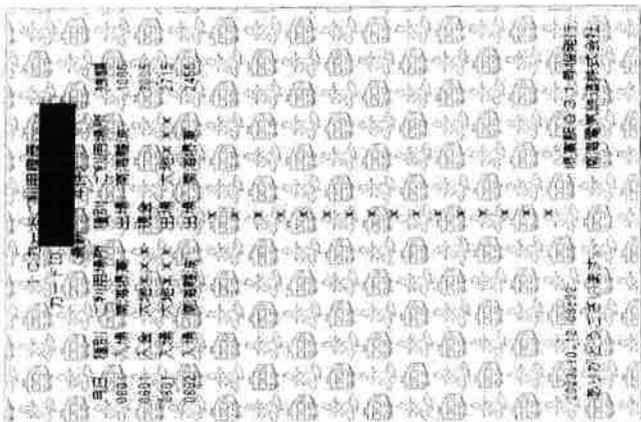
月日	種別	金額	借入	返済	残高
0410	入場	1405	X		1405
0410	入場	1285	X		2690

2023-11-17:02  
 津久野駅-R02発行  
 毎度あつたごうございます。 JF西日本

107-1-1 利用履歴  
 氏名: [REDACTED] (住所: [REDACTED])  
 種別: 利用新 (貸付) (貸付)

月日	種別	金額	借入	返済	残高
0802	入場	2078	X		2078
0802	入場	2555	X		4633
0802	入場	1685	X		6318
0802	入場	1685	X		8003
0802	入場	1001	X		9004
0802	入場	240	X		9244
0803	入場	421	X		9665
0803	入場	165	X		9830
0803	入場	2344	X		12174
0803	入場	164	X		12338
0803	入場	1754	X		14092

2023-11-17:05:45  
 津久野駅-R02発行  
 毎度あつたごうございます。 JF西日本







071-021 用票石

銀行

月日	種別	金額	種別	金額
0306	入金	1500	現金	1500
0801	入金	1410	出納	1410
0802	入金	650	出納	650
0719	入金	500	出納	500
0719	入金	5450	現金	5450
0714	入金	9000	出納	9000
0714	入金	3000	出納	3000
0722	入金	2010	出納	2010
0725	入金	3500	出納	3500
0724	入金	2400	出納	2400
0311	入金	2000	出納	2000

2022.10.12 10:13  
東京地方裁判所  
債権回収部債権管理官 成田 慎吾

日期	類別	說明	金額
0228	入帳	南港海產	24.00
0229	入帳	南港海產	2800
0230	入帳	南港海產	1010
0231	入帳	南港海產	1820
0232	入帳	南港海產	1880
0233	入帳	南港海產	1040
0234	入帳	南港海產	3140
0235	入帳	南港海產	770
0236	入帳	南港海產	280
0237	入帳	南港海產	2170
0238	入帳	南港海產	680
0239	入帳	南港海產	680
0240	入帳	南港海產	1000
0241	入帳	南港海產	1010
0242	入帳	南港海產	560
0243	入帳	南港海產	40
0244	入帳	南港海產	420
0245	入帳	南港海產	110
0246	入帳	南港海產	110
0247	入帳	南港海產	110
0248	入帳	南港海產	110
0249	入帳	南港海產	110
0250	入帳	南港海產	110
0251	入帳	南港海產	110
0252	入帳	南港海產	110
0253	入帳	南港海產	110
0254	入帳	南港海產	110
0255	入帳	南港海產	110
0256	入帳	南港海產	110
0257	入帳	南港海產	110
0258	入帳	南港海產	110
0259	入帳	南港海產	110
0260	入帳	南港海產	110
0261	入帳	南港海產	110
0262	入帳	南港海產	110
0263	入帳	南港海產	110
0264	入帳	南港海產	110
0265	入帳	南港海產	110
0266	入帳	南港海產	110
0267	入帳	南港海產	110
0268	入帳	南港海產	110
0269	入帳	南港海產	110
0270	入帳	南港海產	110
0271	入帳	南港海產	110
0272	入帳	南港海產	110
0273	入帳	南港海產	110
0274	入帳	南港海產	110
0275	入帳	南港海產	110
0276	入帳	南港海產	110
0277	入帳	南港海產	110
0278	入帳	南港海產	110
0279	入帳	南港海產	110
0280	入帳	南港海產	110
0281	入帳	南港海產	110
0282	入帳	南港海產	110
0283	入帳	南港海產	110
0284	入帳	南港海產	110
0285	入帳	南港海產	110
0286	入帳	南港海產	110
0287	入帳	南港海產	110
0288	入帳	南港海產	110
0289	入帳	南港海產	110
0290	入帳	南港海產	110
0291	入帳	南港海產	110
0292	入帳	南港海產	110
0293	入帳	南港海產	110
0294	入帳	南港海產	110
0295	入帳	南港海產	110
0296	入帳	南港海產	110
0297	入帳	南港海產	110
0298	入帳	南港海產	110
0299	入帳	南港海產	110
0300	入帳	南港海產	110

南港海產



ICカードご利用履歴

カードID: [REDACTED]

(最新 27件)

月日	種別	ご利用場所	種別	ご利用場所	残高
0107	入金	南海堺駅	現金		1500
0804	積立	JR西×××			1330
0114	入場	大地×××	出場	南海堺駅	1040
1114	入場	南海難波	出場	南海堺駅	750
1209	入場	大地×××	出場	大地×××	560
1209	入場	南海難波	出場	南海堺駅	275
1215	入金	南海新中央	現金		280
1215	入場	南海堺駅	出場	南海新中央	5
0124	入金	大地×××	現金		2000
0124	入場	大地×××	出場	大地×××	1210
0124	入場	南海難波	出場	南海堺駅	1420

2024.10.28 11:36

南海電鉄株式会社

ICカードご利用履歴

カードID: [REDACTED]

(最新 10件)

月日	種別	ご利用場所	種別	ご利用場所	残高
0804	積立	JR西×××			1330
1114	入場	大地×××	出場	大地×××	1040
1114	入場	南海難波	出場	南海堺駅	750
1209	入場	大地×××	出場	大地×××	560
1209	入場	南海難波	出場	南海堺駅	275
1215	入金	南海新中央	現金		280
1215	入場	南海堺駅	出場	南海新中央	5
0124	入金	大地×××	現金		2000
0124	入場	大地×××	出場	大地×××	1210
0124	入場	南海難波	出場	南海堺駅	1420

2024.10.31 11:32

南海電鉄株式会社

$$1330 - 1040 = 290$$

} 残 ¥270 現金 ¥20 不足 12. ¥290 = 2 出場  
 ¥2015 請求 IV = 557 ¥270 の子 残 = 214

$$7/7 \quad ¥1,500 \quad 4\text{円} = \dots$$

$$¥290 + ¥270 = ¥560 \quad \text{残} = 214$$

$$¥1,500 - ¥560 = ¥940$$

1 = 要領記!





ICカードご利用明細  
 カート番: [REDACTED]  
 最新 (12件)

月日	種別	金額	残高
10/18	貸入金	5,477	5,657
10/28	貸入金	5,257	10,914
11/13	貸入金	5,037	15,951
11/14	貸入金	4,807	20,758
11/17	貸入金	4,517	25,275
01/27	貸入金	3,877	29,152
03/21	貸入金	3,657	32,809
03/22	貸入金	3,517	36,326
03/22	貸入金	3,337	39,663

2024-4-7 18:08  
 ICカードご利用明細  
 三國クレジットサービス株式会社  
 三國クレジットサービス株式会社

日期	類別	金額	用途	金額
0222	入帳	450	南港明豐	450
0224	入金	580	南港明豐	580
0225	入金	500	南港明豐	500
0225	入金	4750	南港明豐	4750
0225	入金	4329	南港明豐	4329
0225	入金	4330	南港明豐	4330
0225	入金	3740	南港明豐	3740
0225	入金	3280	南港明豐	3280
0225	入金	3840	南港明豐	3840
0225	入金	2570	南港明豐	2570
0225	入金	2307	南港明豐	2307
0225	入金	1543	南港明豐	1543
0225	入金	1580	南港明豐	1580
0225	入金	5180	南港明豐	5180
0225	入金	510	南港明豐	510
0225	入金	3910	南港明豐	3910
0225	入金	3170	南港明豐	3170
0225	入金	1230	南港明豐	1230
0225	入金	1316	南港明豐	1316

1950年一月至三月

（單位：噸）

月日	類別	項目	數量
101	入港	東北海井	8784
101	入港	東北海井	4844
114	入港	東北海井	4774
120	入港	東北海井	4424
120	入港	東北海井	4114
120	入港	東北海井	3874
120	入港	東北海井	3714
120	入港	東北海井	3214
120	入港	東北海井	2874
120	入港	東北海井	2684
120	入港	東北海井	1884
120	入港	東北海井	1674
120	入港	東北海井	1654
120	入港	東北海井	874
120	入港	東北海井	844
120	入港	東北海井	1244
120	入港	東北海井	1204
120	入港	東北海井	1104
120	入港	東北海井	1154

（單位：噸）

（單位：噸）

LOR-15-11 明碼表		LOR-15-11 明碼表	
日期	時間	地點	說明
1012	入港	大埔	入港
1013	入港	大埔	入港
1014	入港	大埔	入港
1015	入港	大埔	入港
1016	入港	大埔	入港
1017	入港	大埔	入港
1018	入港	大埔	入港
1019	入港	大埔	入港
1020	入港	大埔	入港
1021	入港	大埔	入港
1022	入港	大埔	入港
1023	入港	大埔	入港
1024	入港	大埔	入港
1025	入港	大埔	入港
1026	入港	大埔	入港
1027	入港	大埔	入港
1028	入港	大埔	入港
1029	入港	大埔	入港
1030	入港	大埔	入港
1031	入港	大埔	入港
1032	入港	大埔	入港
1033	入港	大埔	入港
1034	入港	大埔	入港
1035	入港	大埔	入港
1036	入港	大埔	入港
1037	入港	大埔	入港
1038	入港	大埔	入港
1039	入港	大埔	入港
1040	入港	大埔	入港
1041	入港	大埔	入港
1042	入港	大埔	入港
1043	入港	大埔	入港
1044	入港	大埔	入港
1045	入港	大埔	入港
1046	入港	大埔	入港
1047	入港	大埔	入港
1048	入港	大埔	入港
1049	入港	大埔	入港
1050	入港	大埔	入港
1051	入港	大埔	入港
1052	入港	大埔	入港
1053	入港	大埔	入港
1054	入港	大埔	入港
1055	入港	大埔	入港
1056	入港	大埔	入港
1057	入港	大埔	入港
1058	入港	大埔	入港
1059	入港	大埔	入港
1060	入港	大埔	入港
1061	入港	大埔	入港
1062	入港	大埔	入港
1063	入港	大埔	入港
1064	入港	大埔	入港
1065	入港	大埔	入港
1066	入港	大埔	入港
1067	入港	大埔	入港
1068	入港	大埔	入港
1069	入港	大埔	入港
1070	入港	大埔	入港
1071	入港	大埔	入港
1072	入港	大埔	入港
1073	入港	大埔	入港
1074	入港	大埔	入港
1075	入港	大埔	入港
1076	入港	大埔	入港
1077	入港	大埔	入港
1078	入港	大埔	入港
1079	入港	大埔	入港
1080	入港	大埔	入港
1081	入港	大埔	入港
1082	入港	大埔	入港
1083	入港	大埔	入港
1084	入港	大埔	入港
1085	入港	大埔	入港
1086	入港	大埔	入港
1087	入港	大埔	入港
1088	入港	大埔	入港
1089	入港	大埔	入港
1090	入港	大埔	入港
1091	入港	大埔	入港
1092	入港	大埔	入港
1093	入港	大埔	入港
1094	入港	大埔	入港
1095	入港	大埔	入港
1096	入港	大埔	入港
1097	入港	大埔	入港
1098	入港	大埔	入港
1099	入港	大埔	入港
1100	入港	大埔	入港

10月5日 出納簿		10月5日 出納簿	
月日	摘要	金額	摘要
10/1	入金 現金	2133	現金
10/1	入金 現金	1849	現金
10/2	入金 現金	1553	現金
10/3	入金 現金	1265	現金
10/4	入金 現金	973	現金
10/5	入金 現金	782	現金
10/6	入金 現金	593	現金
10/7	入金 現金	404	現金
10/8	入金 現金	215	現金
10/9	入金 現金	25	現金
10/10	入金 現金	10	現金
10/11	入金 現金	5	現金
10/12	入金 現金	0	現金
10/13	入金 現金	0	現金
10/14	入金 現金	0	現金
10/15	入金 現金	0	現金
10/16	入金 現金	0	現金
10/17	入金 現金	0	現金
10/18	入金 現金	0	現金
10/19	入金 現金	0	現金
10/20	入金 現金	0	現金
10/21	入金 現金	0	現金
10/22	入金 現金	0	現金
10/23	入金 現金	0	現金
10/24	入金 現金	0	現金
10/25	入金 現金	0	現金
10/26	入金 現金	0	現金
10/27	入金 現金	0	現金
10/28	入金 現金	0	現金
10/29	入金 現金	0	現金
10/30	入金 現金	0	現金
10/31	入金 現金	0	現金

日期	類別	說明	金額	摘要
10/2	入帳	廣地北野田	7288	廣地北野田
10/2	入帳	北地X X X	7793	北地X X X
10/7	入帳	北地X X X	7106	北地X X X
10/8	入帳	廣地北野田	6899	廣地北野田
10/10	入帳	廣地北野田	8282	廣地北野田
10/10	入帳	北地X X X	5078	北地X X X
10/10	入帳	北地X X X	5683	北地X X X
10/10	入帳	北地X X X	899	北地X X X
10/10	入帳	北地X X X	8218	北地X X X

107-531明証  
 刀-F10 (機新) 8巻

月日	種別	出川地	種別	出川地	焼酎
1012	入場	青森県	出場	青森県	5467
1013	入場	大館	出場	大館	5177
1013	入場	大館	出場	大館	4887
1018	入場	青森県	出場	青森県	4587
1108	入場	青森県	出場	青森県	4077
1108	入場	大館	出場	大館	3227
1110	入場	青森県	出場	青森県	3427

2014.4.21 107-531 明証  
 焼酎 531 2 巻 明証  
 刀-F10 (機新) 8巻

月日	種類	方向	金額	備考
10/13	入場	大塚	1840	
10/19	入場	大塚	840	
10/25	入場	大塚	085.2	
10/26	入場	大塚	248.9	
10/27	入場	大塚	172.2	
10/27	入場	大塚	188.8	
10/31	入場	大塚	159.0	
11/1	入場	大塚	130.0	
11/1	入場	大塚	101.0	
11/1	入場	大塚	72.8	
12/1	入場	大塚	42.2	
12/1	入場	大塚	12.0	
12/1	入場	大塚	121.0	
12/1	入場	大塚	82.8	
02/23	入場	大塚	84.0	
02/23	入場	大塚	6.40	
02/23	入場	大塚	40.0	
02/23	入場	大塚	18.0	